

令和4年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和4年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○報告第2号～議案第6号、議案第28号～議案第33号及び議案第35号～議案 第39号の一括上程、説明	11
○散会の宣告	15

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	17
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

10番 寺 門 厚 君

新型コロナウイルス感染症に関する後遺症について	20
-------------------------	----

部活動改革について……………	2 4
改正所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法について……………	3 3
9 番 花 島 進 君	
インボイス制度について……………	3 8
いじめ対策について……………	4 0
サイクリング振興について……………	4 3
東海第2原発への対応について……………	4 5
那珂市の水道水源について……………	4 6
事務ミスにより誤送金が発生した場合の対応について……………	4 8
1 2 番 古 川 洋 一 君	
市民アンケートについて……………	5 0
2 番 小 泉 周 司 君	
防犯灯の整備について……………	6 4
生活道路の整備について……………	6 9
特産品ブランドについて……………	7 4
1 1 番 木 野 広 宣 君	
指定ゴミ袋について……………	8 1
災害対応について……………	8 3
母子手帳のアプリ導入について……………	8 9
健康寿命の延伸について……………	9 0
○散会の宣告……………	9 2

第 3 号 （6月7日）

○議事日程……………	9 3
○本日の会議に付した事件……………	9 3
○出席議員……………	9 3
○欠席議員……………	9 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 4
○議会事務局職員……………	9 4
○開議の宣告……………	9 5
○諸般の報告……………	9 5
○一般質問……………	9 5
1 番 原 田 陽 子 君	
消費生活センターについて……………	9 6
高齢者のデジタルディバイド解消について……………	9 9

屋外でのマスク着用について……………	1 0 2
8 番 富 山 豪 君	
買物弱者への対策……………	1 0 7
国旗掲揚の推奨について……………	1 1 2
3 番 小 池 正 夫 君	
子ども家庭総合支援拠点について……………	1 1 7
那珂市の農業の担い手確保について……………	1 1 9
障がい者の地域移行の推進について……………	1 2 3
5 番 石 川 義 光 君	
老障介護について……………	1 2 8
○議案等の質疑……………	1 3 5
○議案の委員会付託……………	1 3 5
○散会の宣告……………	1 3 6
第 4 号 (6月21日)	
○議事日程……………	1 3 7
○本日の会議に付した事件……………	1 3 7
○出席議員……………	1 3 7
○欠席議員……………	1 3 8
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 3 8
○議会事務局職員……………	1 3 8
○開議の宣告……………	1 3 9
○諸般の報告……………	1 3 9
○議案第28号～議案第33号及び議案第35号～議案第39号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	1 3 9
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 3
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 4
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 5
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 6
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	1 4 7
○閉会の宣告……………	1 4 7
○署名議員……………	1 4 9

那珂市告示第 8 1 号

令和 4 年第 2 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 4 年 6 月 2 日（木）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和4年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期20日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	6月2日	木	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案第34号の上程・説明・質疑 ・討論・採決 6. 議案の上程・説明
第2日	6月3日	金		休 会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月4日	土		休 会	
第4日	6月5日	日		休 会	
第5日	6月6日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問(寺門、花島、古川、小泉、木野)
第6日	6月7日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、富山、小池、石川) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第7日	6月8日	水		休 会	(議事整理)
第8日	6月9日	木	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月10日	金	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月11日	土		休 会	
第11日	6月12日	日		休 会	
第12日	6月13日	月	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第13日	6月14日	火	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第14日	6月15日	水		休 会	(議事整理)
第15日	6月16日	木		休 会	(議事整理)
第16日	6月17日	金		休 会	(議事整理)
第17日	6月18日	土		休 会	
第18日	6月19日	日		休 会	
第19日	6月20日	月	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会(討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 2 0 日	6 月 2 1 日	火	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	勝 村 晃 夫 君	14 番	武 藤 博 光 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

令和4年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月2日）

令和4年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和4年6月2日（木曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第34号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案等の上程説明
- 報告第 2号 令和3年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 4号 令和3年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 6号 令和3年度那珂市下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第29号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）
- 議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）
- 議案第39号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番 原 田 陽 子 君

2番 小 泉 周 司 君

3番 小 池 正 夫 君

4番 萩 谷 俊 行 君

5 番 石 川 義 光 君
 7 番 大和田 和 男 君
 9 番 花 島 進 君
 1 1 番 木 野 広 宣 君
 1 3 番 勝 村 晃 夫 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 福 田 耕四郎 君

6 番 關 守 君
 8 番 富 山 豪 君
 1 0 番 寺 門 厚 君
 1 2 番 古 川 洋 一 君
 1 4 番 武 藤 博 光 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	飛 田 良 則 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	事 務 局 次 長	横 山 明 子 君
次 長 補 佐 (総 括)	大 内 秀 幸 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（萩谷俊行君） 会議に先立ちまして、全国及び茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功勞に対し表彰がありましたので、伝達を行います。

このたび、2名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し表彰を受けました。誠にめでたく、心からお喜び申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を呼び上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰、20年以上在職議員として、議席番号17番、福田耕四郎議員、同じく10年以上在職議員として、議席番号10番、寺門 厚議員、茨城県市議会議長会表彰、20年以上在職議員として、議席番号17番、福田耕四郎議員でございます。

それでは、表彰伝達式を行います。

表彰状 那珂市 福田耕四郎殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会 会長 清水富雄

代読です。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市議会議員 福田耕四郎殿

あなたは市議会議員の職に当たること20年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和4年4月18日

茨城県市議会議長会 会長 須田浩和

代読です。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 寺門 厚殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められたその功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和4年5月25日

全国市議会議長会 会長 清水富雄

代読です。

おめでとうございます。

なお、福田耕四郎議員には、全国市議会議長会、建設運輸委員会及び茨城県市議会議長会よりそれぞれ感謝状も贈られております。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、福田耕四郎議員より謝辞がございます。

〔17番 福田耕四郎君 登壇〕

○17番（福田耕四郎君） 本会議前の貴重な時間をいただきまして、ただいま全国並びに県のほうからの表彰を賜りました。これもひとえに、議場内の皆様はもちろん、多くの関係各位の皆さんのご尽力をいただき、このように二十有余年の議員活動ができたことを心から感謝、そして御礼を申し上げる次第でございます。

振り返ってみますと、平成8年に当選以来、長きにわたりこのように議員活動ができたこと、さらには非常に印象に残るいろんなことがございました。中でも平成17年の那珂市誕生、いわゆる瓜連町との合併、このときのいろんな思いがいまだに鮮明に残っております。また、3.11の震災並びに原発事故、さらには現在も続いてありますがコロナ禍というような、本当に那珂市にとっても歴史に残るような、そういう出来事もたくさんございました。そのたびに、我々の職務としてできる範囲での議員活動をしてきた、そういうことが非常に頭に残っております。これもひとえにやはり皆さんのお力のたまものと、深く感謝と敬意を表する次第でございます。幸いに健康でこれまで来られたということが、非常に私にとっては中身の濃い、こういう時期だったろうと思っておるところでございます。引き続いて、那珂市のさらなる発展はもとより、福祉の向上そして各地域の発展に尽力してまいりたい、こういう考えを持っておるところでございます。本当に貴重な時間を賜りまして、このように多くの皆さんのお力をいただきながらこれまで来られたことに対しまして、心から深く感謝、御礼を申し上げ、謝辞の言葉と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 受賞されました各議員におかれましては、誠におめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

自席にお戻り願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 08 分

再開 午前 10 時 10 分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から、令和4年3月から5月実施分の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、市長から、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、木野広宣議員、12番、古川洋一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告をされております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案第34号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） おはようございます。

令和4年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、先月20日にマスクの着用基準を緩和する政府見解が示されたところであり、県内の感染者が連日1,500人を超えていた頃に比べますと、一定の落ち着きを見せております。これを受け、これまで中止や縮小されてきた各種イベントや学校行事が再開しつつあり、市内でも各中学校の修学旅行が来週5日から実施されるなど、少しずつではありますが、市民の生活に以前のにぎわいや活気が戻ってくるかと感じているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスが収束したわけではございませんので、ここで気を緩めることなく、感染状況を注視しながら、基本的な対策をしっかりと継続していく必要がございます。

ワクチンの接種については、明日3日から対象となる方に4回目の接種券の送付を開始いたします。引き続き市民の健康を守ることを第一に取り組んでまいりますので、議員の皆様には、今後ともお力添え賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第34号の概要について、ご説明申し上げます。

議案第34号をご覧願います。

議案第34号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に国のコロナ禍における緊急対策への対応として、歳入歳出それぞれ4,895万7,000円を追加し、218億9,895万7,000円とするものでございます。歳出の内容として、民生費における子育て世帯生活支援特別給付金事業において、低所得者のひとり親世帯等への

児童1人当たり5万円の給付に係る扶助費等を計上するものでございます。また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金を増額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、議案第34号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎報告第2号～報告第6号、議案第28号～議案第33号及び議案第35号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、報告第2号から第6号まで、議案第28号から第33号まで及び議案第35号から第39号まで、以上16件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） それでは、令和4年第2回那珂市議会定例会に提出いたしました議案等の概要について、ご説明申し上げます。

初めに、報告案件5件の概要について、ご説明申し上げます。

報告第2号をご覧願います。

報告第2号 令和3年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

四中学コミュニティセンター整備事業、戸籍住民基本台帳事務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、子育て臨時応援給付金事

業、低所得ひとり親世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業、遊休農地対策事業、商工業者緊急応援事業、道路維持補修事業、道路改良舗装事業、冠水対策推進事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）、菅谷西小学校屋内運動場大規模改造事業、中学校施設管理事業、第一中学校武道場大規模改造事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第3号をご覧ください。

報告第3号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第4号をご覧ください。

報告第4号 令和3年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

いい那珂協力隊推進事業に係る継続費について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第5号をご覧ください。

報告第5号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場浄水施設更新工事監理業務委託、木崎浄水場電気計装監視制御設備更新工事監理業務委託、木崎浄水場浄水施設更新工事及び木崎浄水場電気計装監視制御設備更新工事に係る継続費について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第6号をご覧ください。

報告第6号 令和3年度那珂市下水道事業会計継続費繰越計算書について。

那珂市下水道事業経営戦略策定業務委託について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

以上が報告案件でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、専決処分についてが3件、条例の一部改正が3件、令和4年度各種会計補正予算が2件、契約の締結についてが2件、その他が1件の計11件でございます。

議案第28号をご覧ください。

議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容としては、個人市民税については、財団法人等への移行期間満了に伴う当該法人への寄附金税額控除の改正、軽自動車税については、商品である軽自動車等への種別割の課税免除の追加、固定資産税については、証明書交付等の際のDV被害者等への支援措置の明確化、下水道除外施設の

特例率を改定、貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例率の新設、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の要件の改正、商業地等の土地について令和４年度限りの負担調整の特例措置、ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第29号をご覧ください。

議案第29号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容としては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例率の新設、商業地等の土地について令和４年度限りの負担調整の特例措置、ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第30号をご覧ください。

議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和４年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ等について改正するものでございます。

続いて、議案第31号をご覧ください。

議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

令和３年度に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受け、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。国家公務員においては、人事院規則の改正により、当該措置のうち非常勤職員に対する育児休業制度が見直されたことから、地方公務員法の趣旨に沿い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第32号をご覧ください。

議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。主な改正内容としては、証明書交付等の際の記載事項の追加、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致、個人市民税における合計所得金額に係る規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の拡充、ほかに関しましては、法律改正に伴う項ずれへの対応でございます。

続いて、議案第33号をご覧ください。

議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正（適用期限の延長）に伴い、那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定機関を、「令和４年３月31日」から「令和６年

3月31日」に2年間延長するとともに、特定業務施設の新增設の適用期限を、「認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで」から「認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで」に1年間延長するものでございます。

続いて、議案第35号をご覧ください。

議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,859万6,000円を追加し、220億9,755万3,000円とするものでございます。歳出の主な内容として、総務費については、コミュニティ助成事業において、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に係る補助金を増額し、高度情報化推進事業において、オンライン会議の環境整備に係る備品購入費等を計上するものでございます。

民生費については、民間保育所等整備事業において、補助基準額の改正等に伴う保育施設の整備に係る補助金を増額し、保育所等感染症対策事業において、保育施設等の紹介動画作成に係る委託料を計上するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、4回目接種に向けワクチン接種等に係る委託料を増額し、聖苑管理事業において、施設の雨漏り対策に係る工事請負費等を計上するものでございます。

農林水産業費については、コロナ禍における外食需要の減少など想定外の影響を受けている稲作経営体を支援するため、農業者緊急応援事業を計上するものでございます。

教育費については、学校教育情報化推進事業において、各小学校のプログラミング教材に係る備品購入費を、幼稚園、小学校、中学校の感染症臨時対策事業において、感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費等を、図書館管理事業において、監視システム設備故障に係る修繕料をそれぞれ計上するものでございます。

災害復旧費については、令和4年3月16日に発生した地震に係る災害対応として、菅谷保育所の小ホール修繕等に係る保育所補助災害復旧事業を、総合センターらぼーるの多目的ホール修繕等に係るコミュニティ施設単独災害復旧事業をそれぞれ計上するものでございます。

また、歳入については、事業債の組替えにより市債を増額し、その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、議案第36号をご覧ください。

議案第36号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、47億1,044万円とするものでございます。歳出の内容として、総務費における介護保険事務費において、マイナンバーの情報連携利用に係るシステム改修の委託料を計上するものでございます。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金及び繰入金を増額するものでございます。

続いて、議案第37号をご覧ください。

議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）。

東消防署配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第38号をご覧願います。

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）。

消防団第2分団第2部及び第3分団第3部配備の小型動力ポンプ付き積載車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第39号をご覧願います。

議案第39号 市道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線の変更をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時34分

令和4年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月6日）

令和4年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和4年6月6日（月曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	勝 村 晃 夫 君	14 番	武 藤 博 光 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君

欠席議員（1名）

17 番 福 田 耕四郎 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	飛 田 良 則 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、17番、福田耕四郎議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。明日7日は、通告6番から9番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。また、拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減させていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染症に関する後遺症について。2. 部活動改革について。3. 改正所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） おはようございます。

議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は久方ぶりのトップバッターということで緊張しておりますけれども、執行部の皆さんには簡潔明瞭なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初の質問は、新型コロナウイルス感染症に関する後遺症についてでございます。

新聞報道によりますと、ヒラハタクリニックの平畑医師は「後遺症は、倦怠感や体の痛みなどが続く。患者が訴えるだるさは、倦怠感という言葉で一くくりにはできないほどひどい。歩けなくなり、トイレに行くのがやっとという人が大勢います。それまで元気だった人が突然動けなくなり、いつ治るかが分からない。想像を絶する苦痛だ」とも述べております。

海外の統計では、感染者の約10%は後遺症になると言われており、国立国際医療研究センターの調べでも、感染した患者の26%が半年後に後遺症があるというデータもございます。

茨城県では、令和3年12月に新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状、後遺症ですね、関わるアンケート調査、対象9,234名、回答者数1,482名、16%の回答率でございますが、この結果が公表されております。

内容につきましては、議長の許可をいただきまして、皆さんのお手元に資料を配付させていただきました。

資料1がこちらでございます。これが、調査結果の概要でございます。

内容については、罹患後症状は女性が多く、30代から50代では約80%を占め、罹患後症状があるのに、受診した割合は20%、約80%の方が受診をしていません。理由は受診先が不明だから。罹患後症状は、脱毛、記憶障害、倦怠感が顕著であるとの分析結果が出ております。

このアンケート調査結果から、罹患後症状の治療や相談体制を整備していくということで、県のほうでも今、準備がされております。

本市のコロナ感染者数は、6月3日現在、1,600人、第6波では医療現場も危機的状況に陥ることなく対応できており、5月以降、減少傾向にあります。しかし、コロナ感染症の罹患患者からは、療養終了後の後遺症に悩む声が聞かれ、後遺症対策が急務であります。

では、質問に入ります。

コロナウイルス感染者の1割から約3割の方が後遺症に悩まされていると。治療やケアが必要とされています現状について、本市ではどのように捉え理解しているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染者のうち、療養終了後にだるさや体の痛み、頭髮の脱毛、嗅覚・味覚障害、不眠、気分の落ち込みなどの症状が見られるケースがあることは承知をしております。

現在のところ、市には、罹患後の症状についての相談は寄せられておりませんが、本市を管轄するひたちなか保健所には、管内にお住まいの方から、週当たり数件の相談が寄せられていると聞いております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まだ本市には、数件の相談があるということですがけれども、新型コロナウイルス感染者で罹患後症状があるのに8割の方が医療機関を受診していない。理由は、症状が回復してきた、受診先が分からないということで、この受診先不明だからという方々は、罹患後の様々な症状を抱え苦しんでいるわけで、一日も早い回復を望んでおります。

こういう方々を救済するための後遺症の治療やケア体制はどのようになっているのか、その周知と後遺症の治療やケアを行う医療機関、相談窓口はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症罹患後の後遺症に対応するため、県では3月、茨城県医師会と連携して、県内52医療機関を罹患後症状外来実施医療機関として、専門的な診察が受けられる体制を整備しました。この中には、本市内の4つの医療機関が含まれております。

対象者は、感染症の療養期間が終了した方で、症状がすぐれない方となります。

罹患後症状チェックシートを使い、ご自分の症状や受診の判断の目安を確認して、かかりつけ医や、感染症の診断を実施した医療機関を受診し、紹介状を発行してもらいます。それを持参し、罹患後症状外来実施機関で診察などを受けるという順序になります。

今述べた内容については、茨城県のホームページに公表されており、市への問合せがあった場合には、この情報をお伝えしています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 本市では4つ医療機関があるということで、ホームページを見ますと、慶和病院、木村医院、さがわ皮膚科、ルリア記念クリニックと、この4か所で診てもら

えるということですので、安心をいたしました。この指定医療機関を受診する要領は分かりました。

さらに、この罹患後症状がある方は、まず、自身で罹患後症状チェックシートで症状の確認をするわけですが、このチェックシートですが、資料2を御覧いただきたいと思います。こちらでございます。

これを見ますと、主な症状ということで5つ書いてありまして、これで自己判断ができるということになっております。療養が終了しており、かつ、一番気になる症状の程度が3以上の方はかかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症の診療検査を受診した医療機関への受診をご検討くださいというふうに書いてあります。

先ほども、その受診先が分からないということの方が多いということなんで、この罹患後症状チェックシートの活用についてどのように周知していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

罹患後症状チェックシートは、新型コロナウイルスに感染後、療養期間が終了しても症状がすぐれない方が、症状の程度を確認し、受診の目安を自分で判断するために使うものとなります。

罹患後症状外来実施医療機関の体制整備がされて間もないこともありまして、この制度は十分には知られておりません。市としまして、広報やホームページなどを活用し、制度についてお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 周知徹底のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

今後、新型コロナウイルス感染症後遺症の治療やケアについて、本市ではどのような取組を実施していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

感染者の情報は、保健所で管理されており、市では把握できないため、対象者へ直接働きかけることはできません。

本市の感染者は、5月20日現在で1,500名を超えており、感染後に何らかの症状が現れている方もおられる可能性があります。

感染後の体調不良など、症状が出た際の相談先について広く認知される必要があると考えております。

繰り返しにはなりますが、市としまして、保健所など関連機関と連携しながら、広報やホームページなどを活用し、制度についてお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市民への周知徹底には、後遺症に悩む方がどこへ連絡すればいいかわかるように、また、現状紹介状なしで後遺症外来へ受診する方が8割もいます。ということです、後遺症に悩む方は、まず、かかりつけ医等へ受診をしてという呼びかけを徹底していただきたい。

かかりつけ医等から後遺症外来への紹介状なしで8割、この受診している現状改善のために、療養証明書というのを現在、発行できるようになっております。これは自分でMy・HER-SYSというシステムを使って発行できて医療請求費などに使っている現状があります。こちらを、療養証明書を紹介状代わりに使ってはどうか。紹介状とは4,000円ほどかかりますので、必ず負担がつかまといいますので、この辺も改善していただきたいなということで、県のほうへ要望していただきたいというふうにお願いしておきます。

罹患後症状がひどく、事業者から退職を要求されたり、不当な配置替えなどの不安を抱えることがないよう、安心して療養ができるよう休暇取得や勤務時間の短縮、テレワークの活用など負担軽減への配慮を各事業所への周知も徹底をお願いしたいと思います。

長引くコロナウイルス感染症ですが、5月連休明け以降、感染者数が減少傾向にございます。終息後、目に見えてきているのかなというふうには思いますけれども、経済活動も動き出し、スポーツやお祭り、イベント等も条件つきで開催され、マスクもTPOを考慮し解禁となっています。日常が戻りつつあるというふうに思います。

今月から、4回目のワクチン接種が始まりますが、最近、PCR検査が少ないような気がしますし、検査結果の精度問題もあつたりしておりますけれども、今、PCR検査体制はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

PCR検査は、発熱などの症状がある方、薬局などで入手した抗原検査キットを用いた検査で陽性だった方については、診療・検査医療機関で検査が受けられる体制になっております。

茨城県が実施する、薬局などで無料でPCR検査を受けることができる事業ですが、4月からは、感染不安のみを理由とする検査は対象外となっております。

現在は、無症状で、飲食、イベント、旅行・帰省、仕事などの経済社会活動に際して検査が必要な方に対象を限定して実施しております。この期間は6月30日までとなります。市民の方からお問合せがあった場合は、この内容をご案内しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 無料でPCR検査を受けられるのは今月末までということでありました。今後も、第7波に備えたPCR検査体制の整備をお願いしたいと思います。

今月から、4回目のワクチン接種が始まります。マスク着用は条件つきで外せるようになりますし、経済活動をし、ふだんの生活に徐々に戻していきたいと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の後遺症者がこれから増えてくるだろうということは間違いございません。本市でも、相談窓口の充実、後遺症情報の周知徹底、那珂医師会と連携した診療体制をしっかりと整備をしていただきたいことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次は、部活動改革についてでございます。

先月5月17日の茨城新聞に、教職員の長時間労働の一因となっている部活動の改革案を検討してきました茨城県教育委員会の有識者会議が、部活動の運営を地域のスポーツクラブに委ねる地域移行を柱とした提言をまとめました。県の教育委員会はこれを受け、本年度中に茨城県部活動の運営方針を改定し、休日返上で部活動指導に当たる中学校や高校の教諭を2025年度末までにゼロにすることを目指すというふうに伝えております。

部活動改革について、本市中学校の現状と今後についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、中学校部活動の現状についてでございますけれども、各中学校ごとの部活動の部数、人数、顧問、経験者、それ以外、外部指導者活用人数について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

運動部と文化部の合計で、部数、部員数、顧問の状況、外部指導者の順でお答えをいたします。

第一中学校は、13部、324人、顧問13人のうち未経験者が5人、外部指導者は3人です。第二中学校は、8部、163人、顧問9人のうち未経験者4人、外部指導者2人です。第三中学校は、8部、156人、顧問15人のうち未経験者11人、外部指導者は2人です。第四中学校は、13部、375人、顧問13人のうち未経験者2人、外部指導者は3人です。最後、瓜連中学校は、8部、154人、顧問8人のうち未経験者2人、外部指導者はおりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 部活動は自主参加、強制するものではありませんが、この数、在校生徒を比較、分析しますと、全体では参加率88%になります。結構皆さん参加をしておられるなということが分かります。

部の数は13部と8部と、これは教員の総数の割合でその半数以下にしろという規定がございますので、そういうふうになっているということですね。

それから、顧問の先生も経験ありなしでその配置の仕方によって変わってくるということで差が出ているんだろうなというふうに思います。

意外に思いましたのは、外部指導員の数が少ないということです。10名しかいません。もっと活用してもいいのかなというふうに思います。また、複数顧問制を取っているところも

あり、先生方の負担軽減と、担当する部の未経験者の顧問は担当することによってスポーツを経験でき、次にやっぱり正顧問として成長できるということで、大変いい取組だなと私は思います。そして、働き方改革へつながるものだというふうにも思います。

それから、部の内容については、確認しましたところ、スポーツは男子、女子の別はありますけれども、市内中学校では、野球、サッカー、バレーボール、バスケット、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道の8種目、文化部については吹奏楽と美術部の2部となっております。それぞれスポーツ、文化部、ともに活発に活動され大会参加など多くの発表の場があり、さらに地域との交流も深めている現状があるので、非常にいい活動をされているなというふうに私は思います。

文化部の活動についてなんですけれども、吹奏楽部は、自治会などのイベントに参加する機会もあり、地域との交流も図れていると感じますけれども、美術部についても、地域での発表の機会を持つなど交流を図ってほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

美術部は、第一、第三、第四中学校に設置をされております。

第一中学校と第四中学校では、今年の3月に、菅谷まちづくり委員会が那珂市立図書館を会場に企画した菅・まち美術展に作品を出展し、地域と協働で実施した実績がございます。

第三中学校では、運動部が大会に出場する際の壮行会で、応援ポスターを作成し貼り出すなど、学校内ではありますが、活動の成果を発表する機会を設けております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在は地域との交流を始めたところと校内のみで活動をしているというところとあるということが分かりました。

この美術の範囲というのは非常に広いと思いますんで、やっぱり、那珂市にも那珂ふるさと大使を務める青木芳昭さんがいらっしゃいます。この方は京都芸術大学の大学院、芸術研究科の教授もされており、西洋画、日本画、水墨画、これらの画材の研究者としては日本一の研究をされている方でございます。こういう方の美術、芸術への道をなぜ目指したのかなども含め、美術の講義をしていただくという交流の仕方もあるだろうなというふうに思いますので、ぜひ今後、検討していただきたいなというふうに思います。

それから、部活で、私いつも気になるのは、毎年新入生7年生が入るんですけれども、希望する部活に入部できているのかどうかと、ちょっと気になるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

大方の中学校では、新入生は既存の部活動に入部しており、ほかに希望があるかどうかの

把握はしておりません。

その中で、第三中学校では、学園内の小学生に対して、昨年12月にアンケートを実施しておりますので、6年生46人の回答についてお答えをいたします。

中学校に入りたい部活動が「ある」と答えた者は30人で、65%、「ない」は6人で、13%、「まだ考えていない」が10人で、22%でした。

学校の規模により部活動の数や種類に違いがあり、希望がかなわないこともあるかと思いますが、その中から生徒たちは、自分の意志あるいは保護者に相談しながら入部先を決定しているものと認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、三中でのアンケート調査ということでまとめていただきましたけれども、65%の生徒が希望する部活動が「ある」と回答があったということでございます。これ、入部はどうだったかなと思って調べますと、先ほど回答をいただいたように96%の方が入部をしているということなので、通常ですと親御さんの強制とかいろいろ、自主という部分がかなり少なくなる部分があるんですけれども、そういうことがなく入部できているのだなというふうに思います。

希望する部が「ない」という方については、やはり、今後、その部活を続けようと思って中学にはない、それから、経験者の顧問が不在であると、少子化に伴う既存部活の廃部等もあり、そうしますとやっぱり続ける場合には学区外の中学校へ行かざるを得ないということで、親御さんもまた大変だなというふうになってしまいます。

これらの問題を解決する策として、広域での部活動の実施、それから、男女別になっていきますけれども、男女同一部制、小学5年生から6年生を対象に中学での部活希望調査を行い、できるだけ希望どおりになるよう、地域指導者の確保をすることも考慮をして実施するよう提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、希望する部活動に入るために学区外の中学校に進学する生徒は、例年一定数おり、令和4年4月は2人でした。教育委員会では、本人や保護者の意向を尊重し、部活動を理由とした進学先の変更を許可しております。

ただいま、議員から各種のご提案をいただきましたので、現時点での考え方を申し上げます。

まず、1点目の広域での活動ですが、既に市内の一部の中学校で合同チームをつくって大会に出場はしております。これをほかの市町村に拡大する場合には、移動の負担のほか、様々な調整が必要になり、教職員の新たな業務負担につながるものと考えます。

2点目の男女合同の部活ですが、現在でも、野球、サッカー、柔道や剣道部などは合同で

設置をしております。生徒数の減少や顧問教諭の確保という課題解決の方法の一つと考えはいたしますが、ほかの部活動に男女合同を拡大した場合に、混合チームでは大会等に出場できないことが考えられます。

3点目は、中学校入学前に希望調査を行い、希望の部活がない場合は、外部指導者を確保して受入れるというご提案でしたが、顧問教諭は配置しなければならないため、教員の定数上、学校の規模に応じた部活動の数や種類とせざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 少子化によっては、必須となる広域活動については、今後、部活の地域移行への課題でもあると思いますので、さらに検討をお願いしたいと思います。

男女合同の部活については、今、答弁ありましたように、既に野球やサッカー、柔道、剣道で実施しているということでございます。という中で、中学校によって、ソフトテニスは男子のみ、それから、バスケットは女子のみ、あるいは男子のみという中学校があり、これ現行経験者の顧問がいるわけで、男女一緒に教えることはできないんでしょうか。入部希望者がいなければ別ですけども、男女一緒に指導できないか、これについても検討をいただきたいと思います。

今後は、参加大会数の減少や、従来の延長ではなく、男女混合チームでの大会開催等もぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、外部指導員の確保につきましては、部活動の地域移行への最重要課題です。今後、しっかりと検討をいただきたいと思います。

しかし、部活はあくまでも学校教育の一環であり、管理、指導、最終責任は学校にあります。顧問制をずっと続けていくのであれば、複数顧問制を取り、未経験者を副顧問とし、経験を積ませ、指導資格研修により正顧問へ育成する養成制度を設置し、今後は対応していただきたいと思いますというふうに思います。

本市でも、これまでに部活動改革、部活動指導員などの外部指導者の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進等を実践してきたと思います。さらに、令和2年9月以降、県教育委員会からの学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に取り組んでいくよう要請が来ております。加えて、本市では、令和3年1月に那珂市部活動の運営方針を定め、部活動の適切な運営を進める取組を推進しております。

部活動改革の進捗状況についてお聞きいたします。

初めに、令和3年1月に、那珂市部活動の運営方針の推進事項についてですけども、適切な運動部活動運営のための体制整備について、校長は、毎年度、学校の部活動に関わる活動方針を策定し、部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出をしています。これは実施されているんでしょうか。また、学校のホームページ等で公表をしているんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校におきまして、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定しております。実際には、茨城県や市の教育委員会において方針の変更がない限り、同じ内容で継続となっております。

顧問は、年間活動計画のほか、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出をしております。

公表につきましては、学校の部活動に係る活動方針を各学校のホームページに記載しております。また、活動計画は保護者に配布をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 実施されているということですので、分かりました。

部活動顧問の指導に関わる業務の適正化、事故防止、活動場所における施設設備の点検や活動における安全対策等についても現場確認の上、方針策定に反映し、円滑なる部活動運営に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、部活動の活動時間並びに適切な休養日等の設定について、実施事項と課題について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校では、市及び各学校の運営方針に基づき、活動時間や休業日を設定しております。活動時間は、平日が2時間程度、休業日は3時間程度で、休養日につきましては、学期中は週当たり2日以上となっております。

しかしながら、依然として、中学校の教員は勤務時間が長い傾向にありますので、今後、超過勤務時間の削減状況によっては、活動時間を短縮することも検討課題になってくるものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 超過勤務時間の削減状況によっては、活動時間短縮することも検討課題との認識をされております。

まさにこの点については、私も同感でございます。と言いますのは、現行の平日2時間、実際の時間ですと16時5分から18時という、それから、休日3.5時間、8時から11時半、あるいは8時半から12時ということで実施をされております。これだけ見ましても、平日では約1時間以上、既に残業が発生しています。休日も加えると週7時間、月間28時間ですね。

今、ある中学の方に伺いましたけれども、残業は月45時間以内を目標にしてやっております。これを達成するには、非常にそういう状況でさらに事務処理、提出物の作成、授業準備

備等を入ると、この45時間というのはなかなか厳しい現実があるということで伺っております。

ということであれば、やはりこの部活の時間を2時間から1時間へ変える、あるいは1時間半に部活時間を設ける。減らすのは1時間から30分、このあたりを時間数にするとやっぱり短縮をしっかりと検討いただきたいんです。そうすることがやっぱり働き方改革へつながると思いますので、ぜひ、日課を見直していただき、部活動の活動時間短縮をぜひとも考慮をし、検討をお願いしたいと思います。

これから、夏本番を迎えますけれども、夏季の熱中症対策、熱中症の暑さ指数というのがありまして、WBGT、これを使って、生徒の状態をよく見てその対策を行っているのかどうか。また、コロナ対策は十分に行っているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

熱中症対策につきましては、小まめな休憩や水分補給はもとより、活動の休止については、生徒の様子とともに、熱中症指数計の数値により客観的に判断をしております。

コロナ対策につきましては、国や県の方針や本市教育委員会のコロナ感染症対策ガイドラインに即して、対策を実施した上で通常の活動をしております。消毒や検温等の体調管理に加え、特に屋内については、密集・密接を避ける、換気も十分に行う、大声を出さないなどに留意をしております。また、大会や対外試合の参加については、感染状況を確認し、慎重に判断をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 熱中症対策、コロナ対策については、生徒の状態をよく見ながら進めていただきたいと思います。

次は、学校単位で参加する大会等の見直しについて、これ、実施できているのかどうかを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

部活動の運営方針では、参加する大会を精査し、1か月当たり1大会程度とするよう見直しを進めるとしております。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大会の開催自体が見送られるケースが多く、見直しが進んでいない状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） コロナ禍の中で見直しは進んでいないということですが、参加者側の生徒の安全や健康上の問題、引率、地域スポーツ少年団チーム参加可能にするなど、校内の活動運営委員会で教職員、保護者、地域スポーツ団体等で協議をしてほしいなという

ふうに思います。また、中体連での参加種目、大会数の増減への提言も併せて検討をお願いしたいと思います。

次は、現状、外部指導者の活用状況と課題について伺います。

さらに加えて、本市では外部指導者人材バンク、これ、設置されているんでしょうか。伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、外部指導者の人材バンクですが、本市は設置はしておりません。

外部指導者の活用の現状ですが、冒頭にお答えした学校において、卓球、柔道、剣道、テニス、バスケットボール、野球で指導をお願いしております。

外部指導者を確保する方法は2つございます。1つは、市の運動部活動外部指導者派遣支援事業の活用、もう1つは、各学校が独自に派遣を依頼しております。

課題としましては、指導経験はもとより、人間性や教育に対する理解など、信頼できる方をお願いする上で、限られた人材の中から確保する必要があることです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁いただきましたこの市の運動部活動外部指導者派遣支援事業というのは、具体的にどういう事業内容なんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

運動部活動外部指導者派遣支援事業は、中学校からの要望に応じて、地域の人材を指導者として派遣するもので、今年度は2つの中学校に柔道の指導者を1人ずつ派遣しております。

単独ではなく、部活動顧問と一緒に専門的な技術を指導するもので、有償ボランティアとして週二、三回の活動となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） この事業については、もともと県の事業ということですから、終了につき、市の事業として行っているということで、有償ボランティアということですから当然予算が発生しておりまして、傷害保険料や報償費、これで36万6,000円で2名ということです。仮に10人以上、現在も10人以上になりますけれども、市の負担が大きくなりますので、やはり県の事業として再取組を要請していただきたいなということで、よろしくお願いしたいと思います。

また、外部指導員の確保には信頼できる方を確保したいが、限られているという課題があるということでございます。現状、本市では、人材バンクは設置がないということですが、やはり経験者が、頼んですぐに指導できるわけではありません。信頼できる限られた

方は、まさに人材バンクを設置し、必要な資格取得と研修により信頼できる指導員へと養成していく必要があると思います。

さらに、2025年までに外部指導員の確保、確保体制を確立するためには、人材バンクの設置を、先生方、保護者、地域スポーツ団体、行政も交えて、今から協議会を設けて準備するよう提案をしますので、今後、検討をしていただきたいと思います。

次は、働き方改革を踏まえた部活動改革実施事項及び課題対策について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

国では、学校の働き方改革の中で、部活動は必ずしも教師が担う業務ではないと位置づけ、令和2年9月に、休日の部活動の段階的な地域移行と合理的で効率的な部活動の推進を柱とする部活動改革を検討するよう提示しております。

地域移行につきましては、水戸市やつくば市の中学校が茨城県のモデル校として、地域のスポーツクラブと連携した部活動の取組を実施しておりますが、これを県内の各学校に波及させるには課題が大きいと考えます。

茨城県では、休日の部活動を担える団体や指導者の確保、地域間の環境の格差などを課題として挙げており、これは本市におきましても同様です。

しかしながら、国においては、令和5年度以降に段階的に地域移行を進める方針を出していることから、取組を進める必要性は認識しております。

学校長会の中に働き方改革特別委員会を設置しており、今後、連携しながら検討をしております。まずは、最大の課題である受入れ団体や指導者の確保に向け、現状を確認するため、那珂市スポーツ協会に加盟するスポーツ少年団や各スポーツ連盟をはじめ、総合型地域スポーツクラブのひまわりスポーツクラブなどから、意見等を聴取することから着手したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 働き方改革を踏まえた部活動改革については、学校長会の中の働き方改革特別委員会と連携しながら進めていくということでございます。それから、最重要課題であります受入れ団体や指導者の確保のため、那珂市スポーツ協会に加盟するスポーツ少年団、各スポーツ連盟はじめ、総合型地域スポーツクラブひまわりスポーツクラブなどから、意見聴取することから始めていくということです。ですので、よろしくお願いしたいと思います。

冒頭申し上げましたように、茨城県教育委員会の有識者会議が、部活動運営を地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行提言のポイントということで、まず1番目に、休日の部活動指導ゼロの目標時期を2028年度から前倒しをしていく。

2つ目、地域移行を人材バンク創設などで支援する。指導者人材の資格要件や事故時の責任を明確化することや、困窮家庭の支援や保険の整備も行う。

3つ目、部活動数の適正化や複数顧問制の推進をする。

4つ目、公式大会の運営、役員業務を整理する。休日に大会参加の場合、柔軟に代休を取得する。年間の参加回数にも上限を設けることなどがございます。

これらの具体的な取組について、本市ではどのように進めていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ただいま、議員からご紹介がありました提言の項目について、教育委員会の考え方を申し上げます。

1つ目の、休日に部活動を指導する教員をゼロにする目標年度を、令和10年度から前倒しをするよう努めるべきとの提言につきましては、本市におきましても、地域移行を段階的に進める際には、可能な限り早い時期の達成を目指すことといたします。

2つ目の指導者の人材バンクにつきましては、茨城県の主導により、広域で設立を目指すものと理解をしております。本市でも活用できることを期待し、状況を注視してまいります。

3つ目は、指導者として人材を活用する場合には、資格要件や事故発生時の責任等を契約条項に厳格に設定すべきとの提言です。

また、4つ目は、地域の部活動費として保護者負担が生じることから、生活困窮者への支援や新たな保険の整備の提言です。いずれも今後、茨城県や国において、資格要件の規定や就学援助の対象経費の拡充など、提示があると思われますので、随時検討してまいります。

5つ目は、部活動数の適正化を進め、複数の顧問を配置して交代で指導できる体制をとることで、長時間勤務を抑制する提言です。部活動の数や種目につきましては、生徒数の推移を見ながら、また、関係者へ説明しながら、適時、判断をしてまいります。

最後、6つ目、大会の運営に関わることにしましては、茨城県や茨城県中学校体育連盟の取組を注視してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今後の動向を注視していくということでございますけれども、2025年までに、休日の部活を地域移行をすると県教委も言っていますし、国であるスポーツ庁有識者会議も言っております。

しかしながら、私は、今、このスポーツ界、教育界にとっても、今回の部活動の地域移行というのは大きな転換の節目であるというふうに考えます。地域で生徒の部活を健全に運営するために、関係各位との真剣な議論と入念な準備が必要になってくると考えます。

そのために、部活動の主役は生徒であります。この部活動のこれからの在り方について、地域移行は生徒にとってどんな影響があるのか、これは影響というのはメリットやデメリット、課題、対策等ですね。部活動の地域移行は、教員の負担軽減のためだけなのでしょうか。やはり、これが根本の考えるべき事項だというふうに思いますので、これに立ち帰って、拙

速に結論を出すのではなく、生徒、教職員、学校、地域にとって、それから、地域スポーツ団体やクラブチームにとって、行政にとっての影響について、しっかりと議論し検討をしていく必要があると思います。

学校内では部活運営委員会というのがありますんで、そちらのほうでしっかりと検討いただく。関係団体も含め全体については、地域移行会議、仮称ですけども、設置をして、その中で十分な協議を重ねて、那珂市にとってよりよい部活動の地域移行ができますことを切に要望しておきます。

最後に、本市の部活動の地域移行について、教育長の見解を伺います。よろしく願います。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ただいま議員から、部活動の現状と今後の課題等について様々にご指摘・ご提言をいただきました。ありがとうございます。

ご承知のように、部活動は長年にわたり学校教育の一環として実施されてきております。子供たちにとりましては、体力や技術の向上、これはもちろんのことですけれども、人間的に成長を促す貴重な場となっている、これも大変大きな部分でございます。これは教員にとりましても同様でありまして、生徒たちの頑張りに逆に励まされることも数多く、やりがいや絆、こういったものを感じずる大きな大切な時間でもございました。

しかしながら、今般の学校の働き方改革という新たな視点で捉えたとき、教職員にとりましては、部活動の指導、これが長時間勤務、あるいは精神面を含めた業務負担の一端となっている、これも事実でございます。

部活動改革の一つとして、今回は議員から、地域移行を中心にご質問をいただきました。長きにわたって学校が担ってきたことを他者に委ねるということは、大変大きな方針の転換であり、取組を進める上で、生徒や保護者はもちろんのこと、地域の皆様の理解が不可欠となってまいります。

教育委員会といたしましては、有識者の提言を含めた茨城県の今後の動向を注視しながら、学校長会と連携をさらに密にして、課題解決に積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも教育長には、部活動改革の強力な推進を図っていただき、那珂市にとって、よりよい形で部活動の地域移行を実現いただけますようご尽力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で、この項の質問を終わります。

最後の質問ですが、改正所有者不明土地特別措置法、今年の4月27日に成立して、5月9日公布されております、についてでございます。

所有者不明土地問題は、平成28年時点で、所有者不明土地面積、これが全国で410万ヘクタールあり、この面積というのは、九州の面積が367万ヘクタールですから、大きく上回っているという報告がされております。空き家問題同様、大変大きな問題であります。

問題解決すべく、平成30年法律第49号、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が定められております。それによりますと、この所有者不明土地の定義ですけれども、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行っても、なおその所有者の全部、または一部を確知することができない一筆の土地ということで定義がされております。

この所有者不明土地については、今後、人口減少に伴い、空き家同様、さらに増加することは周知のとおりでございます。所有地へのゴミ投棄や雑草や害虫の発生、台風や積雪による倒木など、地域や近隣の方から不安の声や苦情が増加しております。

さらに、所有者探索に多大な工数がかかることや、税金にも影響を及ぼすため、対策が急がれるところであります。その解決に向けた対策については、平成30年、先ほど申し上げました、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法によって進められておりましたが、やはり適正な管理指導がなかなか講じられていないという現状があります。

今般、所有者不明土地の管理の適正化を図ることを追加するために法律が改正をされております。

では、この改正所有者不明土地の特別措置法についてお聞きをしたいと思います。

この改正の内容というものはどういうものなのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

所有者不明土地問題につきましては、人口減少・少子高齢化が進みまして、土地の所有意欲が希薄化していることや、相続登記の申請義務がないことが原因とされております。

概要としましては、まずは、公益性の高い施設として活用することができる「利用の円滑化の促進」、そして、「災害等の発生を防止するために行える代執行制度の災害等の発生防止に向けた管理の適正化」、さらに、所有者不明土地対策に関する協議会設置が可能となります「所有者不明土地対策の推進体制の強化」、以上、3つでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁いただきました。これについては、お配りしています資料3を御覧いただくと、こちらですね、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律ということ、概略ということで載せてございます。

今、答弁いただいたように、3つ大きな項目が書いてあります。詳細については後ほど、本市の所有者不明土地の削減策についてというところで詳しく触れたいと思います。

この改正土地所有者不明土地法のこれに合わせて、所有者不明土地の発生予防と利用の円

滑化、この両面から総合的に民事基本法が見直しになっております。こちらについてもちょっと改正のポイントはどういうものなのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和3年度に、所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われていまして、民法の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫の帰属に関する法律が成立いたしております。

その中で、登記しやすいようにするための不動産登記制度及び土地を利用しやすくするための民法の見直し、また、土地を手放すための相続土地国庫帰属制度が創設されております。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁いただきました内容については、お配りした資料4について概略、これも載せてございます。

大きな点は、相続登記の申請が義務化となるということだと思います。相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策も併せて導入させるのは大変いいことなんですけれども、これ実は法施行が、再来年、令和6年4月1日施行となります。それまでは現状どおりということになりますので、やはり相続については、登記は義務ではないということになってまいります。といいますと、やはり相続放棄が継続される可能性が非常に強いということになります。

それから、もう1点は、相続土地国庫帰属制度という、これが施行されます。これについては、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認、承認を受けるためには審査手数料プラス管理料というものを払う必要があります、これは通常原野、粗放的な管理である原野、これについては20万円、市街地の宅地200平米クラスですと80万円、審査手数料とこの金額を払って国へお返ししますんでということで、それを受けて、国のほうは初めて法務大臣が承認をするということになります。とはいっても、これも施行日が来年5月、これは来年ですが、4月27日になっております。これも法務大臣の、今、申し上げたように、承認は非常に高いハードルということが言えますんで、国へ返すということはないとは思いますが、面倒くさいんで返しちゃうかという方が増えるとなると、今後、所有者の不明土地がどんどん増えていくということになります。

やっぱり、これ減らさなければいけませんし、そういうその不明土地を発生させないためには、私はその入り口、相続登記をしっかりとしてもらおうと。我々自治体のほうは、相続登記するようにしっかりとそこをお願いするということだろうと思いますんで。その場というのは、やっぱり死亡届があったとき、いろんなそのあとの、今度、まつわる遺産相続やいろんな書類手続等がありますんで、その機会というのはおくやみデスクに相談に来られたときだろうというふうに思いますので、このおくやみデスクを活用した遺産相続時での相続依

頼のお願いと、困りごとの懇切丁寧な相談への対応を徹底していただきたいと思いますけれども、これいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市役所1階の市民相談室にあります、おくやみデスクでは、お亡くなりになった方名義の土地や建物がある場合には、法務局作成の相続登記についてのチラシ、こちらをお渡しし、相続登記をしていただくようにご案内をさせていただいております。

また、おくやみデスクの利用者に限らず、市民の方々から相続に関することで相談があった場合は、市民相談室において、相続人の範囲や相続の対象となる財産の範囲などの一般的なことについてのご説明をさせていただいております。

しかしながら、具体的な相続の手続に移る場合には、専門的な内容に踏み込まなければいけませんので、こちらについては基本的にはご本人が手続をする必要がありますので、行政書士、司法書士や法務局にご相談をいただけますようにご案内をさせていただいております。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 所有者不明土地の発生予防の最重要ポイントが、おくやみデスクへの相談者への相続登記のご案内周知徹底だと、私は思いますので、回答いただきましたように、現状でも丁寧に説明されていると、こういうことですので、継続して対応をお願いしたいと思います。

では、本市では、この所有者不明土地とはどれぐらいの件数があって、面積はどれぐらいあるのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

所有者不明土地の件数及び面積につきましては、法令上で申し上げますと、法務局の登記名義人と固定資産課税台帳とを比較いたしまして、所有者名義が相違しているものは約9,000件、面積で約750万平方メートルでございます。

そのうち、市として相続人を把握しており、現在課税しております方を除きますと、実際の所有者不明土地は13件、面積で1万3,000平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁いただいた内容で、件数で約9,000件、面積で約750万平米、これは所有者名義と固定資産台帳、違うというものがあるということですんで、これを考えるとかなり、750町歩ぐらい広さでいうとありますんで、しかし、実際は、これ、税が追っかけてきていて、所有者不明土地というのは13件、面積で約1万3,000平米ということは1町3反ぐらいですから、意外に少ないなという、私は印象を持ちました。本当にこれだけなのという気はあるんですけども、少ないですよということですよね。あとは追っかけ

ができていうことなんだろうと思います。

では、これは件数は少ないんですけれども、やっぱり固定資産税が当然、入らないということになりますので、この税金の未収に与えている影響というのはどれぐらいあるんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

所有者不明土地におきましては、固定資産税が課税できていないものは13件で、全体の0.1%未満でございますので、ほぼ影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 0.1%で影響がないという答えでございます。

0.1%というと大体、固定資産税は年額33億6,000万円ぐらい入ってきておりますので、そのうち未収は約2,400万円、滞納繰越額は約6,000万円あります。さらに、不納欠損額というのはもう取れないんで欠損処理をしますよというのが1,100万円あるんです。これは毎年、直近で出ています。ということで、考えますと、0.1%で約300万円ぐらいになりますよね。やはり非常に大きいと、私は考えます。

今はそれだけしかないよという話なんですけれども、今後、増やさないためには、先ほど言った固定資産税、相続税のときにしっかり払ってくださいよというお話もしていくことが大事だろうと思います。

○議長（萩谷俊行君） 残り時間1分です。

○10番（寺門 厚君） もう一つは、不納欠損もありますし、これを出さないためにもやはり所有者不明土地はしっかりと、今後、管理していく必要があるなというふうに思います。

それから、窓口もしっかりと定めていただいて管理のほうを進めていただきたいと思います。

法律施行が来年、この今回聞いた法律は10月に施行されますので、しっかりと対策のほうを準備していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 花 島 進 君

○副議長（大和田和男君） 通告2番、花島 進議員。

質問事項 1. インボイス制度について。2. いじめ対策について。3. サイクリング振興について。4. 東海第2原発への対応について。5. 那珂市の水道水源について。6. 事務ミスにより誤送金が発生した場合の対応について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 質問通告に沿って質問します。

まず、インボイス制度です。

来年10月から導入予定のインボイス制度については、中小の事業者には負担が大きいのではないかと懸念が出ています。私自身は外国から通信販売で買い物することがあるんですが、商品と一緒にインボイスと書いた書類が入っています。英語でインボイスというのは、請求書と訳されることもあるようですが、実際には送り状だと思うんですね、こういう物をあなたのところに送りました。そのインボイスという名前をつけた制度が始まるということなんですが、どういうことなのか、市執行部の理解をお話していただきたいと思います。まず、そのインボイス制度とはどんなものか、簡単をお願いします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

インボイス制度とは、取引の透明性を高めまして消費税額を正確に把握するために、令和5年10月1日から導入される制度でございます。

現在の消費税につきましては、食料品をはじめとします生活必需品のみ税率を軽減する軽減税率が導入されており、税率が8%、10%と混在している状況でございます。

消費税が2種類混在することは、事業者の経理処理が複雑になってしまうため、そのような状況を改善することを目的としましてインボイス制度が導入されることとなりました。

また、インボイス制度は、別名「適格請求書等保存方式」とも呼ばれまして、適格請求書には、適格請求書発行事業者の氏名や名称、取引年月日、取引内容、消費税額等の一定の事項が記載された請求書や納品書が作成されまして、事業者が消費税を申告する際の仕入税額控除として使用されます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 8%、10%という話があったんですが、それはどちらかというと、私から見れば比較的簡単で、難しいのは後半の部分だと思います。要するに、インボイスの中で、まず、事業者は資格を持った事業者でなければ扱えないということ、それから、取引の内容とか、額、それから、消費税がどのようにかかっているかというのが全て明示された書類が作られ、それが次々と商品が移動するごとに渡っていくということかと思います。

そう考えると、これは大変難しいですね。例えば、転売が、A業者、B業者、C業者と移っていくごとに、それぞれ10%かかったら最終的にはとんでもない額になるんで、仕入れにかかっている税額は控除されるわけですね。それを次々と、控除、控除をつないでいって、トータルで10%の納税で済むようになるという理屈だと思うんですけども、じゃ、実務としてそれを間違いなくやるのが非常に難しいと思うんです。ですから、その実務処理がいったいどのようになるんでしょうかというのが、第2の質問です。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） 仕入れにつきまして消費税の税額控除の条件としまして、どのように変更されるのかということでございますが、インボイス制度が導入された後は、税務署長に申請しまして登録を受けた事業者が、適格請求書発行事業者となりまして、その事業者が発行しました適格請求書等の保存のみが仕入税額控除の対象になるということでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） そうすると、適格請求書発行事業者という方に多くの方にならないと、先ほど言った多重課税を避けることができないということかと思います。そうすると、中小の事業者とか、個人事業主の方、書類操作なんかにあまり慣れていない方に対してはどのような影響が考えられますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

インボイス制度に登録してございます事業者のみが適格請求書等を発行できるようになりますので、取引先によりましては、仕入先の事業者を適格請求書発行事業者に限定するなどのことが想定されます。また、取引先の減少や適格請求書を発行するための事務の負担が増加ということで、そういったことが考えられます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） これは結構大きなことだと思います。

そうすると、各、特に中小事業者、それから、個人営業者などに、市としてどういうふう
に指導というか、案内あるいは情報伝達していくつもりなんですか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

現状におきましては、まず、6月に太田税務署主催によります消費税のインボイス制度説明会が開催されることから、広報なかへの掲載を行いまして周知を図っているところでございます。

また、市の商工会では、6月から3回にわたりまして公認会計士によりますインボイス制度事前準備・対策講座会を開催しますので、今後も関係機関と連携しまして制度等の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一応の対応、一応なんて言ったら失礼ですね、考えていらっしゃるということでありがたいんですが、今の段階はそれでいいかもしれませんが、この先を考えたらもう少しサポートの幅というんですか、それ、市がやるか、商工会がやるか、選択肢はあると思いますが、ぜひ考えてもらいたいと思います。

例えば、クラウドサービスで書類発行なんかの、こういうのが使いやすいですよとか、そういうサポートも考えていただきたいと思います。

次の質問です。

最近、インターネットでいろいろ見ていたら、いじめの問題について周りの素早い対応が非常に大事だという話を聞きました。ある研究結果なんですけど、10秒以内に周りが干渉すると止まる例が多いというんです。これはほとんど予防に近い話ですね。それはそれで一つの研究成果なんですけど、それに関連して、那珂市のいじめ問題の現状はどうなっているのかを聞こうと考えました。

まず、教育委員会は、どのような形でいじめ問題を把握しているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

国では、いじめの防止等のための基本的な方針を定めております。

本市におきましても、これに基づき、いじめはどの学校でも起こり得るという認識を前提に、例えば、子供同士のけんかやふざけ合いというような些細なことであっても、いじめの疑いとして積極的に認知するよう努めております。

各学校における把握の方法としましては、本人や保護者からの相談や面談の際の聞き取り、学期ごとに実施する学校生活アンケートなどを通して、友人関係の悩みやトラブルを把握しております。

また、担任はじめ教職員が日常的に見取りを行い、いじめにつながるような事象がないか確認をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） そのような把握をした結果、那珂市のいじめの現状をどのように見ていらっしゃるでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和3年度のいじめの認知件数は403件でした。内訳は、小学校が324件、中学校が79件となっており、小学校が8割を占めております。

また、児童・生徒の総数に対する認知率でも、小学校が12.5%、中学校が5.9%と、小学校が高くなっております。これは学齢が小さいほど、コミュニケーション能力や自己抑制力が未熟であり、けんかなどのトラブルが発生しやすいためであります。

いじめの内容ですが、「冷やかし」が最も多く、55.3%、次いで、「軽くぶたれる」が22.8%、「仲間はずれ」が14.9%となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 数字だけではどのぐらい問題なのか、ちょっとよく分かりません。

私的に考えれば、グレーゾーンみたいなやつはですね、はっきりそうだと知らせるということも大事ななと思っています。今後とも把握を努めるようにしていただきたいと思います。

それで、対策の在り方について、教育委員会はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

いじめの対策につきましては、被害児童・生徒の立場に立つ、いじめは絶対に許してはいけないことを前提に、組織的に取り組むことを基本的な対処方針としております。

組織的とは、例えば、学校においては、担任が問題を抱え込むのではなく、校長の下、学校全体として問題解決に当たる、事案に応じて、各学校だけでなく教育委員会とも連携して対応するといったことになります。

また、先ほどご答弁申し上げましたように、積極的な認知により、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、解決の判断におきましても、安易にいじめが解消されたとするのではなく、観察を継続することで再発防止につなげております。

しかしながら、最も重要なことは、いじめの対応は教育であるという視点です。被害者に寄り添うとともに、嫌なことは受け流すといった、しなやかな精神力を身につけさせることも必要です。また、加害者となった児童・生徒に対しましては、必要に応じて関係機関と連携するなど、慎重かつ適切な指導が必要と考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） よい答弁で、ありがとうございます。

大事なことは、被害者に寄り添うというのが大事ですよ。私も子供の頃からいろんないじめを、自分が若干その対象になったりとか、周りで見たりしてきまして、学校の先生によっては雰囲気というんですかね、例えば、クラスの、何て言うんだろう、主導的な子供がいるとそういう人が悪いことをやっても何か流されちゃうところがゼロじゃないんですね。だから、そういうところをしっかりと見て、問題は被害者がどういう被害を受けているかということかなと思います。一方、子供同士、大人でもそうですけれども、ウマが合わないというのはいるんですよ、だから、そこを仲良くしようとかじゃなくて、要するにいじめとか嫌がらせにならないような教育というんですか、それもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問ですが、いじめの対策について、学校教育課では、どのように学校が、あるいは教師をサポートしているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

いじめの対応において、最も重要なことは、未然防止の取組であると認識しております。教育委員会としましては、大きく4つのサポートを行っております。

1つ目は、教育面です。本市の小中一貫教育において、豊かな心の育成を掲げております。学園ごとに交流活動を通して思いやりの心を育てるほか、指導室が中心となって、本市の名誉市民である根本 正の生き方や、本市独自の教材那珂市道徳郷土資料集を活用した道徳教育を進めております。

2つ目は、教員の指導力の育成です。各学校の生徒指導主事の先生方には、教育委員会や水戸教育事務所が主催する研修会に、年に7回参加できる機会を設けております。

3つ目は、相談支援の体制整備です。各学校にスクールカウンセラーをはじめとする各種相談員を配置するほか、教育支援センターや児童相談所などの関係機関と連携することにより、身近な相談から専門的な相談まで、ケースに応じて対応できるようにしております。

最後4つ目として、地域も含めた取組です。いじめは学校だけでなく、社会全体で取り組むとの観点から、教育委員会では那珂市いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、保護者をはじめ、青少年相談員、人権擁護委員、児童相談所、警察署といった関係機関の代表に参加をいただきまして、年に2回、いじめ問題に対する理解を深めるため協議会を開催しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

先ほど、話の最初に申しましたように、10秒以内に介入すればという、これは本当にそうかどうかは別ですけれども、そのような研究成果なども、教師の皆さんとか制止することができるようにして、今後のいじめ対策に生かしていただきたいと思います。そのために必要であれば、いろんな資料の購入とか、派遣は県のほうになるかもしれませんが、研修

などの機会を用意していただけたらいいと思います。

次の質問に移ります。サイクリング振興について聞きます。

私、最近、ロードバイクを買いまして自転車に乗るようになりました。もともと子供の頃は自転車を乗り回していたんですけれども、この年になって乗り始めた理由は、ランニングをしているんですけれども、ランニングだと運動強度が高過ぎちゃうときがあって、緩い運動で長時間やろうと思ってロードバイクを買って乗り始めました。

現在、国、県、市もですかね、サイクリングを振興しようとしています。その中で、これはどうかなと思うようなところがあります。というのは、実際にサイクリング振興は、私、賛成なんですけれども、それは市民の意識、それから道路の環境、特に市民の意識では、自動車の運転者がそういうものがうまく整合性が取れていないと、例えば、自転車は車道の左端を走ることになっているんですが、大体狭いところで自転車が速くたってせいぜい時速30キロぐらい、遅い人だと10キロちょっと、そういうところをゆっくり走られては迷惑ということもあるわけですね。だから、その辺の整合性が大事かなと思っています。それで、いろいろ聞きたいと思います。

まず、市道、県道、国道とありますが、サイクリング環境の現状はどんなふうになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市道等のサイクリング環境につきましては、令和2年9月に策定しました那珂市自転車活用推進計画に基づき、安全で安心な自転車の利用環境の整備としまして、自転車ネットワーク路線におきまして、視覚的に自転車の通行位置を認識できる矢羽根型路面表示を順次整備をしていっております。

矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すほか、自動車の運転者に対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる路面表示のことです。

その矢羽根型路面表示の整備延長は、令和3年度末現在で、市道に12.2キロメートルとなっておりますが、今後は、市道の整備を継続的に進めていくだけでなく、県道、国道につきましても、道路管理者と協議を進めて、さらなる整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 矢羽根表示というのは非常に、私は歓迎です。なぜかという、特に自転車は、自転車で走る人は基本的に交通ルールを分かっているやいけ、守るかどうかは別ですけれども、ところが、自動車の運転者の方はあまりそういう認識ない方がいらっしゃるんですけれども、はっきりそう書いてあるとそういうものだというふうに認識が広がるかなと思っています。それは歓迎です。

そのようにして、結構お金もかかっていると思うんですよね、整備とか、その表示も含めてですが。国、県がサイクリングを振興しようとしている意図はどういうことなんでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

国の自転車活用推進計画によると、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムによる観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を目標として掲げております。

また、県のいばらき自転車活用推進計画では、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化、自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備、自転車事故のない安全で安心な社会の実現、自転車を活用した県民の健康増進を目標に掲げております。

こちらの共通語としましては、観光の振興、交通環境の向上、安全な社会の構築と健康の増進などを主な目的として、サイクリングを振興しているというふうに思われます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

いろいろ目的がたくさんあるんでしょうが、私としては一番大きいのは健康の増進かなと思っています。ただやっぱり、先ほど言いましたように、公道を走るとするのはリスクもあるので、それなりの配慮も必要かなと思っています。

それにつきましては、道路がいろんなところを走ると非常に荒れているところが多いんですね。例えば、車が走るところはそこそこなだけけれども、道路端の自転車が本来走らなきゃならないところはめちゃめちゃとか、あるいは、例えば、額田地区の額田西交差点から北へ行くところなんかは、道路を改修したときに白いペイントを塗った跡を削っているんですよね。その削った後がすごいでこぼこになっていまして、自動車で行ってもでこでこになるんですけれども、これがロードバイクで時速20キロとか25キロで行くと、もう叫び声を上げるような、急に来るとですね、なっています。そういうところ、何でそういうことが残るのかというところをお伺いしたい。要するに、道路の基準なのか、単なる傷みなのか、それとも施工が悪いのかとか、その辺をどんなふうに、土木課というんですか、建設部ではどのように捉えているか、お聞きをしたい。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

まず、道路を整備する基準としまして、茨城県が発行しています道路計画・設計マニュアル、また、構造令を基にしまして施工、設計をしております。考え方としましては、道路の規模や交通量などから、舗装の厚さや路盤構成を決定しております。

また、道路の端が荒れるという原因としましては、特に積み荷のある大型車の通行や渋滞

による舗装の沈下が考えられます。

舗装材は熱に弱いということもありまして、夏場の高温時には影響を受けるということが考えられます。

また、その他としましては、舗装の経年劣化などがございますが、近年は、施工技術が高くなっておりますので、施工不良が原因ということではございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろ理由があるということですが、その場所によって違うんですが、特に、車の車輪が通るところがへこんでいて脇が盛り上がっているというのが結構あるんですが、それは要するに、過重かかっている重さと時間が長いから起きやすいということですね、分かりました。

それで、自転車で走っていて、あるいは、その辺を車で走っていても、危ないんじゃないかなと思うようなところは見かけるんですが、その場合、これは我慢しろということなのか、要するにそれは伝えていただいて直す気持ちがあるのか、その辺をお伺いしたいんです。どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

車では感じられない破損でありまして、自転車やバイクなどでは危険と思われる場合は補修いたします。また、自転車ネットワーク路線以外でも通行に支障がある箇所につきましては、これまでどおり補修いたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。ありがとうございますとしか言いようがないですね。ただ、いろんな場所があって、例えば、ここが県道なのか市道なのか、国道は分かるんですけども、よく分からないところもあります。そういうときは相談します。ありがとうございます。

じゃ、次の質問に移ります。

東海第2原発への対応について聞きます。

先日、6市村の首長による東海第2発電所の視察を行ったようですが、視察だけではなく、その場で何か話し合いがあったのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

原子力所在地域首長懇談会では、5月9日に、東海第2発電所の工事の内容や進捗状況を定期的に確認するため、現地の視察をしております。

視察後には意見交換を行い、日本原子力発電に対しまして、安全対策の取組などを地域住

民に、より分かりやすく丁寧に説明を継続していくよう求めています。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今、答えただけだとすると、再稼働の可否について突っ込んだ議論はなかったということかと思います。

丁寧な説明という話では、つい最近なんですけれども、私、県議会の議員から言われたんですが、共産党から日本原電にヒアリングを申し入れたら、何か断ってきたというんですね。その理由が、何か、去年の那珂市での事業説明会で花島にとは言っていないんですけれども、共産党議員に何か大分、説明員が苦しめられたとかいうメンタルに瑕疵があったと。私、何を言ったのかなと思って見たけれども、何か、罵倒したりなんかしていないんですよ。だから、何かよく分からないですね。ですから、丁寧な説明をやれというのは、機会あるごとに言ってください。よろしくお願いします。

次に、もう1つ、東海第2原発の件に関して、広域避難において避難所の面積が足りないという話がずっとあります。それで、県は、それまで1人当たり2平方メートルで考えていたんですが、感染症とかいろんな話もあるので、それを増やすという話にはなっているようなんですが、その具体的な進展状況はどうなんでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

避難所における1人当たりの面積につきましては、感染症対策などの観点から、拡大に向けた見直しを、県が主体となり進めていることを、2月の原子力安全対策常任委員会でご報告をさせていただきました。

その後、県の呼びかけにより、国・県・避難元市町村による意見交換が行われましたが、様々な意見があり、基準となる面積については決まっていない状況でございます。

いずれにいたしましても、1人当たりの面積が見直しになれば、避難所の収容可能人数も変わり、避難先を拡充する必要があることから、今後も、県や関係市町村と必要な協議・調整を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。ほとんど進んでいないということが分かりました。早く諦めてくれればいいんですけれどもね。

次です。那珂市の水道の水源についてお伺いします。

まず、那珂市の上水道の水源の内訳はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

本市の水道事業の水源は、一級河川久慈川及び那珂川の表流水と東木倉地内深井戸の地下

水からなります。

このうち、久慈川水系及び地下水は、直接原水を取水しておりますが、那珂川水系は、那珂川工業用水から原水を受水しております。

また、県中央水道から浄水を受水しているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

各水源の水質はどのような状況でしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

那珂川及び久慈川の取水地点の流域では、年間を通して良好な水質が保たれております。また、台風や海水遡上に伴い、一時的に水質が悪化した場合、取水を制限するなど注視しながら取水を行っているところでございます。また、地下水においても、水位の変化はあるものの良好な水質を保っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） では、そうですね、次に、各水源の計画取水量、それから、実績はどうなっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

那珂川及び久慈川におきましては、国から認可を得た水利権が定められております。

この水利権を基に算定された計画取水量は、久慈川水系が1日当たり約7,900立方メートル、那珂川水系が約3,300立方メートルでございます。

また、地下水の計画取水量は、1日当たり約1,000立方メートルでございます。

なお、令和3年度の取水の実績になりますが、久慈川水系におきましては、1日当たり7,685立方メートル、那珂川水系におきましては3,042立方メートルになります。また、地下水は1日当たり989立方メートル、取水してございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 結構な水量ですね、一万何千という感じの水量で、分かりました。

それで、次について、水源ごとの原水の購入単価はいかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

久慈川水系におきましては、表流水を直接取水しておりますので、原水購入費はかかりません。那珂川水系におきましては、那珂川工業用水から1立方メートル当たり税込み22円で

原水を購入しているところです。

また、令和３年度の実績値になりますが、県中央水道から１立方メートル当たり税込み156円で浄水を購入しているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○９番（花島 進君） 中央水道からの浄水購入について、１立方メートル当たり156円とのことですが、県との契約はどのような設定になっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

浄水購入費は、月額基本料金と使用料金からなります。

月額基本料金は、契約水量4,804立方メートルに１立方メートル当たり税込み2,222円を掛けたものになります。使用料金は、１立方メートル当たり税込み72円に、使用した水量にかかります。

以上の使用実績から、１立方メートル当たり税込み156円が購入価格となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○９番（花島 進君） 一方、川から直接取る、あるいは井戸をくむポンプ等にお金がかかると思うんですが、それはいかほどでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） 取水にかかります直接的な費用としましては、取水場から浄水場へ圧送するポンプの電気料金になりますけれども、年間約1,557万円になってございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○９番（花島 進君） 分かりました。

水道のことを考えていろんな基礎的なことを伺いました。伺ったデータを基に、これからいろいろ考えてみます。

次の質問に移ります。

那珂市のことではありませんが、事務ミスによって大変大きな金額の送金が間違っただったということがあります。那珂市においては、どんなふうになっているかというのを聞きたいと思います。

まず、誤送金があったときの対応手順について、那珂市では、基本方針とか、マニュアルとか、そのようなものが定まっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

本市におけます公金の支払処理につきましては、担当課及び会計課におきまして契約書や請求書等の必要書類を基に、支払い先や名義人及び口座番号、支払金額等が正しく処理されているか、複数の職員で確認をする体制をとっております。

万が一、支払い等におきまして誤った処理をしてしまった場合、本市に対応手順等の定まったものはございませんが、担当課におきまして迅速に手続の内容を確認し、誤って振込手続をしてしまった相手方へ謝罪と説明を行い、円滑に返還金等に応じていただけるよう真摯に対応をしております。

なお、相手方が返金等の手続に応じてもらえない場合につきましては、速やかに市の顧問弁護士等に相談し、不当利得返還請求訴訟も含め、対応をしていくこととなります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 世間を騒がせている事例では、相手側が一度は返すそぶりを見せながら、ひっくり返ったときに、対応がちょっと遅れたのかなと思うんですが、その辺は詳しく事情は分かりませんが、こちらのミスで起きたことに対して相手に何かを要求するのはなかなか難しいところですが、その辺のバランスも含めて、よく考えておいて、何かあったときには迅速に対応できるように心がけてください。

それで、ミスがないように多重にチェックしているというお話でした。それはもちろん結構なことなんですが、多重にチェックしたつもりでもミスが起きることがあります。どのようなミスが起こり得るのかをいま一度考察してもらい、また、そういうシステムの中で、大体は多重でチェックしていても、1か所のミスで全体の失敗になる場合がゼロじゃないんですね。特に今はデジタルの時代ですから、数字を一つぽんと入れ間違えたらアウトなわけですね。その辺を含めて、どういうところに弱点があるかを検証もお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（萩谷俊行君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 市民アンケートについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川洋一議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算44回目の一般質問をさせていただきます。今回も、那珂市を、住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問いたします。

それでは、通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は市民アンケートについてお伺いしてまいります。

まずは、市民アンケートの目的についてですが、市民アンケートに限らず、どんな事務事業であっても必ず目的があるはずです。目的が明確でないと、お金と労力をかける割には中身の無いものとなり、行政の仕事に至っては、市民からは必要ない、無駄なことと言われても仕方のないことだと思います。

本年3月に公表されました令和3年度市民アンケート集計結果に興味を持って拝見させていただきました。私には、ずっと最後まで見ていったんですけども、このアンケートは何のために取っているんだろうかと。つまり、一番大事な目的は何なのかという疑問を抱きました。

そこで、まずは市民アンケートを行う目的とは何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

市民アンケートは、例年1月から2月にかけて、18歳以上の市民の方を対象に実施しております。対象者につきましては、地区ごとの人口比や男女比に応じて合計2,000名を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送してお願いをしているところでございます。このアンケート結果を基に、市が総合計画などで掲げた各種施策や事務事業の成果の確認及び市民の皆様のニーズや意識の変化を把握し、さらなる魅力あるまちづくりの推進に活用することを目的としております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

まず1つは、各種施策や事務事業の成果を確認すること、そしてもう一つは、市民のニーズや意識の変化を把握し、さらなる魅力あるまちづくりの推進に活用すること、この2つを目的としているということであります。言い換えれば、行政の事務事業に対する満足度や関心度の変化を把握し、総合計画等で掲げた目標、つまり、指標ですか、に達しているかどうか

かを確認するということがまず一つ。そしてもう一つが、市民のニーズを把握して、今後の施策を検討、計画するということだというふうに思います。

私が申し上げたアンケートを取る目的がよく分からない、その原因が分かりました。目的として挙げた大きな2つの柱のうち、2つ目の市民のニーズを把握するという点が欠けているんじゃないかというふうに感じたからだと思います。

そもそもこの市民アンケートの目的が単なる満足度や関心度といった意識調査だけが目的で、この市民アンケートはそもそもそういうものなんですよということであれば、私はこの一般質問多分しなかったと思います。その点を、今回はそのニーズを把握しているんだろうかという、そこが疑問に思うものですから、その点について、この後突っ込んで伺いしてまいりたいというふうに考えております。

では、アンケートの集計についてはどのような方法で行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

集計方法でございますが、設問ごとに何名の方が回答していただけたのかを集計します単純集計で行っております。そのほかに、単純集計で得られた値に性別や年代及び地区ごとに分けた集計を行いますクロス集計というものがございます。令和2年度分のアンケート実施分までは全項目の集計につきましてクロス集計を実施しておりましたけれども、令和3年度実施分からは各課より依頼された項目につきまして個別に対応することとしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。集計に際しては、これまではどの地区のどの年代の男性なのか女性なのか、つまり、どのような方がどのような回答されたのかが分かるクロス集計という方法を取っていたと。でも、今回はクロス集計は行わず、ただ何人が回答されたのか、パーセンテージ、それを集計する単純計算とし、担当課からもし依頼があれば、その都度個別にクロス集計をしてデータを渡しますよというようなことですね。

ではお聞きしますけれども、各課からクロス集計の依頼があるのかないのか、状況をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

5月20日時点でございますけれども、クロス集計の集計依頼はございませんが、今後、各課におきまして各種施策や事業の成果の確認の際に必要なってくる項目につきましては、クロス集計の依頼があるものと思われます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 5月20日時点での依頼はないが、今後あるというふうに思われると

いうことであります。

クロス集計というのは、先ほどもご説明しましたとおり、どの地区のどの年代の方が満足しているのかしていないのか、または不満だというふうにおっしゃっているのかが分かる集計の仕方であり、市民のニーズを把握するためには私は絶対必要だとこれまで何度もクロス集計の重要性を訴えてまいりました。

そのために、最初の設問で、あなたのお住まいの地区はとか年齢は、性別はとお聞きしているのはそういうことであって、ただ何人が回答しているという結果だけを把握したいのであれば、そのようなお住まいだとか年齢だとか性別とかは聞く必要ないからです。それでも聞いているのは、行財政改革推進室の方々がそのクロス集計がいずれ依頼があると、その重要性を分かっているから、私はそういうことを想定してこれまで同様に聞いてくださっているのだというふうに思います。なのに、なぜ最初からクロス集計をしないのか、それは多大な労力をかけてもその貴重なデータを各課が活用していないのではと感じているからであって、であれば、効率を考え、依頼のあった項目だけ対応すればいいというふうに判断したんだと思います。

クロス集計の依頼がないという現状なんですが、本当に必要がないのか。具体的にこれからお伺いしてまいりたいと思います。

皆様にはアンケートの集計結果をペーパーではなくデータで配信させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

特にクロス集計の必要性を感じるのが問の2番なんですけれども、その②で、次の各項目について、市の現状をどのように感じていますかと聞いており、その回答が、不十分であると回答した方が多い項目として、生活基盤の道路整備、同じく生活基盤のゴミや下水の処理、それと交通の利便性などに不十分であるというふうに答えているわけです。これらの項目について、どの地区のどの年代の方が不十分だと感じ回答しているのか。クロス集計が必要じゃないでしょうか。担当の企画部長にお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

現時点ではクロス集計のお願いをしておりませんので、おのずと結果は把握をしております。今後は、現在、第2次那珂市総合計画の後期基本計画を策定中でございますので、計画の立案に際し、必要な質問、項目につきましてはクロス集計を総務課にお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。総合計画策定には必要だというふうに感じている。実際には、でもまだ把握していない。依頼もしていないというご答弁であります。冒頭、総務部長にアンケートの目的をお伺いしましたけれども、1つ目の各種施策や事務事

業の成果を確認することという点では、各項目に対し、十分であると回答した方が何人、何%いるのかということ把握すればよいのでしょうけれども、2つ目の市民のニーズを把握して計画するという意識が弱いからクロス集計を依頼していないのではと私は考えてしまうわけであります。ですから、せっかくアンケートでいただいた回答を無駄にせずに、しっかりと市政に反映させてこそ市民アンケートを行う意味があるのではと私は思います。

それから、クロス集計が重要な理由としてもう一つ、同じ②の項目の中に、買物など日常生活の利便性については、十分である、どちらかというところと十分であると回答した方が60%近くになっておりますけれども、十分であると回答したのは菅谷地区の方だけかもしれない、菅谷地区だけの方が利便性は十分であるというふうに答えている可能性もある。一方、農村部と言っては失礼かもしれませんが、そちらの方、特に高齢者の方々は全員が不十分だと回答している可能性もあります。この60%という結果だけを見ますと、那珂市は日常生活の利便性はよいと判断されると思いますけれども、そもそもアンケートが地区ごとの人口比で依頼しているということを考えますと、菅谷地区の方々の回答だけで相当数を占めてしまい、これを那珂市民全体の考えだというふうに誤解されてしまうことが懸念されます。それでは必要なところに必要な施策を講じることができない。逆に、もう必要ないというところに余計な施策を講じてしまうという本末転倒な結果になってしまいますから、クロス集計の数字でしっかり分析すべきだと思います。

次に、問6の公共交通についての項目で、日常生活において、目的地までの移動に不便を感じますか、市内の公共交通、鉄道、路線バス、ひまわりタクシーなどは利用しやすいですかというふうに聞いております。それぞれ大いに不便を感じる、利用しにくいと回答した方も決して少なくはないのが分かります。これらも、どの地区のどういう年代の方が感じているのかクロス集計が必要かと思いますが、そのほかにも、なぜ移動に不便を感じるのか、なぜ公共交通が利用しにくいのか、公共交通の中でも鉄道が利用しにくいのか、ひまわりタクシーが利用しにくいのかなど、なぜとかが何といった理由の部分が私には読み取れませんけれども、担当課では把握されていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

公共交通につきましては、平成28年度に那珂市地域公共交通連携計画の改定に伴いまして実施しましたアンケート結果はございますが、それ以降につきましては現在は把握しておりません。今後、地域公共交通に関します計画の見直しを考えておりますので、市民アンケートでは確認できなかった理由など、詳細については見直しに合わせて現状を把握したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。把握はしていないけれども、今後地域公共

交通に関する計画の見直しを考えているので、市民アンケートで確認できない詳細については、その際に現状を把握したいとのことですけれども、先ほどと同様、このアンケート結果を市政に反映できるのか、疑問であります。見直しの際にはしっかり把握されて、市民のニーズに応えられるよう望みます。

次に、問7の環境についての項目で、環境問題にどの程度関心がありますかや身近に触れ合える自然環境や公園についてどのように感じていますかと聞いておりますけれども、何のためにこの質問をしているのか、私はちょっと理解できなかったんですが、この結果によって行政が何をするのか、よく分かりません。この集計結果は市政に反映されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在の第2次那珂市環境計画におきましては、市民アンケートによる環境問題に関する関心度を評価指標の一つとしており、地球温暖化防止に関する市民意識と関心度を定期的に把握するため、毎年調査をしております。

なお、この調査結果につきましては、今後10年間の市の環境に関する施策の基となる次期環境基本計画の基礎データとしております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 評価指標の一つとして市民意識と関心度を調査しており、今後の施策の基となる次期環境基本計画の基礎データにしているということであります。市民アンケートの1つ目の目的のためということなんでしょうけれども、単なる関心度調査だけでなく、さらに環境に関する具体的な質問、こういうのもあってもいいんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

環境に関する具体的な調査といたしましては、昨年第3次那珂市環境基本計画策定の事前調査を市民アンケートとは別に実施しております。この調査では、アイドリングストップなどのエコドライブをしているか、自然観察会などの環境学習に参加しているかなど、環境保全への具体的な取組を調査しております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

では、次の問8の地球温暖化防止の取組について。これ、行政ではなく個人や家庭での取組について質問されているんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。市政に反映されているのか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

地球温暖化を防いでいくためには、行政、事業所、家庭、それぞれの取組が必要になります。その中でも家庭での取組が最も重要になると考え、アンケートでは市民の方が実施している取組を調査してございます。この結果を参考に、家庭で身近にできる取組例を広報などのわがまちの環境を考えるというコーナーで紹介し、啓発をしているところでございます。

具体的な啓発といたしましては、アンケートの結果、取組の少なかった壁面緑化で室内温度を下げることについて、ゴーヤが一般的に壁面緑化に適していることを一つの例として紹介し、ゴーヤの苗の配布会を実施しているところでございます。

今後も、身近にできる地球温暖化防止の取組を広報などにより周知し、市民に働きかけをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 地球温暖化防止のためには、行政、事業所、家庭、それぞれの取組が必要で、その中でもご家庭での取組が最も重要だというふうにお考えなわけですね。だから、市民の方が実施している取組をお聞きすることによって、市民に対して、ご家庭でもこんな取組ができるんですよということで事例を紹介することもできるし、また取組の少なかった壁面緑化で室内温度を下げるということについては、壁面緑化に適していると言われるゴーヤの苗を配布するなどして市民に啓発、働きかけているということなんですね。アンケートの結果を重視して、行政としてすべきことを考えて実行に移しているということで、市政に反映しているということが確かに言えるのかなというふうには思います。ただ、行政のやるべきことはそれだけではない。行政しかできないようなこともやはりあるというふうには私は思います。

その一例を、ちょっと急にこの文章を入れたというか考えたんですけれども、たまたま昨日、中央公民館で、市民団体といいますか、市民グループが環境フェスティバルというイベントを開催しておりました。これ、ご存じですよ。これは、その市民活動グループが主催ということで、那珂市も、それからな市民環境会議の方々も非常にご理解をしていただき、協力もしていただいたということで、主催者の方も喜んでおりましたけれども、ちょっとそこでどういうお話が、講演会があったんですけれども、数名の同僚議員と一緒に聞かせていただきましたけれども、ちょっとこれは、やっぱり無知とか無関心というのはまずいと思うんで、そのときどういうお話があったのかちょっとだけ簡単にご説明したいと思いますけれども、まず東大の江守教授という方から地球温暖化の危険、気候危機の現状ということで、いろんなデータでもってお示しいただき、本当に分かりやすく、将来こうなっちゃうんだなというものが分かりました。

そして、その後、後半で南太平洋に浮かぶキリバス共和国、これ33の島々で成り立ってい

るキリバス共和国という国なんですけれども、そこのケンタロ・オノさんという方、これ実はケンタロ・オノさんというのは日本名小野賢太郎さんだそうで、もともと日本人、仙台で生まれ育って、高校の1年から高校留学でこのキリバスという国に渡ったと。そして、本当にいいところだということで帰化してキリバスの国籍を取得したと、そういった方なんです。その方からのお話で、本当にいいお話だった。いいお話というか、私はちょっと悲しいお話だなというふうに思ったんですけれども、お話があった。このキリバス共和国というのは、皆さんキリバス共和国、私も、申し訳ございません、勉強不足で、昨日キリバスという国があるんだということを初めて知りました。どこにあるのか聞いて、また驚きました。赤道の、北半球、南半球、つまり、赤道直下ですよ、にまたいであるんです。それも、日付変更線という、今度は東と西に分ける、これの十字、クロスしたここにあるんですよ、キリバス共和国。ですから、世界で一つしかないんです。そういう国は。そのキリバス共和国という約11万から12万ぐらいの人口の島、33の島からなる国。そこの国が今2050年度には国土の、何割と言ったかな、ごめんなさい、記憶なんですけれども、2割から5割ぐらいが水面の上昇によって水没してしまう可能性が、2050年ですから28年後ぐらいですよ、いう可能性があると。非常に危機感を覚えていると。その理由は、ご承知のとおりだと思いますけれども、いわゆる地球温暖化による高潮、高波、そういったものによってどんどん水面が上がって。キリバス共和国は平均の海拔が1.5メートルから2メートルしかないんです。ですから、もう本当に家の足元まで水が来ているという状態なんです。ですから、そういう本当に危機に直面しているんですよというような、そういうお話であります。

ですから、キリバスの方からすれば、本当に国際社会がSDGsやそういったものにしっかり取り組んでいただいて、それが頼みの綱なんだと。そして、問題となっている二酸化炭素の排出量、日本も含む、いわゆる先進国が排出したその二酸化炭素が原因だと思うんですけれども、キリバスという国は世界で2番目に排出量が少ない国なんだそうですよ。ですから、私から言わせれば、先生もおっしゃっていましたが、何の罪もない私たちが犠牲になっているんですよということです。ですから、日本人、もっと危機感、その意識を持ってほしいと。そして、もう一つ、例えばプラスチックゴミとかが流れてくるんだそうですよ。焼却できない。その流れてくる、例えば中国とかを含めて、そういったアジアのほうから流れてくる。でも、キリバスのほうから見ると、日本というのはその防波堤に見えるんですって、防波堤に。日本が全部止めてくれる。だから、日本に対しても物すごく期待しているんだと、そういったお話。いいお話なんですけれども、私は非常に聞いていて悲しいなと。日本人としてというようにことも思いました。

そして、キリバスの最北端の島がマキン島という島があつて、そこのまた最北端、最北端の島のさらに最北端にナカーという土地があるんです。地名がナカー、ナカーなんですけれども。そこは、キリバス人だったら全員が知っている物すごく神聖な場所なんです。その島に渡ったら必ずお参りに行かなければいけない、そういった神聖な場所なんだそうです。そ

れがナカーというところなんです。私、マキン島の地図を見て、日本語で書いてあったんで地図を見ていましたら、そのナカー地区のちょっとすぐ下のほうにナカー中学校と書いてあるんですよ。片仮名でナカー、中学校。私、那珂一中、那珂一中と読んでしまったんですよ。教育長、どうですか、他人とは思えないでしょう。那珂一中。そういうことを考えますと、こちらにとっても非常にナカーという親しみのある国、地名ですけれども、キリバスの国から見ても、日本というのは本当に最後の防波堤になっていただきたい非常に重要な、そういう国なんだということで、それを聞いたとき、私これは、そのマキン島、マキン島には役場があって、議会もあるんですよ。1つの小さな自治体ですよ。そこと友好都市結ぶには、これいいんじゃないかな。もう本当に、理由は分かりますよね、もう。そういうぐらい私は感じてしまったんです。

そういったことも含めて、昨日の環境フェスタというものを、やはりこれは市民グループがやるんじゃないくて、そもそも行政がこういったものをやるべきじゃないのかなというふうに感じたわけであります。とは言いましても、今の行政の立場、立場といいますか、体制を考えますと、やはり厳しい部分は多分あるでしょう。ですから、市民の方にやっていただくのはいいとして、やっぱり物心両面の支援というものがなきゃいけないかなというふうに強く感じたわけであります。このぐらいにさせていただいて。

次に、次の質問ですけれども、問9の自転車の利用状況についての項目で、利用頻度と安全対策についてお聞きしておりますけれども、これはもう質問の趣旨がよく分からないんです。これらの回答結果をどのように分析して事業に結びつけていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市では、先ほどの答弁と重複になりますけれども、自転車活用推進計画というのを策定しまして、そちらの中で計画的に自転車を活用したまちづくりを推進しています。その計画の目標の一つに、市民の日常生活における自転車利用率の向上があり、その指標として令和元年度の19.5%から令和11年には30%に上げるという目標設定を掲げております。そのことから、広報紙やホームページ、SNSなどを用いて健康の増進や環境負荷低減の面などの自転車利用のメリットに関する情報を継続的に発信するほか、サイクルイベントを開催するなど、自転車利用者の裾野を広げる施策を実施することで自転車利用率の向上を図っているところでございます。そして、今後も図ってまいります。

また、同計画の施策の一つとして、自転車を安心安全に利用してもらうことも併せて推進をしていきます。そこで、今回のアンケート結果でも分かりますとおり、その中で、プロテクターを着用するという数字がゼロ%、ヘルメットを着用するが6%、明るい色の服装にするが19%、反射器具をつけるが約20%と、いずれにしても低い数値となっていることが分かります。これらの選択肢を選ぶ方の比率を上げていけるように、ヘルメットの着用な

ど、安全面に関する情報発信はもとより、自転車損害賠償保険の加入を促進するなどの施策を今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 利用率については、自転車活用推進計画の中の目標として指標を定めており、利用率向上を図るべく、健康増進や環境負荷低減など、自転車利用のメリットを発信するとともに、イベントを開催するなど裾野を広げる施策を実施していくと。また、推進計画では、自転車を安心安全に利用いただく施策も実施することとしているため、市民がどのような安全対策を取っているかを把握した上で、例えばヘルメットの着用や賠償責任保険の加入を促進する施策を実施していくとのことであります。

この安全対策につきましては、私も以前一般質問で保険加入、自転車に乗る方の保険加入を義務づけている自治体もあるんですよといったこともご紹介させていただきましたが、それも含めて、もっと情報発信していただきたいなというふうに、結果について発信していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では、ここからは設問で、どう感じるか、またはその理由はという……

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 先ほどの答弁で、反射器具をつけるというパーセントを20%と誤って答弁させていただきましたので、27%というふうに訂正させていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。反射器具などの安全面に関する、ごめんなさい、反射器具をつけるが27%と低い数値になっているということですね、分かりました。

では、先ほどちょっと触れましたが、ここからは設問で、どう感じるか、またはその理由はという聞き方の質問に対して、回答の選択肢としてその他という選択肢を選んだ方が多いものについてお伺いしてまいりたいと思います。

その他を選択した方は余白に自由に記述できるようになっております。自由記載。ですが、どのような記述があったのかは私たちには公表されておりません。私は、そこにこそ市民のニーズや思いが込められているのではないかなというふうに思いますし、行政が取り組むべきことの提案などがあるのではないかなというふうに考えております。

まず、問の10、福祉環境について。市の福祉環境で安心して暮らせると感じますかの質問に対して、不安は感じないとか、〇〇に不安を感じるといった選択肢がございますが、その他を選択した方の記述にはどのようなものがあったのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

問10の那珂市の福祉環境につきましての質問のその他の欄におきましては、どちらとも言えないや病院以外利用がないので判断できない。また、その立場にならないと分からないというような記載がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。安心とか不安とかではなく、まだ福祉施設等にお世話になっていないので現時点では分からないということなのではないでしょうか。分かりました。

では、問の12、子育てについて。大きな不安もなく子供を育てられていると感じますかの質問に対して、どちらかと言えば感じていない、または感じていないと回答した方に、②でその理由を聞いております。その他を選択した方の記述にはどのようなものがございましたか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

問12、那珂市での子育てにつきましの質問、子供を育てることに不安を感じる理由のその他の欄におきましては、ほかの市のようにおむつ代などを支援してほしいやひとり親なので全てにおいて不安ですというような記載がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。ほらほら、ほかの市のようにおむつ代をしてほしいとか、ひとり親なので全てにおいて不安だとか、やはり想像どおり切実な声が出てきましたよね。これはちょっと深堀りして所管の部門にお伺いしますけれども、こういったご意見がございましたけれども、どのようになさいますか。お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、ほかの市のようにおむつ代などを支援してほしいの自由記述でございますけれども、現在のところ市では乳児のおむつ助成は考えてはおりません。県内の市町村で乳児のおむつ助成をしているのは、5つの市町村、これは日立市、石岡市、常陸太田市、常陸大宮市、境町と把握はしてございます。

次に、ひとり親なので全てにおいて不安ですの自由記述については、相談する場所がない、場所を知らないことへの不安と分析しております。市としましては、令和2年に設置された子育て世代包括支援センターにおいて、子育てコンシェルジュ及び母子保健コーディネーターの専門職による子育て世代への相談や支援を行っているほか、家庭児童相談室、これは子ども家庭総合支援拠点の機能を備えておりますが、においては、母子・父子自立支援員による相談業務を案内しております。不安を解消することにつながるよう、これらの窓口について、より丁寧にご案内してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） おむつ代の支援に関しましては、実施しているのは県内でも5市町

しかなく、現在は考えていないということなんですけれども、その5市町のうち、お隣の常陸太田市、常陸大宮市が含まれているということでもありますから、なぜ那珂市はないのと思うのは当然ですよ。当然そういう情報入っていますから。これは、ぜひ、5市町しかないでしょうけれども、前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

それから、ひとり親なので全てにおいて不安。全てにおいて不安という思いは、これ経済的な不安はもちろんでしょうけれども、この先何が起きるか、そのときどうしたらいいのか、全て自分で判断しなければならないという不安なのかなというふうに私は思います。おっしゃるように、相談できる場所がないとか、知らないといったことの不安もあるでしょうけれども、分かっているれば準備もできるんですよ。人はやっぱり、大震災のときもそうでしたよ、いつ水が来るんだろう、いつ電気が来るんだろう、分からないから不安だったんですよ。やっぱり分からないことというのは不安を感じるものだと思います。相談場所の周知もそうですけれども、そういった方々の気持ちに寄り添うという意識が一番大切だということはお伝えしておきたいというふうに思います。

では、問の13、那珂市及び周辺の医療機関について。病気やけがの治療の際に、不安なく医療サービスが受けられていると感じますかの質問に対して、どちらかといえば受けられていない、または受けられていないと回答した方に、②でその理由を聞いております。その他を選択した記述にはどのようなものがございましたか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

問13、那珂市及び周辺の医療機関につきましての質問で、医療サービスに不安を感じる理由のその他の欄におきましては、休日の診療について、時間帯によって受診できない場合があります不安であるや、夜間に受診できるような医療機関があれば助かるというような記載がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。これも切実な声ですよ。休日診療や夜間診療の拡充を求める声ですね。これも深堀りして所管のほうにお伺いしますけれども、こういったご意見がございました。どのようになさいますか。お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、市が実施している休日診療については、休日に市民の方が急な疾病がある場合に適正な医療サービスが受けられるよう、那珂市医師会に委託して実施している事業となります。市内17の医療機関のご協力を得て、休日の午前9時から午前11時30分まで交代で診療当番を勤めていただいております。市民アンケートへのご意見は、休日当番医の対応時間の延長や夜間の診療について、拡充してほしいということだと思います。新型コロナウイルス感染症への対応

に係る医療機関の負担の状況や協力いただいている医療機関の人材確保の負担などを考えると、市の休日診療制度について拡充することは現在のところ考えておりません。これまでも夜間や休日午後の診療については、水戸市やひたちなか市など近隣の休日夜間緊急診療所などを受診することができております。広報に記載されている問合せ先や市ホームページからもこの情報にアクセスできるようになっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 休日診療や夜間診療の現状、なぜ難しいのか。私もこれまでのご説明で理解はしているつもりなんですけれども、休日診療も夜間診療もやっていない、その日、そのときを好んでというか、選んでいきたいということではないわけですね。ある意味緊急事態なわけです。ですから、開いている時間が短い、または開いていないというのは不安であることは間違いない。何とかお願いできないものかと私からもお願いをしたいと思います。

また、休日午後や夜間の診療が那珂市民でも水戸市やひたちなか市の休日夜間緊急診療所を受診できると今おっしゃいましたけれども、できることや24時間体制で看護師が救急の電話相談に応じてくれる子供対象の＃8000、それから大人対象の＃7119などが利用できるということも知らない方がもしかしてまだいるかもしれない。ですから、周知については引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、問の15、心の健康について。この1年間で悩みやストレスを感じたことがありますかの質問に対し、たくさんあった、または多少あったと回答した方に、2でその対処方法を聞いておりますが、その他を選択した方の記述にはどのようなものがございましたか。お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

問15、ストレスの対処につきましての質問のその他の欄におきましては、好きなことをして発散したや趣味を通して発散した。また、運動を行い、忘れるように努めたというような記載がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 趣味やスポーツで発散したという回答が多かったということですが、これはその他というよりもストレスの重要な対処法だと思うんですよ、趣味とかスポーツに没頭するというのは。ですから、これはその他ではなくて、そういう選択肢を最初から加えておいてくださいよ、次回から。やるのであれば。私はそう思います。

では、最後の問21、那珂市の窓口サービスについて。那珂市の窓口サービスで気づいた点がありましたかの質問に対して、その他を選択した方の記述にはどのようなものがございま

したか。お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

問21、那珂市の窓口サービスについての質問のその他の欄につきましては、日曜開庁時、暗くてやっているか不安になったや証明書発行の際の申請書の記入が煩わしいというような記載がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 日曜開庁時に、暗くてというのは、つまり、電気が消えていたということなんだと思いますけれども、暗くてやっているのか不安になった。それと、証明書発行に必要な申請書の記入が煩わしいといったご意見があったということですが、これらも貴重なご意見ですので、最初の開庁しているのに庁舎内が暗かったというのはどういうことなのか。また、2つ目の申請書の記入が煩わしいという点については、私も同感であります。法令等で記載が必要とされているのかも含めて、行政手続の簡素化が図れないのか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

日曜開庁時、暗くてやっているか不安になったとのご意見につきましては、市民課で実施しております日曜開庁は、8時半から17時15分となっておりますけれども、12時から13時の昼休み時間は1階フロアを消灯しておりますので、その時間にお越しいただいたという可能性もございます。日曜開庁時におきましては、正面入り口に案内板を設置しておりますが、来庁された方が不安を抱かぬよう、今後も分かりやすい周知方法に努めてまいります。

また、証明書発行の際の申請書の記入が煩わしいとのご意見につきましては、申請書には法令等で定められた事項は記載が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いしているところでございます。しかしながら、市といたしましても行政手続の簡素化を推進し、市民の皆様への負担軽減及び利便性の向上を図るため、令和2年度において申請書等の押印及び署名の見直しを実施してきたところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まず、日曜開庁の日に暗かったというのは、12時から13時は、いつもは、平日は開いているんでしょうけれども、日曜日なので人数も限られた人数で対応しているので、しっかりお昼休みをいただいているということで、その時間は消灯しているということですね。その時間に来たのではないかとというふうに思われるということです。

2つ目については、法令でそういうことになっているのであれば、那珂市が申請書は結構ですよというのはできないんでしょうけれども、いずれにしても煩わしい点もあるので、押

印が必要なくなったというのは非常に大きな前進かと思えますけれども、これからももう必要ないものはどんどん簡素化していただきたいなというふうに思います。

以上、質問はこれで終わりとしますけれども、市民アンケートに関して私が申し上げたいことは、冒頭にアンケートの目的をお伺いしましたけれども、アンケートの目的が行政の都合による単なる意識調査や関心度、満足度を聞くだけのものであるならば、またもう一つの大きな目的だという市民のニーズを把握するという点において、クロス集計も活用せず市民のニーズに応えるつもりがないのであれば、さらには市民アンケートではそこまでの具体的な質問をすることができないんだというようなことであれば、多大な労力とお金をかけて行う必要が本当にあるのかなと感じてしまうということでもあります。

各課担当の事業計画の策定に関して、具体的な質問のアンケートを予定しているといったご答弁もございましたけれども、それで全てが把握できるのであれば、漠然とした市民アンケートは必要ないんじゃないかなというようにも思います。

ただ、今回の私からの質問で、アンケートの結果をしっかりと事務事業に反映しているといった答弁もございましたから、全く意味がないとは申しません。逆に、どういう聞き方をすれば市民のニーズを的確に把握できるのかを考え、クロス集計も活用していただき、市民アンケートを意味のあるものにしていただきたいという気持ちのほうが強いです。どうかその辺を庁内でも議論していただきまして、この市民アンケートを市政の基本中の基本と言えるようなものにすべきではないかということを申し上げ、私の一般質問を終了といたします。

ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどといたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 泉 周 司 君

○副議長（大和田和男君） 通告4番、小泉周司議員。

質問事項 1. 防犯灯の整備について。2. 生活道路の整備について。3. 特産品ブランドについて。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

私は、今回3つの質問をさせていただきます。1つ目が、防犯灯の整備について、2つ目が生活道路の整備について、そして3点目が特産品ブランドについてでございます。

まず、最初の質問でございますけれども、防犯灯の整備についてでございます。

今回、この質問項の論点は、ずばり防犯灯のLED化を早急に進めていただきたいということと、防犯灯の電気代を市の負担としていただきたいということの2点でございます。

それでは、議論を進めてまいりたいと思います。

初めにお聞きしますのは、防犯灯の整備の現状とその課題についてでございます。

市内にあります防犯灯の数はどのくらいになりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市内の防犯灯の数でございますが、令和4年4月1日現在で3,528灯になります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 3,528灯、灯数だけ聞くとかなり多いのかなというイメージを受けます。那珂市の面積は97.82平方キロメートルだったと思いますけれども、面積的にいうと多いのか少ないのかというのはぴんと来ませんけれども、やはり灯数だけ聞くと、3,500灯以上あるというのはいっぱいあるなというイメージを受けるところでございます。

では、この防犯灯、設置基準はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯を設置する基準でございますが、1つ目に防犯上必要と認められる場所であること。2つ目に、防犯灯の設置間隔が原則50メートル以上あること。3つ目に、防犯灯の照明により害が及ぶおそれがある場合については、所有者の同意が得られていること。最後になりますが、設置後の維持管理は自治会が行うこと。この4つが設置基準になります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） まず、1点目、防犯上必要と認められること。続いて、防犯灯間の距離が原則50メートル以上離れている。そして、害を及ぼすおそれがある場合には所有者の同意が得られていること。最後に、設置後の維持管理は自治会が行うことということだそうです。

基本的には、自治会からの要望が上がってきて、市のほうでこれらの基準を基に判断をし

て設置が認められるということかと思います。自治会によって環境というのは様々だと思います。例えば、小学校があって通学路があるというようなところと、それから世帯数もそもそも多い、また駅が近くにある、通勤通学で夜遅くその道を通る方が多いとか、様々な条件の下に防犯灯は自治会の判断でいろいろなところに設置の要望が来て、市がそれをこのような基準で認めているという状況かと思います。

では、防犯灯の設置数というのが地区や自治会によりやっぱりかなり現状差があるんだというふうに思いますけれども、そのあたり、現状はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） 答えいたします。

防犯灯の設置数につきましては、議員のおっしゃるように、地区や自治会の状況により差がございます。設置灯数の一番多い地区は菅谷地区で、令和4年4月1日現在1,339灯になります。また、設置灯数の一番多い自治会は菅谷地区の一の関自治会で、146灯になります。以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 一番多い地区は菅谷地区で、1,339灯。自治会で多いのが一の関自治会で、146灯ということでございます。少ないところがどのくらいの数字なのかちょっと分からないので、その差というのははっきりはしませんが、ただ菅谷地区で1,339灯ということは、まず全体の4割近くの数字を占めておりますので、やはり地区だったり自治会間で相当のばらつきがあるんだらうというふうには想像がされるところです。

さて、今市ではこの防犯灯、蛍光灯とLEDでございますけれども、蛍光灯からLEDへの交換といいますか、変更を進めているところだというふうに思います。LEDにしますと電気代が安い、また寿命も長いということなどのメリットが挙げられると思いますが、LEDに更新する際の費用補助は市からどのくらい出るのか。また、市全体としては今年度の予算はどのくらい確保されているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） 答えいたします。

防犯灯をLEDに更新する費用につきましては、那珂市防犯灯設置費補助金交付要綱に基づきまして、その費用の全部または一部を自治会に補助しております。1灯当たりの補助額でございますが、既設の支柱などに新設をする場合には2万5,000円を、新たに支柱を立てて新設する場合には3万8,000円を、既設の防犯灯をLEDに更新する場合には、工事費の2分の1以内で1万円を補助限度額として交付してございます。

また、今年度の防犯灯設置費補助金の予算額でございますが、370万9,000円になります。以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 新設、既設の支柱に新設する場合は2万5,000円と、新たに支柱を立

てて新設する場合は3万8,000円、LEDへの更新は1万円を限度として出るということでございまして、全体では370万円ぐらいの予算がついているということでございます。

では、今現在、このLED化率はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯のLED化率につきましては、令和4年4月1日現在で、3,528灯のうち2,755灯が更新されております。LED化率といたしましては78.09%になります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） LED化率が78%ということで、思ったよりも進んでいるなという印象でございます。とはいっても、これらの事業、聞くところによりますと23年から行っているということでございますので、そのことを考えると、進捗的にはどうなのかなと思う部分もありますけれども、先ほどから言っているとおり、自治会ごとに設置数にかなりのばらつきが見られると思います。そのような中で、各自治会のLED化率というのはかなり違ってくるんじゃないかというふうに思うんですが、各自治会のLED化の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

自治会ごとのLED化率につきましては、令和4年4月1日現在、LED化が完了しているのが35自治会になります。一方で、50%に満たないのは9自治会になります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） LED化完了しているのが35自治会、50%に満たないのが9自治会ということになりますかね。自治会数は全体で68だと思いますので、68から見ますと半分は終わっているという形の中で、ただ、地区によってやっぱり50%いっていないところが9自治会あるということで、やはりかなりばらつきがあるんだろうというふうに思います。自治会ごとに理由はあると思いますが、やはりこれまでのLED化にする補助というものが各自治会に均等に補助金が配分されてきたということもあると思います。灯数がどうこうではなくて、希望があった自治会にはある程度均等に配分されていた。多分全く均等ではないようなんですけども、ほぼ均等に近い形で補助金が配分されてきたということになりますと、やはりどうしても灯数の多いところのLED化というのは進まないというところがやっぱり問題としてあるんだろうなというふうに思います。これは後ほど私から改めてご提案をさせていただきます。

では、LED化、今後の進捗の見込みを教えてください。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯の設置費補助につきましては、平成30年度から予算枠を拡大して進めており、年間約200灯が更新をされております。今後の進捗見込みでございますが、これからも同程度の更新を見込んでおり、令和8年度の完了を目標としております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 残り灯数考えましても、年間200程度の更新がされていけば令和8年度に完了することになるということかと思えます。

続いて、電気代の負担状況についてお聞きします。

電気代の負担はどのようになっているのか。また、今年度、市全体としての予算は幾らになりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯の電気代につきましては、管理をしている自治会が負担をしております。市では、地域まちづくり交付金を自治会に交付しており、その中で防犯灯の維持管理分として1灯当たり1,800円を交付しております。今年度の予算額でございますが、3,600灯分で648万円になります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） この1,800円を維持管理分として補助金として払っているということになりますけれども、これは蛍光灯でもLEDでも同じ、年間で1,800円ということで間違いないかと思えます。

そうしますと、LEDは大体1,800円でとんとんというふうに言われていますけれども、そう考えていくと、やっぱりLED化が遅れているところというのは電気代の負担も自治会として大きいということが言えるんだろうなというふうに思います。私、今まで出てきた一の関自治会に加入しておりますので、そちらのほうの資料を見ますと、今年電気代がこの情勢でかなり上がっているということで、かなり自治会の方、この電気料の負担、大きな負担になっているところがあるんですが、仮に1灯、LEDが2,000円ぐらいで計算をしますと、蛍光灯の年間の電気代は3,600円ぐらいになるんです。そうすると、1,800円いただいても、倍以上は自治会の負担ということになっているのかなというふうに思います。したがって、灯数も多く、そのためLED化が進んでいない自治会というのは、電気代の負担も併せて大きな負担になっていることが言えるんじゃないだろうかというふうに思うところです。

ここまで現状と課題について見てきましたけれども、ここからはこの電気代の負担と、そしてこのLED化の整備の進め方について、私から2点、冒頭にも言いました、ここがメイ

ンでございます。私から提案をさせていただきます。

まずは、ＬＥＤ化の進め方です。

灯数の多い自治会、これは何もわがままで多くなっているわけではなくて、生活環境ですよ。その自治会の環境によってやっぱり防犯上の必要性から多く設置をせざるを得ないという事情もあるのかと思います。今後のＬＥＤ化については、この防犯灯の数、一律に同じではなくて、防犯灯の数も加味して補助というものをある程度決めていただくと、それぞれの自治会、同じように更新率が高まっていくんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

これまでの答弁のとおり、市全体といたしましては防犯灯のＬＥＤ化が着実に図られておりますが、ＬＥＤ化を進めるに当たりましては新規の設置を優先するなど地域の実情もあり、自治会間でＬＥＤ化率に差が出ている状況でございます。

今後、市といたしましては自治会間のＬＥＤ化率の差を解消できるよう、未更新の防犯灯の数を加味した補助配分にするなど見直しを図り、防犯灯のＬＥＤ化を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） 防犯灯の数も加味した補助配分とするように見直しをしますということでございます。そのような中でＬＥＤ化を進めていただくということですから、そのとおりお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、さらにちょっと確認ですが、前の質問で令和８年を目標にということではございました。改めて確認しますが、令和８年度にＬＥＤ化が全て終わるように予算を確保していただけるということではよろしいでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯のＬＥＤ化につきましては、令和８年度に完了できるよう、今後も自治会と共に継続して進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に電気代についてでございます。

やはり、ＬＥＤ化の遅れている自治会の電気代の負担感が大きいことは、これまでのやり取りでご理解をいただいていることかと思います。そもそも、防犯灯の性質を考えますと、誰もが通れる公道に設置をされているものですから、公共性としては非常に高いものがあるんじゃないかというふうに私は思います。そうであれば、この防犯灯の電気代やはり全額市

の負担ということでもよろしいんじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、防犯灯の維持管理費につきましては市が補助をしておりますが、ＬＥＤと蛍光灯では電気代に差があり、蛍光灯の場合には自治会に一部負担をいただいている状況でございます。この負担を解消するためにも、引き続き自治会と共にＬＥＤ化を進め、防犯灯の維持管理が自治会の負担にならないような体制づくりができればと考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） 今の市の考えですと、ＬＥＤ化の推進を先に図って、そのことをもって自治会の負担にならないようなことにしていきたいということかなというふうに思います。予算も限られていますから、両方というわけにはいかないことは十分に理解いたします。

ただ、ＬＥＤ、今までＬＥＤというと大体１,８００円ぐらいの電気代で、今まで１,８００円を市が負担をしていきますよということであれば、令和８年という目標が決まりましたけれども、ＬＥＤ化が終了すれば、電気代は実質的に市が負担するということと同一だというふうに思います。そうであれば、やはりどのタイミングで市の負担にするかということなんだろうと思うんです。いろいろな条件もありますし、これまでの経緯もありますから、一気にあしたからとか来年からというのは難しいということは理解はしますが、ただ、どこかではやっぱり何かしらの決断をしないといけないんだろうというふうに思います。

改めまして、少しでも早い時期に市の負担としていただけますように、前向きにご検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

防犯灯の電気代を含めた維持管理費につきましては、これまで維持管理を行ってきた自治会の意見を聞きながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） 自治会の意見を聞きながら検討してみたいということで、ぜひその点、改めましてお願いをしまして、この質問の項を閉じさせていただきたいというふうに思います。

続きましては、生活道路の整備についてでございます。

この質問では、今の市の整備基準ですと、これ未来永劫舗装されないだろうなというような私道がございます。これについては、やはりちょっと整備基準を見直していただく必要があるんじゃないかということで、私から提案をさせていただくというのが今回の質問の趣旨でございます。

では、現状と課題について。

まずは生活道の整備について伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在、市が管理します市道は、1級、2級の幹線道路と法定外を含みます一般市道の3つに分類されております。総延長は、約1,160キロメートルでございます。そのうち、生活道路としましては、そのほとんどが一般市道に含まれております。

道路の整備改良状況ですが、1級幹線が約84%に対しまして、一般市道が約22%、全体では約28%となっております。

また、整備方法につきましては、整備要望のありました路線を審査しまして、各地区のまちづくり委員会と協議をし、整備する箇所を選定して進めております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市道について、それぞれ整備をしていただいているということにはなるんですが、現在の分譲なんかは、やはり開発基準で道路なんかの整備もきちっと決められていて、開発が終わって分譲するときには、その道路というのは市のほうに移管されるというケースが多いだろうというふうに思います。ただ、この市役所の周りもそうですが、古い市街地といいますか、前から市街地化しているところというのはそういった基準がなかった頃の分譲地もありますので、なかなか今の基準ですと市道に認定するということが難しいという状況が実際にございます。

市道に認定されていない道路の状況というのは、市のほうではどの程度把握されておりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市道に認定されていない私道があることは把握しておりますが、認定外であるため、数までは把握しておりません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 認定外であるため、数までの把握は行っておりませんということでございます。

では、市内における市道も含めた整備の要望等の整備基準はございますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在の道路整備の基準としましては、セットバックを含む幅員4メートル以上で整備します狭隘道路整備がございます。特に市街化区域におきましては住宅建築の際にセットバック

が求められるため、狹隘道路整備を進めております。

また、狹隘道路として幅員がどうしても確保できないとやむを得ない場合につきましては、暫定舗装として整備する場合がございます。

なお、個人等が所有します私道につきましては、認定しておりませんので、整備基準はございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 現在の道路整備の基準としては、基本的にはセットバックを含む幅員4メートル以上で整備をするということかと思います。狭くて幅員が確保できないときには暫定舗装として整備することもあるよということで、私道については整備基準はございませんということでございます。

では、これら整備に関する課題等を現在市のほうはどのようにつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路整備の申請につきましては、排水路を含めまして、採択された未着手の路線が令和3年度末現在で162路線ございます。課題としましては、道路の総延長が長いために申請本数や対象路線が多くなってきております。また、相続や権利等の問題がある場合もございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 未着手の路線が162路線ありますということで、非常に多い数だなというふうに思います。1路線、調査測量から入りますと、3年から4年ぐらいかかりますかね。そう考えますと、これ162路線というのはいつ終わるんだろうかなというところも思うところでございます。そのようなところが市としても今課題と感じているということだと思います。

では、ここから整備基準の見直しについてを議論させていただきたいと思います。

まず最初に、整備を進めるための基準等、これを見直す予定等はございますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

整備基準を設定しました当初は現在より申請条件が緩やかでありましたので、採択件数が増加しまして、整備が追いつかないという状況でありました。そのため、実効性の高い路線を選定するために整備基準の見直しと申請路線の精査を行いまして現在の整備基準となっておりますので、今のところ見直す予定はございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 前緩かったので、途中で厳しくさせていただきましたと。162路線も積み上がっているわけですから、そのような基準を少し厳しくさせていただかないとということなんだろうというふうに思います。なので、結局は私道というところの部分では見直しは難しいということなんだろうというふうに思います。

ただ、やっぱり実際にこの近隣の市街化もそうですし、菅谷の町なか、未舗装の砂利道って結構あるんですよ。まだ残っているんです。やっぱり早く分譲されたようなところ、市街化が、宅地化が進んでいったところというのはまだまだ残っているんです。それが実情かなというふうに思います。そのような砂利道に対して、もちろん市が何もしてくれないとは言っていないんです。砂利を持ってきてもらったり、砂利のならしをしていただいたりとか、それぞれに市道の採択を待つ道路というものもいろいろと市のほうは力を貸してくれているということは十分に理解はしているんですが、問題はこの私道のほうが問題だなと。一生やっぱり整備が進まないだろうなと思うところの論点なんです。もちろん私道もいろいろございします。個人の宅地に入る道路というのは、これまで整備しろということは言っていないんですが、全部の道路ではなくて、例えば条件が整っている、今であればこれは市に移管したであろうと思われるような条件の砂利道というものは、ある程度移管していただいてもいいのかなというふうに思うんです。例えば通り抜けができるとか、幅員が4メートルある、セッバックもしている、所有者も同意している、そしてある程度複数の方がその道路を利用しているというような条件に当てはまったものについては、市として認定していただき、整備や管理をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

私道の管理につきましては、原則所有者の維持管理となりますが、複数の方が利用している個人所有の私道については、これまで市のほうで碎石の提供や敷きならしの支援をしております。議員ご質問の私道を市の道路として認定するためには、那珂市道路認定基準に定められた要件を満たす必要がございます。主な要件を申し上げますと、敷地は無償でありまして、幅員4メートル以上確保し、排水設備を設けていただいた舗装である道路となります。条件を満たしました道路につきましては、市道認定された後以降、市が管理することとなります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 問題は那珂市の道路認定基準なんですよ。ここで、敷地は無償で4メートル以上、もう一つ、排水施設を設けた舗装である道路と、ここなんですよ。問題はここで、市民の方は舗装にしてほしいということをお願いをしている。でも、市のほうは、いやいや、舗装にしてくれたら私どもは市道にしますよと。これ、多分どこまで行ってもかみ合わないということは、多分その道路はもう今の基準のままだと一生舗装になることはな

いんだろうなというふうに思うんです。昔はよかったんでしょうけれども、砂利を持ってきてもらってもなかなか、何軒か集まってならずといっても高齢化してしまっていて非常に作業も大変だなんていう状況もありますので、ぜひともこの最後の部分、最後の部分の舗装であること以外の条件を満たす場合には何とか市のほうで市道認定していただけないかというふうに思うんです。

改めまして、道路認定基準を見直して、市として認定をしていただいて、市が舗装等の整備を行っていただくことはできないでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市内の68ある自治会の中からそれぞれが申請がありまして、採択された未整備の路線が、先ほど申し上げました162路線になります。これに個人所有の未整備の私道を含めた場合には相当数の路線数になりまして、整備改良率も下がることが考えられます。1つの路線が完成するまでには複数年の期間を要するために、採択されました162路線、これに着手できていないことを考えますと、認定基準の見直しや私道を含めた整備はできない状況でございます。まずは本来市が維持管理すべき未整備路線の整備を積極的に進めまして、住環境の充実を図り、整備率の向上に努めていきたいと考えております。

なお、個人所有の私道につきましても、引き続き碎石の提供や敷きならしの支援をしてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 答弁いただきまして、市のお気持ちというものの物すごく理解はするところです。お金もあって人もいれば162路線終わって、次に手をつけられるということなんだろうというふうに思います。この気持ちはよく分かります。でも、その一方で我々議員が地域に行ったときには、砂利道をおばあちゃんがカートを押しながら、いや、砂利で車輪が取られちゃってここ通りづらいのよというような、これはもうずっとここ舗装にはならないのかなというようなことを言われると、それはそれでやっぱり目の前の現実として何とかしてあげたいなという気持ちがあるところで、今回、なかなか難しいことは分かっております。ただ、このような現実もまだ市街化区域の中には残っていて、そういうところにも土木課の皆さんが意識を持っていただいて、今後仕事を進めていただければというふうに思います。

また、市は立地適正化計画を定めております。そこで見ますと、やはり市街地を集約していくという今後の方針が決まっているわけですから、そういったところからも、じゃ道路もどうやって整備をしていくか、ただ単に162路線積み重なったものを淡々と消化していくのか、途中でやはり見直しを図っていくのかということもやはり考えていかなきゃいけないところだと思いますし、市街化区域の方は都市計画税という税の負担もしておりますので、

そのことも考えていただきまして、今後、これで終わりということではなくて、どこか頭の片隅に置いていただいて、検討は続けていただければというふうに思います。この質問の項はこれで閉じたいと思います。

3番目の特産品ブランドについてでございます。

これは、今あるものの価値を高めて、しっかりと市の特産品のブランドとして育てていきたいと思いますというのを提案する質問でございます。

まず、現状と課題について、初めに特産品ブランドについて、その目的についてお聞きするわけですが、市では市内の産品を特産品として認証をして特産品ブランドというものがあるわけですが、この認証の目的について、最初にお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市の特産品ブランドを認証することによりまして、確かな品質、技術を伝える地場産品であることをアピールしまして、特産品の付加価値向上や競争力の強化及び地場産業の活性化を図ることを目的としているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 特産品の付加価値向上、競争力強化、地場産業の活性化を図ることが目的であるということです。

では、現在の特産品ブランド、どのように認証されるのか。認証制度についてお伺いさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

特産品ブランドの認証につきましては、市内の事業者で1年以上継続して製造された商品等であることや市内で収穫されました農産物であることなどの認証基準を設けまして、毎年募集を行っているところでございます。応募のありました商品等につきましては、那珂市特産品ブランド認証委員会において審査を行いまして、その結果を那珂市特産品ブランド推進協議会に諮りまして認証するという流れになってございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市内の事業所で1年以上継続して製造された商品、それから市内で収穫された農産物、そういった認定基準を設けて毎年認定を行っているということだろうというふうに思います。

では、続きまして、特産品ブランドにはどのような品目があるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市を代表する野菜、那珂かぼちゃや厳選された干し芋、米ゲルを使用した銀シャリ餃子など、市の花であるヒマワリから搾油しましたひまわりオイル、これら多種多様な33品目を認証してございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 那珂かぼちゃ、那珂かぼちゃ有名ですね。それから干し芋、そして米ゲルを使用した銀シャリ餃子、そして市の花であるヒマワリから取ったひまわりオイルということで、そのほかにも市内のパン屋さんだったりとかお菓子屋さん、それから有名なビールなんかも認定されていまして、実に33品目が認証されているということでございます。

では、この特産品ブランドに認証されますとどのようなメリットがあるのか。まず、PRというのは市のほうでどのようにされていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

認証品については、パンフレットを随時更新しまして、市内の取扱店でブランドコーナーを設置、販売を行っていただくとともに、市内外の各種イベント開催時におきまして販売やPRを実施するなど認知度の向上に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市内の取扱店でブランドコーナーを設置、販売をしていると。それから、市内外の各種イベント開催時に販売やPRを実施と。ここ2年間コロナでしたから、なかなか各種イベント開催時の販売やPRというのは難しかったのかなというふうには思うところでございますけれども。

では、実際に特産品ブランドの成果というのはどのようなものがあるか、お聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） 認証を受けました事業者からは、売上アップにつながった、店頭と同様の商品と差別化が図られたなどの意見をいただいているところでございます。特産品ブランドとして徐々に浸透しているのではないかと考えてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 直接売上アップにつながったと。それから、店頭で並んだときに、特産品ブランド、シールがあるんですよね、赤いシールだったと思いますけれども、赤だったんですよね。赤いシールをその商品に認証されると貼れるということが出来るんですけれども、同じ商品が並んだときには、特産品ブランドのシールが貼ってあるとほかの商品との差別化が図られるということで、そういった一定の成果があるということだろうというふうに思い

ます。

では、一方で特産品ブランドの課題について、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

近年の消費者の購買行動の変化など、消費者ニーズも多様化していることから、PR方法を含めた競争力の強化が課題となっていると考えているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） PR方法等も含めた競争力の強化が課題であるということでございまして、これはまさしくそのとおりかというふうに思います。課題としっかり捉えて、特産品ブランドを推進していただきたいというふうに思うところでございます。

この特産品ブランド、33品目ありますけれども、先ほど言いました市内の個人商店であったりとか、それぞれに商品を認証しているわけですが、市が一番関わっているものとして1つだけ、ひまわりオイルというのがあるかと思います。このひまわりオイル、私は33品目の中でも市の花から取れる、市の花であるヒマワリから取るオイルでもございまして、ポテンシャル高いというふうに思っているんですが、このひまわりオイルの生産と供給状況についてお伺いさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわりオイルにつきましては、ひまわりフェスティバルの開催時期に合わせて栽培をしました約4.4ヘクタールの畑から収穫したひまわりを市商工会が主体となりまして搾油して商品化をしているというところでございます。生産量につきましては、令和2年が150ミリリットルの瓶詰で約2,600本分、1リットルのペットボトルで約140本分となっております。令和3年度につきましては、150ミリリットルの瓶詰で約1,000本分、1リットルのペットボトルで15本分となっております。

なお、2年分につきましては過去最高の生産量になったと伺っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 令和2年、150ミリリットルの瓶詰で、こんな瓶に入っているわけですが、それが2,600本取れたと。ただ、令和3年は1,000本、1リットルのペットボトルで言いますと、令和2年は140本のところ、令和3年は15本ということですから、随分と生産量に差があるなというふうに思うんです。この生産量、年によって違うということなんだろうと思いますけれども、この生産量、なぜこれだけ大きく違うのか、その理由を教えてくださいませんか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわりオイルを搾油するには、ほ場において十分に乾燥させる必要があります。収穫までに長い期間を要することから、台風による倒伏、また天候による影響を受けやすいということが大きな要因となってございます。そのほか、生育期間中におきましては、害虫や害鳥による被害も要因の一つとなっているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 台風によって倒れてしまう、それから天候によって影響を受けやすいことが大きな要因だということで、年によってかなり生産量に大きな違いがあるということなんだろうというふうに思います。

ひまわりオイルを使った商品の開発なんかもやっぱり今後必要なんだと思いますけれども、お店の方に聞くと、やっぱり1年を通してしっかりとひまわりオイルの供給がされないと、なかなか新たな商品にひまわりオイルを使おうというところにならないと。要するに、あるかないか分からない、年によっても、せっかくひまわりオイル使った商品を作っても次の年はひまわりオイル取れなかったから使えなかったということでは、やはり商品を開発する際の材料としてひまわりオイルは向かないというようなことも言われております。そのとおりかというふうに思いますので、そのあたりの問題も踏まえて、ここから次のブランド品の活用の項に進んでいきたいと思います。

まずは、ブランド認証制度そのものについてご提案をさせていただきます。

先ほど課題もいくつか言われておりました。それらの課題を解決するためにも、認証して終わりじゃなくて、ある程度認証店との会話、対話というものを増やしていく必要があるんだろうというふうに思います。それは、認証店の意向、やっぱりいろいろな意向があると思いますので、そういった意向をしっかりとつかんだ上で、制度も含めてよりよい方向に進めていくということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

特産品ブランドの認証期間は3年間としていることから、更新が必要な認証事業者につきましてはアンケート形式によりまして意向調査を行っております。今年度につきましては、更新の有無にかかわらず、認証事業者全員に特産品ブランド認証制度全般に関しての意向調査を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 意向調査を行っていただけるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。やっぱり定期的に意見交換をしていくといいますか、意見を伺っていく、意

向を聞いていくということ、非常に必要だと思います。逆に言えば、アンケートじゃなくても、直接行って聞くというようなことでも構わないと思いますし、中には新たな商品を作っているようなところもあったりするかもしれません。そういったことも把握する意味でも、ぜひ関係性というのを密にさせていただきたいというふうに思うところでございます。

続いて、販売先の拡大について。

これも、先ほど課題で言われたとおり必要なことだと思いますが、これについては今後どのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど特産品ブランドの課題につきましてご答弁しましたとおり、消費者の購買行動、ニーズ等が多様化してきてございます。また、認証事業者の中には販路拡大などに関しまして非常に意欲的な方もいらっしゃる、一方で生産体制の拡充に課題がある方などもいらっしゃいますので、まずは認証事業者の意向や課題等をしっかりと把握した上で、販路の拡大や競争力強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 販路拡大などに関して、非常に意欲的な方もいれば、一方で個人商店でそんなに拡大は望んでいないんだよという方も確かにいらっしゃるんだろうというふうに思います。ですから、その辺はやっぱりしっかりと認証事業者の意向とか、そのお店の抱える課題なんかも聞き出しながら、しっかりと同じ方向を向いて進めていただければというふうに思いますし、そのためにも、前段で言ったとおり、ある程度しっかりとコミュニケーションを増やして対話していくということが必要なんだろうと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

では、ここからはひまわりオイルについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、ブランド認証品の中で市が生産に関わっている唯一の認証品がこのひまわりオイルだというふうに思います。ひまわりオイルは、栽培は市が農家さんに委託をして行っていると。そして、刈り取りからオイルにして販売までを商工会が今行っているということかと思います。先ほども言いましたが、私はこのひまわりオイル、すごく高いポテンシャルを持っているというふうに思っております。ただ、課題でも出ましたが、年によって収穫量に差があるというのは非常に大きなデメリットであるというふうに思います。

そこで、今は8月下旬のひまわりフェスティバルに合わせて、そこに花が咲くように栽培をしていますので、どうしてもオイルを取るまでに咲き終わった後1か月以上そのまま、立ち枯れというんですかね、そのまま枯らさないといけないんですよ。その間にやっぱり台風の時期になってしまって、台風が来て倒れてしまって自滅して取れないなんていう年もあったように思います。ですから、ここの課題をやっぱり克服しないといけないんだろうとい

うふうに私は思うんです。

そこで、このひまわりフェスティバルでヒマワリはそれでいいんだと思うんですが、それ以外にきちっとヒマワリ畑を、ヒマワリを栽培してひまわりオイルを取れる体制、要するに台風が来る前に例えば刈り取りできると、そういう形でヒマワリをきちっと取れる体制を取っていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんです。ヒマワリの栽培と生産について、市が主導で大規模に取り組んでいただく、このことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわりオイルの生産量につきましては、先ほどお答えいたしましたけれども、市商工会からは酸化などの理由によりまして長期保存ができないことから賞味期限は約1年としております。令和2年分の在庫分につきましては、期限前に何とか販売ができたという状況にあったと伺ってございます。このことから、現状としましては需要と供給のバランスも考え、まずは市主導で大規模に生産量を上げるよりも、特産品ブランドと同様にPR方法等の課題をクリアすべきものであると考えてございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 言っていることは分かります。どっちが先かというところなのかなというふうにも思うんですけれども、やっぱり供給量が安定しないと使ってくれるお店も増えないと思いますし、そもそも流通として扱ってくれるデパートとかスーパーなんかも供給量やっぱりしっかりしないと、通年である商品とか、そういったことがやっぱり大切になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。そのときに、現在の供給量が安定しない状態では、いかにひまわりオイルをPRしても、なかなかよい結果にはつながらないんじゃないかなというふうに私は思うんです。

ですから、そのために、どっちが先かというところはあるんですが、私はある程度しっかりとしたものをつくって安定供給に向けて動き出していただいて、そしてさらにPRもしていただくということが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、改めてお願いをさせていただきます。

さて、市長は今道の駅を推進されていらっしゃる。そのような中で、道の駅を造るに当たっては市の特産品を使った目玉になるような商品というの、私はこれ必要になってくるんだろうと思います。むしろ必須だろうと思います。那珂市らしい商品がやっぱり生み出されなければいけないだろうというふうに思います。そのとき、それを考えますと、まさしく今あるもの、ヒマワリ、那珂市の花のヒマワリから取れるオイルというのは、私はうってつけのものじゃないかなというふうに思うんです。まだまだ道の駅については分からないところもあるかもしれませんが、私は同時並行で進めてもいいぐらいのところだと思います。

ある意味、そういったところにも目を向けながら、戦略的にひまわりオイルもしっかりとブランド化していくということをお願いしたいんですが、市長の見解を最後にお伺いさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

市の特産品ブランドについてのご質問、ご提言、誠にありがとうございます。ひまわりオイルは、やはり那珂市を代表する大きなブランドだと思います。これまで先人の皆さんがいろんなことで開発して普及をしてきてくれました。私も県会議員時代に、これ自分のことになりますけれども、毎年暮れの贈答なんかに100本以上使わせていただきました。3本パックにして送ると結構喜ばれて、那珂市ってこんなの作っているのかと非常に喜ばれて、今それはちょっとなかなか立場上できないんですけれども、そんなことをやってきました。それで、あと議員がおっしゃったように、私がたしか当選したときに台風が来て全滅でした。特産品だから、市のパンフレットなんかにも特産品として載せておきながら、今年はないんです。これはないだろう。担当課にも実はいろんな話をしました。やはり別ほ場に、風が来ても雨が降ってもきちんとヒマワリが取れる場所をつくらなきゃ駄目だっぺ、そういう話もしました。いろいろやってきたんですけれども、今お話があったように、鶏が先か卵が先か、この議論はあります。

しかも、ある程度皆様のご理解もいただきながら道の駅構想を進めていきたいと考えています。そういったときに、例えば笠間の道の駅見れば栗がやっぱりメインブランド、もう栗のイメージで打ち出している、1点突破で。これも重要な多分要素だと思うんです。そういうことを考えれば、このヒマワリ、生かさない手はないし、当然これからももっともっと磨きをかけていかなければいけない、そのように思っております。過日、京成百貨店でもひまわりオイル扱ってもらいました。大変好評でした。すばらしい、そういう話もいただいた。いろんなものに使ってもらう。当然調理に使ってもらう、あるいはスイーツなんかの開発にも使えるだろう、そしてたしか美容にもいい、オリーブオイルに匹敵するような効果がある、そういう研究もされています。これは、やはり取り組まない手はないですよ。

ですから、そういったことを考えれば、担当のほうでも申し上げましたけれども、市場とのバランスとかいろんなこともあります。でも、これはやっぱり積極的に取り組んでいかなきゃいけない。カボチャと並んで那珂市を代表するブランドに育てていかなければいけない、そのように思っております。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市長のおっしゃるとおりだと私も思います。なかなか新しくものを作るというのは、開発するのは大変だと思います。那珂市にはひまわりオイルという立派な製品に育つもの、そしてそれがほかにも使えるじゃないですか、クッキーに入れたりとかうどんに入れたり、何でもできると思うんです。そういったものを、もちろんひまわりオイル以

外で皆さんで探して新たに生み出していただくというのにも必要かと思いますが、今あるものを、そのブランド価値を高めていくということも必要だと思いますので、その一つとして私は非常にひまわりオイルというのは適していると思いますので、どうか前向きな検討をお願いいたしまして、今回の私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告4番、小泉周司議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（萩谷俊行君） 通告5番、木野広宣議員。

質問事項 1. 指定ゴミ袋について。2. 災害対応について。3. 母子手帳のアプリ導入について。4. 健康寿命の延伸について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野広宣議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、那珂市可燃ゴミ指定袋の種類について質問いたします。以前も指定ゴミ袋について質問させていただきましたが、今回は容量の件で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

那珂市では、各家庭の可燃ゴミを捨てる際に、容量45リットルと20リットルの2種類の大きさの指定ゴミ袋が使用されております。それぞれの年間販売数と割合についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

可燃ゴミ指定袋の販売数でございますが、令和3年度の実績で申し上げますと、45リットルが253万3,500枚、20リットルが8万3,500枚になります。販売割合につきましては、45リットルが97%、20リットルが3%になってございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 次に、近隣市町村の可燃ゴミの指定袋の容量の種類は、分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

近隣市町村の可燃ゴミ指定袋の容量と種類でございますが、水戸市が10リットル、20リットル、45リットルの3種類、東海村が20リットル、30リットル、45リットルの3種類、常陸太田市が20リットルと40リットルの2種類、ひたちなか市と常陸大宮市につきましては、本市と同様、20リットルと45リットルの2種類となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 今答弁がありましたように、東海村では30リットルという種類があります。ほかにも、つくば市が同じ30リットルを利用しています。ただ、最近はどの地域においてもゴミの減量ということで分別をしているところはかなり多くあると思います。そういった観点からしてみると、私はぜひ30リットルを作るべきだと思います。市としては、30リットルに対してどういうふうに考えているのか伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、45リットルを標準的な家庭用として、20リットルを主に単身世帯用として2種類の可燃のゴミ袋を使用しております。議員ご提案のゴミ袋の種類を増やすことは、市民の選択肢が増えることにはなりますが、製作コストがこれまで以上にかかることになり、結果として市民負担も増えることになると考えられることから、現時点で新たに種類を増やすことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 今答弁ありましたように、できないということでありますけれども、やっぱり30リットルは作るべきだと私は思っております。最近、やっぱり高齢者の方が45リットルでは重いとか、また一人住まいの方は結構45リットルを入れるのに結構時間がかかると言うんです。そういった観点からを含めると、ぜひ私は30リットルを作っていただきたいと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、前回打合せのときにこういった話はどういうところから情報が来るんですかということだったんですけれども、これはやっぱりどの議員もそうですけれども、やっぱり市民の方は皆さんどこに言っているのか結構分からないという部分が多いんです。そういったこと

を考えると、一番手っ取り早いのがやっぱり議員に要望してお願いをする、そういうことがありますので、今後もそういったまた市民からの質問もさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、ゴミ袋の安定的な供給についてお伺いいたします。

世界的に原油価格が高騰し、世界的なコンテナ不足などの影響を受けて、一部の自治体では海外で製造している指定ゴミ袋の入荷が不安定となり、品薄や欠品の可能性が出てきておりますが、本市の指定ゴミ袋は大丈夫なのかどうかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

現在本市で使用している指定ゴミ袋は、ベトナムで製造しているものになります。委託業者には今のところ契約どおりに納品ができるということを確認しておりますが、引き続き注視していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） また、近隣の市町村でどういう状況なのか、分かればお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

近隣市町村の状況でございますが、納品の遅れ等の情報は今のところ聞いてございません。以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） ありがとうございます。

確かに指定ゴミ袋の場所が違いますけれども、ここ最近の新聞を見るとやっぱり海外で作っているところが結構あって、新聞なんかで見てもやっぱり不足しているとかというのが出てきておりますので、那珂市におきましては、しっかりとその対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど30リットルの袋の件に戻りますけれども、45リットルが97%、20リットルが3%という現状ですので、やはり45リットルを代用している方がかなり多いと思いますので、今後の課題として再度お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

災害対応についてお伺いいたします。

避難所におきまして、合併浄化槽についてお伺いいたします。

阪神・淡路大震災では、約31万人が避難所生活をしました。東日本大震災では、岩手、宮城、福島で約41万人、全国合計で約47万人が避難所生活をしております。阪神・淡路大震災では、避難所閉鎖までに6か月を要し、東日本大震災では避難所閉鎖まで岩手県で

7か月、宮城県で9か月を要しました。原発事故で福島県双葉町の住民が避難した埼玉県加須市の避難所の閉鎖は2年9か月後でありました。ひとたび災害が起こると、避難所は住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなり、また在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となります。しかし、東日本大震災では避難所における生活の質には課題が多く、水、食料、トイレ等が不十分で、暖房は限定的でありました。狭い空間での生活によって多くの避難者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活でありました。阪神・淡路大震災以降、避難所の運営に関心が高まり、地域の主体的な活動を後押しする地方公共団体による避難所運営マニュアルには有用なものが散見されます。それらを参照し、自助、共助の取組を行っている地域や組織、団体等が存在する一方、避難所運営の業務全体を俯瞰するガイドラインやマニュアルは未整備と言える状況でありました。東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が策定されました。本ガイドラインは、この指針に基づき、市町村が取り組むべき災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階、準備、初動、応急、復旧において、実施すべき対応19項目の業務リストをチェックリストの形式で取りまとめたものであります。

近年、避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対策、避難所生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設など、様々な対応が必要になっております。また、令和3年5月、内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員からの提言で防災女子の会からの提言が公表されました。この中では、災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災、復興ガイドライン等の内容を考慮して、女性の視点から避難所運営を推進していく必要がある旨の提言がありました。さらに、同月には内閣府防災担当の有識者会議である防災教育・周知啓発ワーキンググループの提言が公表され、この中で、意欲のある地域等の人材に対して体系的なスキルアップの機会を提供することで避難生活支援の担い手となる災害ボランティア人材を各種増やしていくとともに、それらの人材を要する団体が平時から行政と連携、協議する体系を確立することが重要である提言がございました。

これらのことを踏まえ、令和4年に本ガイドラインが所要の改定を行いました。市町村を含む本ガイドラインを積極的に活用し、地域防災計画や災害対応体制の構築、見直し、訓練や研修等の実施、災害時の対応の効率化、円滑化等、避難所の運営、管理体制の充実、強化に取り組んでいきたい。また、災害への事前の備えや災害応急対応等は地域の実情や対策の取組状況等に応じて追加、修正することが必要であることから、市町村において本ガイドラインに記載されている項目を参考に対応項目を事前に検討しておくとともに、災害発生時には臨機応変に活用できるよう、状況の変化を想定し、準備を進めておくことが望まれるとあります。

避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことは、避難者の

健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。発災後に取り組むことは当然ですが、発災前の平時からの庁内の取組をしっかりと行い、併せて、避難者の健康を守るための人的資質の確保のために、医療、保健、福祉分野、ボランティア、NPO法人等、また、物的資源の確保のため関係事業者団体等と平時より顔の見える関係を築くことも忘れてはならないとあります。

そうした中で、トイレのことなんですけれども、今回、内閣府がガイドラインを変えまして、避難所に合併浄化槽を造ってはどうかとあります。市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

平成23年の東日本大震災では下水道施設が被災し、多くの避難所に仮設トイレを設置いたしました。この経験を踏まえまして、市では避難者のトイレ確保のため、仮設トイレを保有する団体との災害時応援協定の締結や携帯トイレなどの備蓄を進めてきたところです。

このような中、内閣府の策定する避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが今年の4月に改訂され、議員ご指摘の地震などの災害に強いとされる合併処理浄化槽の避難所への設置が避難者のトイレを確保する上で有効な手段の一つとして示されてございます。

しかしながら、下水道とは別に合併処理浄化槽を設置することは、設置する費用に加え、平常時の利用も含む維持管理費が生じることになり、このことはガイドラインにも記載されているところでございます。

このようなことから、本市といたしましては、避難所となる公共施設に合併処理浄化槽を設置することは現状では考えておりませんが、今後も国のガイドラインを参考に、避難者のためのトイレの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 下水道施設の耐震化を平時から行う重要性とともに、合併処理浄化槽を設置することは一つの対策として明記されておりますが、これは2011年の東日本大震災の仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数が3日以内というのは各自治体の返答で、各自治体の34%にとどまったという現状があります。そういった意味から、多分内閣府も合併処理浄化槽を推進してはとのことでありました。

また、今の答弁では考えていないということですが、いざというときにどうなるかわからないのが現状であります。仮設トイレを保有している業者と応援協定を締結するということですが、先ほど私が述べたように、避難所に仮設トイレが置かれるまでには3日かかると先ほど言いましたけれども、それが現状であります。また、国がトイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。被災者支援の中で、避難生

活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識を持って考えるべきだと思います。
トイレの確保、管理ガイドラインの初めに明記されておりますこのことをよく考えていただき、今後の取組に反映されることを期待しております。

次に、防災会議における女性参画についてお伺いいたします。

災害時の対応には、男女双方、高齢者、障がい者など多様な視点が必要であります。特に、生活の場となる避難所ではプライバシーの保護や女性ならではの支給品など、女性目線でのきめ細やかな配慮が求められます。防災計画策定などを行う市町村の防災会議では、女性の割合が低いとされております。内閣府のまとめでは、2021年度の県内市町村の防災会議委員は1,291人、うち女性は9.8％であります。1割にも満たなかったそうであります。また、女性の委員がゼロの自治体が3町村あったそうであります。しかし、その後女性委員を登用したそうであります。そうした観点から踏まえて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、防災会議とはどのような会議で、いつ開催されるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市の防災会議は、災害対策基本法に基づき設置しており、地域防災計画の作成及び実施の推進のため、必要に応じて開催をしております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 必要に応じて開催されているということではありますが、本来であれば定期的に開催されるのがよいのではないかと思います。

次に、防災会議の委員数、女性委員の人数及び割合についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防災会議の委員数は22名になります。そのうち女性委員は2名で、女性委員の割合としては9.1％になります。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 先ほども言いましたけれども、女性が9.8％ですから、那珂市においてはそれよりも低いというのが現状だと思います。以前の一般質問においても、避難所運営において必ず女性職員の配置をお願いしたいとの質問で、必ず配置しますとの答弁がありました。本市においては、まだまだ女性登用は遅れていると思います。先崎市長、答弁は求めませんが、今後をご検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、女性比率向上に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

市といたしましては、防災に関しても男女共同参画を進め、女性の視点を防災・減災対策に反映することが重要であると考えてございます。防災会議の委員につきましては、現在消防団の女性分団長を学識経験者として登用しているところでございます。

今後も可能な限り自主防災組織や防災士として防災活動に携わっている女性を登用できればと考えております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 先ほどもやっぱり女性の割合が少ないということでもありますので、今後もぜひ女性の視点も大事、いかに大事なのかというのはお分かりいただけていると思いますので、本市においてもぜひ女性委員の人数が多くなることを期待しております。

次に、気候変動による豪雨災害等の備えについて質問いたします。

皆様は気象防災アドバイザーという言葉聞いたことはありますでしょうか。地域の気象に精通し、市町村において即戦力となることが期待される防災の専門家のことを言います。気象台の取組、自治体の取組、気象台と双方の機能を向上し、地域防災力強化を一層推進、取り組むことについてとあります。気象防災アドバイザーを都道府県別に見ますと、茨城県ではたったの4人です。気象防災アドバイザーの活動状況は、兵庫県神戸市の気象防災の方は市危機管理室の幹部及び危機管理担当職員に対して気象状況の解説を行うとともに、気象予報について電話及びメールにより市内への適切な避難情報の発令につながりました。

今回は、気象防災アドバイザーは茨城県ではまだ少ないため、現状について質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、河川の氾濫に備え、市ではどのような対策を行っているのか伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市では、大雨や台風などによる河川の氾濫に備え、防災行政無線のデジタル化に合わせまして、放送した内容をスマートフォンなどで確認ができる防災アプリを導入し、いつでもどこにいても避難などに関する情報を得ることができるように整備しております。

また、現在は住民自らの避難計画となるマイ・タイムラインの普及啓発に取り組んでおり、昨年の11月には浸水想定区域や土砂災害警戒区域が地区内にある自治会の役員を対象にマイ・タイムラインの作成講習会を開催しております。今年度につきましては、自治会単位での開催を考えており、いざというときの避難行動について整理をしていただくことにしております。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の高齢者や障がい者など自ら避難をすることが困難な方に対する避難対策につきましても重点的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 次に、久慈川及び那珂川水系で市内を流れる河川はいくつあるのか。また、管理はどこで行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

久慈川水系では、瓜連地区を流れる玉川があります。那珂川水系では、菅谷地区を流れる早戸川と、同じく菅谷地区及び五台地区を流れる大井川があります。これらの3河川は茨城県の管理河川となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） それらの河川に洪水浸水想定区域はあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

河川の洪水浸水想定区域につきましては、河川の管理者が指定し、公表することになっております。市内を流れる県管理の3河川には、洪水浸水想定区域に指定されている箇所は現在ございませんが、今後、茨城県が調査を行っていくと聞いております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） タイムラインは、河川の氾濫が起きそうなときに余裕を持って逃げるために事前に考えておく一人一人の生活にあったオリジナルの避難行動計画であります。川が氾濫するまでの一連の流れを理解し、発信される情報の種類や入手方法、使い方を知ること、どのタイミングでどのような準備をしておくのかを考え、整理することが大事だと思います。これから梅雨に入ります。私たちも今までに経験したことの無い災害が起こると思いますので、しっかりと災害対策の準備をしていきたいと思っております。

また、先日5月29日に中央公民館で防災のセミナーがありまして、市長をはじめ執行部の皆様と、また議員も何人か出ておりました。その中で、やっぱり私もいいなと思ったのがあったんですけども、それちょっと紹介させていただきます。

これは茨城県の防災危機管理課の方のセミナーだったんですけども、やっぱりその人が人を助けるのは人というお話をされておりました。人を助けるのは人、地域の力は防災だけに発揮されるわけではない。防災訓練に人が集まる地域は、防災や防火の活動にも人が集まるし、お祭りやイベントにもぎやかです。地域に関心がある人が多ければ、地域の活性化にもつながる。地方では過疎と高齢化、都市部では核家族化や近隣への無関心などから地域のつながりが薄れつつあります。今後の防災を考えると、人と人とが支えあうコミュニティの再構築が急がれます。防災を考える上で、自助、共助、公助の3者がバランスよく役割を果たすことは欠かせませんが、実践はそれほど簡単ではないと思います。最後に、やはり人を

助けるのは人というふうに締めくくられております。私もそうだと思います。実際に、皆様も、何かあったときには人を助けるということを大事にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。

誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮、予防は極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるように、このコロナ禍で多くの方が願われたのではないかと考えております。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めること。また、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとされております。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から健康寿命の延伸のための質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔「母子手帳はやらないのか」と呼ぶ声あり〕

○11番（木野広宣君） すみません、ちょっと母子手帳のほう飛ばしちゃった。ちょっとすみません、これはちょっと後にします。

母子手帳のアプリの導入について伺います。

結城市の事例が新聞記事に掲載されておりましたが、那珂市の母子手帳の交付状況はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市におきましては、国が定めた様式を使用した紙の母子健康手帳を妊婦に交付しております。内容は、主に2つあります。産科、小児科などの医療機関と行政の保健部署の専門職、保護者が安全な出産と健やかな子育てを行うための医学的な情報を共有する部分です。もう一つは、保護者が自分やお子さんの体や子育てに関する記録が取れるものとなっております。

母子健康手帳は健康推進課の窓口で交付しており、交付の件数については、令和元年度が340件、令和2年度が327件、令和3年度が304件となります。交付の際には妊娠中の健康管理について保健指導を行い、妊婦一般健康診査受診票や子育てガイドブックなどを渡して市の子育て支援の案内もしてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 今後、那珂市ではアプリの導入について考えているのかどうか伺

いたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

近年は、従来の紙の母子手帳に加えまして母子手帳アプリの導入を進める自治体が多くなってきております。お子さんの成長などをグラフにしたり、予防接種のスケジュール管理など、子育ての利便性の声に応じて、民間によるアプリ開発が進んでございます。既に様々な無料のアプリが存在し、保護者が任意で利用している状況でございます。母子保健法では、従来からの紙の母子健康手帳を交付することとなっているため、アプリとは併用する必要がありますものの、情報をリアルタイムで発信できるなどのメリットがございます。現時点での導入の考えはございませんが、アプリの有効性については今後も情報を収集してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 現段階では考えていないということでありまして、最初に結城のお話をさせていただきましたけれども、その後、日立市のほうでもやっぱり導入を検討されたということですので、各自治体でも導入されていくかと思っておりますので、もし導入される場合、那珂市も積極的に進めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほどの健康寿命について次の質問させていただきます。

那珂市の健康寿命の延伸の基本的な考え方、また取組についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、健康寿命でございますけれども、こちらは健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間のことを指している言葉でございます。平成14年、国は急激な高齢化や生活習慣病の増加などの疾病構造の変化を踏まえまして、健康の増進を図る措置を講じて保健の向上を図る健康増進法を定めました。これに基づきまして、本市では平成30年、那珂市健康増進計画を策定しております。基本理念に市民の健康寿命の延伸を掲げ、市民が乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生活習慣を改善することにより、健やかに生活できる社会を実現することを目指したものでございます。

取組としましては、次の3つの項目を設定しております。生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、生活習慣及び社会環境の改善、心の健康づくりでございます。各項目ごとに目標を設定し、市民への健康増進施策を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 次、生活習慣病の発症予防や重症化予防のためには健診データの分析が重要であると考えます。那珂市の健康診断の現在の取組についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

現在、本市では18歳から39歳までの方を対象とした生活習慣病予防健診、40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査、75歳以上の方などを対象とした高齢者健診のほか、各種がん検診などを総合健診として実施しております。本年度の総合健診は、6月から12月までの期間、ひだまり、らぼーる、ふれあいセンターを会場に、全31日間の日程で実施いたします。

生活習慣病予防及び重症化予防の取組として、那珂市国民健康保険の特定健診受診者については健診結果の分析を実施してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 次、健康診断の受診率の推移はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

那珂市国民健康保険特定健康診査の受診率につきましては、平成30年度が42.5%、令和元年度が43.1%、令和2年度については26.8%と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えによりマイナス16.3ポイントと顕著な低下が見られました。令和3年度については、こちら暫定値にはなりますが、33.9%の見込みでありまして、7.1ポイント前年より上昇してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 確かにコロナ禍ということで、健康診断の受診を、私たちも含めてですけれども、やっぱり集団的なところに行ってやるのは避けたいなという部分で、私も個人病院で健診を行いました。

次に、健康診断の受診率向上のための取組はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

受診率向上のため、次の取組を行っております。

各種の健診を取りまとめた「けんしんガイド」を作成し、全戸に配布し、総合健診の内容や日程をお知らせしています。健診の日程については、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を徹底した上で、昨年度よりも1日当たりの人数を増やし、さらに土日に健診日を設けるなど、多くの方が受診しやすい体制を整備しております。

健診の予約については、コールセンターの設置と併せて、今年度からはインターネットによる予約体制を整えるなど、多様な申込方法に対応できる環境づくりに努めております。

健診の未受診者に対しましては、はがきや直接訪問による受診勧奨を行っています。

このほか、茨城県公式健康アプリ「元気アップ！りいばらき」を利用しています。これは、健康診断の受診や特定保健指導へ参加するとヘルスケアポイントが付与されるなどの特典があるもので、ポイントに応じて店舗での優待や抽選で賞品がもらえるというようなものです。

これら取組を行いまして、受診率の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野広宣議員。

○11番（木野広宣君） 最初にも述べましたが、やっぱり生涯を通して元気で充実した生活を送れるように私たちも努力してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告5番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日6月7日火曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時43分

令和4年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月7日）

令和4年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和4年6月7日（火曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 2 号 令和3年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和3年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 5 号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 6 号 令和3年度那珂市下水道事業会計継続費繰越計算書について

議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）

議案第29号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）

議案第39号 市道路線の変更について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 原 田 陽 子 君

2 番 小 泉 周 司 君

3 番 小 池 正 夫 君

4 番 萩 谷 俊 行 君

5 番 石 川 義 光 君

6 番 關 守 君

7 番 大和田 和 男 君
 9 番 花 島 進 君
 1 2 番 古 川 洋 一 君
 1 4 番 武 藤 博 光 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君

8 番 富 山 豪 君
 1 1 番 木 野 広 宣 君
 1 3 番 勝 村 晃 夫 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（1名）

1 0 番 寺 門 厚 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	飛 田 良 則 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐 (総 括)	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は10番、寺門 厚議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様に申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。また、拍手等についてもご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減させていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、原田陽子議員。

質問事項 1. 消費生活センターについて。2. 高齢者のデジタルディバイド解消について。3. 屋外でのマスク着用について。

原田陽子議員、登壇願います。

原田陽子議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問の消費生活センターについてですが、第1回定例会で行いました成年年齢引下げに関する一般質問で消費トラブルについて触れた際、それに関連して、消費生活センターについて少しだけ質問させていただきました。その後、ほかの自治体の消費生活センター長からセンターについてのお話を聞く機会がありましたことから、今回、本市の消費生活センターの現状と今後について確認をしたく、質問を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1968年に消費者保護基本法が公布され、この法律により、消費者は行政に保護されるものとして位置づけられました。その後、消費者基本法に基づき、地方公共団体では、消費生活センターを置いて消費者被害の救済や消費生活に関する情報提供、また消費者教育や啓発などの行政サービスを行ってきたわけですが、消費生活相談は、消費者の自立支援のために行われることもあり、消費生活相談員が相談者の状況を聞き取り、それらの状況に応じて、助言や解決のための事業者との交渉の手伝いなどもされていると理解をしています。

このように消費者である市民が相談できる身近な存在である消費生活センターの役割や相談できる内容など、改めてお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

先ほどの議員のお言葉と重複する部分もあるかと思いますが、消費生活センターの役割について説明させていただきます。

消費生活センターは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために、消費者安全法の規定に基づき、都道府県や市町村が設置するものです。那珂市としましては、市役所1階に設置しておりまして、市民からの商品やサービスなど消費生活全般に関する相談への対応を行っております。

また、広報紙、ホームページ、SNSなどで消費生活に関する知識の啓発や注意喚起なども行っております。さらには、各種団体からの依頼を受けて出前講座も行っており、昨年度は、「悪質商法と対処法」というタイトルで2回ほど開催してございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 本市でも商品やサービスなどの消費生活全般に関わる相談に対応しているとのこと、そして、知識の啓発や出前講座による消費者教育にも携わってこられたことが分かりました。

それでは、市民からの相談に対する体制や相談の件数などの現状はどのようなになっているのでしょうか。お伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

現在、2名の消費生活相談員が市民からの相談に対応しております。月曜日が2人体制、火曜日から金曜日までは1人体制で相談を受けております。

年度ごとの相談件数といたしましては、令和元年度が243件、2年度が254件、3年度が222件となっております。

相談の内容の傾向といたしましては、以前ははがきなどによる架空請求が多くございましたが、最近、近年では、ネット通販による定期購入や光回線や電力小売自由化に関する契約のトラブルなどが多くなっているという傾向がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 相談員はお二人とのことですが、ほぼ1人体制で対応されているということですね。相談件数は、令和3年度に222件、相談内容は、ネット通販による定期購入、また光回線や電力小売自由化に関する契約トラブルということですが、相談の内容の傾向が最近になり変わってきたということで、その点は、消費者庁のホームページより消費者問題の歴史を見ましても、消費者保護基本法が施行された当時から大きく変わってきたことが分かります。

1970年代には連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法やねずみ講、訪問販売、金の先物取引による被害など、新しいタイプの消費者問題により被害が発生しました。そのような新しいタイプの消費者問題によって、消費問題の比重がそれまでの商品の品質や安全性に関するものから商品の販売方法や契約などに関するものへと移り、消費者被害防止のための仕組みが求められるようになったのが1970年代と言われています。

そして、1980年代では、クレジットカード、キャッシングカードが普及し、お金を借りることが簡単になると、多重債務の問題が増加しました。また、サラ金、いわゆる消費者金融による多重債務、さらには多額債務被害が深刻化し、社会問題になりました。さらに、バブル経済の中、資産の形成に関する悪徳商法の被害も増加しました。

次いで、1990年代後半からは、家庭にパソコンが普及し始め、携帯電話が登場、さらにスマートフォンも急速に普及してきました。今や自宅に居ながら様々な商品が検索でき、海外のショップから商品を購入することができるようになるなど、消費生活のスタイルは大きく変わりました。

しかし、一方でインターネットは複雑で進歩が速いことから、理解がしにくく、またインターネットの世界の匿名性の特性から、インターネットに関する様々なトラブルが発生しているのも現状です。

このように社会情勢の変化に乗じた新たな消費問題が発生し、それに対応するため、消費生活に関する法制度も整備が進むという繰り返しが行われてきたことがよく分かります。それらを踏まえ、市民の相談を受けてくれる消費生活相談員の役割はとても重要であり、消費問題に関する専門的な知識とともに、法律の知識、また経験も必要だと思われますが、消費生活相談員になるためには、資格などどのような要件となっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

消費生活相談員の資格要件は、消費者安全法に規定されており、登録試験機関の行う資格試験に合格した者、またはそれと同等以上の専門的知識及び技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認める者とされております。本市の相談員2名につきましても、消費生活専門相談員や消費生活コンサルタントの資格を有しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 本市の相談員も資格を有し、また経験もある方だとお聞きしておりますので安心しております。

それでは、次の質問ですが、消費生活センターでは消費生活全般の相談を受けることができるのですが、窓口へ行けない場合の相談方法はどのようなものなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

消費生活センターは、市役所1階の窓口だけではなく、電話での相談も受け付けております。市役所の代表番号で電話をしていただき、消費生活センターと伝えていただければ、消費生活センターにつながります。

また、全国共通の電話番号で、身近な消費生活相談窓口を案内してもらえる消費者ホットラインがございます。消費者ホットラインは、局番不要で188（イヤヤ）と押していただくと、アナウンスに従って操作し、お近くの消費生活相談窓口につながるようになっております。

また、土日祝日などについてですが、市や県の消費生活センター等が開所していない場合は、国民生活センターで相談を受け付けており、年末年始を除いて、原則、毎日ご利用いただくことができます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） よく分かりました。

とにかく何か分からなければ、188にかければ近くの消費生活相談窓口につながるという

ことですね。

それでは、消費生活センターによっては、消費生活相談員の確保などのためにNPO法人へ相談業務を委託していると聞いています。相談員の確保は、市民の相談に対応する質の確保という点で重要でもあり、今後、外部委託という形も検討していったほうがよいのではないかと個人的には思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

消費生活センターの外部委託につきましては、県内で実施されている例があることは承知しております。今後の社会情勢の変化などにより、相談件数の増加や相談内容の複雑化、専門化などが進み、現状の体制での対応が困難となった場合など、必要に応じて外部委託等についての検討は必要になることもあるかと感じているところでございます。

しかしながら、現状といたしましては、2人の相談員による相談体制で市民からの相談に対応できておりますので、消費生活センターを外部に委託すること自体は、現時点では考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 現状の相談体制で対応できているとのことですから、ご答弁いただきましたとおり、今後、必要が生じたときには外部委託の検討をしていくなど、本市の状況に合わせてご対応をしていただきますようお願いいたします。

前の質問でも相談件数などのご答弁をいただきましたが、相談内容によっては、1件につき一度や二度の交渉では終わらず、何度も事業者と交渉しなければならない案件もあると聞いています。また、当たり前のことですが、交渉する相手が悪徳業者となりますと、スムーズな交渉というわけにはいきませんし、被害に対するクレームも多くあるそうで、相談員が心身ともに疲弊してしまうこともあると聞いています。

さらに、相談者の立場から申しますと、多重債務などの相談は、他人に知られたくない相談であります。特に地元の人には聞かれたくないという思いは強いと思いますので、職員が地元の人かもしれないと思われる市運営の消費生活センターよりは、外部委託により設置されている消費生活センターのほうが市民は相談しやすいと感じる方も中にはいるかもしれません。今後、本市の状況を見定めながらご検討していくということですので、そのようにお願いをいたしまして、この項の質問は閉じさせていただきます。

それでは、2つ目の高齢者のデジタルディバイド解消についての質問に移ります。

デジタルディバイドとは、インターネットやコンピューターなどの利用や、それらを用いたSNSの活用ができる人とそうではない人の間に生まれる情報格差のことをいいます。インターネットの普及により、私たちはスマートフォンやタブレットなどのデジタルデバイスを日常的に利用するようになりました。その一方で、これらのデジタル化についていけず、

取り残されている情報弱者も存在しており、このようなデジタルディバイドが問題視されるようになりました。

2020年度に内閣府が実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査の年齢別のスマートフォン、タブレットの利用状況調査によりますと、スマートフォン、タブレットをほとんど利用していない、また利用していないと回答した人の割合の合計は、50歳代では8.9%に対し、60歳から69歳になりますと25.7%、さらに70歳以上で57.8%と上がり、スマートフォン、タブレットの利用状況には世代間の格差が見られており、これが高齢者のデジタルディバイドの問題の現れであるとも見られます。

特に今般のコロナ禍をきっかけとして、様々な手続がデジタル化やリモートでのコミュニケーションが一気に進み、私たちのデジタル環境は急速に進展しています。昨年にはデジタル庁が発足し、今後、行政に関するあらゆる手続やシステムなど社会全体のデジタル化が進んでいきます。

そこで、本市の行政サービスのデジタル化の現状と今後予定しているデジタル化についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

行政サービスのデジタル化につきましては、ホームページをはじめ、メールマガジンやLINE、ツイッターなどによる行政情報の発信、いばらき電子申請・届出サービスやマイナポータルのぴったりサービスによるオンライン申請、いばらき公共施設予約システムによるスポーツ施設の予約などを現在行っております。このうちオンライン申請による受付を行っている行政手続は、住民票／除票の写し交付請求や児童手当等の現況届など35手続となっております。

また、今後の予定といたしましては、国の自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画に沿って、子育てや介護関係、そして被災者支援関係など27手続について、本年度中にマイナンバーカードを利用したオンライン化を進め、利便性や行政サービスの向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 現在、行政情報の発信や各種のオンライン申請が行われており、今後にもさらにオンライン化を進めていくことで、利便性や行政サービスの向上を目指していく中において、問題点と、また課題が出てくると思います。どのような問題と課題があると考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策をきっかけに急速にデジタル化が進んだことにより、デジ

タル機器を使い恩恵を受けられている市民と、受けられていない市民との間に情報格差が広がってきており、デジタルディバイドという問題が発生をしてくております。

特に高齢者のデジタルディバイドにつきましては、情報通信機器の利用状況が他の世代より低いということもありますので、高齢者もデジタル化の恩恵を受けられるようにすることが課題でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 本市でも高齢者のデジタルディバイドが課題になっているようですが、確かにコロナワクチンの接種において、優先されるべき高齢者が情報格差によって取り残されがちな状況が起きておりました。特にワクチン接種の予約ですが、電話が繋がらない中、自力でインターネット予約をできる高齢者は少なく、子供や孫がスマートフォンやパソコンから予約をしていく状況が多く見られました。

議会でもICT化が進み、この議場でもタブレットを使用できるようになりました。インターネットを活用していく中、インターネットを通じて市民へのアプローチもしていきたいところでございますけれども、デジタルディバイドによる問題で市民を取り残してしまっただけでは意味がなくなってしまいます。そのような方もきちんと取り残さないようにも、市として高齢者のデジタルディバイドの問題を認識しているようでございますけれども、これまで高齢者のデジタルディバイド対策は行われていたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

これまで本市におきましては、高齢者へのデジタルディバイド対策につきましては、特に行っておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） これまで対策は行われてこなかったということですが、高齢者のデジタルディバイド問題の解決に向けて既に取り組んでいる自治体も数多くあり、それらの自治体でも行われているスマホ教室などを那珂市でも開催していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（飛田良則君） お答えいたします。

本年度、国のデジタル活用支援推進事業を活用いたしまして、特定非営利活動法人アクティブシニア支援機構の協力の下、高齢者を対象としました初心者向けのスマホ教室の開催を予定しております。

また、国の同事業におきまして、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の各店舗におきましても、高齢者を対象としましたスマ

ホ教室を開催すると聞いてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 本年度、高齢者対象の初心者向けスマホ教室の開催を予定しているということなので、少し安心いたしました。

最初に質問しました消費者問題にも関わりますが、デジタルリテラシーの低い高齢者の方は、詐欺などの標的になる可能性が高いとも言われております。1回だと思い購入したら、定期購入の契約となっていて高額を請求された、またはネットショップ自体が架空で商品が届かなかったなどのトラブルが頻発しているようです。

笠間市の例ですが、消費生活センターと連携して高齢者のスマホ教室を開催する際、インターネットでの消費トラブルについての啓発も行っているようです。民間企業ではなかなかできない取組であるとも思いますので、本市でもそのような取組をされていかれるのもよいかと思っております。

さきにも述べました内閣府が実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査によるスマートフォンやタブレットをほとんど利用していない、または利用していない理由については、60歳以上においては、50.2%の方が自分の生活には必要ないと思っているからという理由で、また、どのように使えばよいか分からないからという回答が41.8%ということだったようです。回答にあったように、デジタルデバイスの使い方が分からず、使いこなせていない高齢者を対象にした対策を行いがちでございますけれども、一方で、スマートフォンやタブレットを利用していない高齢者の約半数が該当するデジタルに興味がない、あるいは必要性を感じていない高齢者に対する対策が手薄となっているのが現状です。

そのため、デジタルディバイド問題の解決に向けては、今後行われる取組に加えて、デジタルデバイスに興味がない、必要性を感じていない状態の高齢者にとってデジタルデバイスの利便性を知ってもらい、関心を持ってもらえるような施策も必要となってくるのではないかと思います。私たち議員も一生懸命タブレットの使い方に慣れていこうと必死でございまして、市民の方にもついてきていただけたらと思っております。

それでは、高齢者がデジタルで楽しい経験がたくさんできるよう、そして、この議会のユーチューブライブも見られるように、そのような取組を市にお願いをいたしまして、この質問を終わりにさせていただきます。

それでは、最後の質問といたしまして、屋外でのマスク着用についての質問に移ります。

新型コロナウイルスの感染が落ち着き、厚生労働省が屋外など一定の状況ではマスク着用を不要とするという国の考え方が示されましたが、その内容とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

マスク着用の考え方については、5月19日、厚生労働省のアドバイザリーボードにおいて専門家から屋外と子供のマスク着用についての考え方が示され、5月20日付で事務連絡がございました。

まず、屋外でのマスク着用については、ランニングなど離れて行う運動や2メートルを目安として他者との距離が確保できる場合や、徒歩での通勤など、屋外で人と擦れ違うことはあっても会話はほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことが示されました。

一方で、屋外であっても近い距離で会話をするような場合には、引き続きマスクの着用が推奨されております。

屋内でのマスクの着用については、他者との距離が確保できている場合はマスクの着用の必要はないが、会話を行う場合は着用を推奨するという内容になっております。

子供のマスクの着用については、2歳未満は引き続きマスクの着用は勧めないこと、2歳以上は、保育所などでの個々の発達の状況や体調を踏まえる必要があることから、他者との身体的な距離にかかわらず、マスクの着用を一律には求めないが、施設内に感染者が生じている場合などにおいては、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めることは考えられるといった内容となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） このように屋外、屋内、また子供マスクの着用に関する国の考え方が示されたわけですが、市の見解についてお伺いさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

今回、国から示されたマスク着用の考え方は、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけが変わったものではなく、これまでも周知されてきた屋外でのマスク着用について改めて運用が整理され、オミクロン株の感染拡大によって一時的に勧めていた子供のマスク着用について、オミクロン株の拡大前の考え方に戻していくということを考える時期にあると判断したものと理解しております。

このことを受けた市の対応ですが、近く、今回の国の考え方をまとめたリーフレットが発出される予定ですので、その内容を確認し、市民にお知らせをしていく予定でございます。特にこれから熱中症のリスクが高まってくる季節になるため、個々の状況に応じて、マスクの着用を判断する必要があると考えております。

今後も、マスク着用を含めた基本的な感染症対策は必要であることに変わりはありませんので、市民の皆様に分かりやすくお知らせしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 国の考え方に沿って市も対応していくということによろしいですね。

それでは、就学前の子供のマスクの取扱いについては、みんな気にするところだと思いますけれども、その取扱いについて、保育所の対応はどのようなものになりますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

マスクの着用に関しては、どういった場面で外してよいのかという声や、マスクの着用が長期化する中で、表情が見えにくくなっていることによる発育への影響を懸念する声がありました。また、気温湿度ともに高くなる季節でありまして、熱中症のリスクも懸念されております。市では、市内の全ての保育施設に対して、先ほど述べました国の方針に沿った適切な対応を取るよう通知をしてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 未就学児のマスク着用をめぐり、夏を控え、熱中症のリスクが増すことやマスクの着用で相手の表情が読み取りづらくなり、言語習得などの発達への影響が指摘され、専門家からの提言を受けた上でのマスク着用緩和ということで国の方針に沿って行われていけば、市民の方も少し安心ができるかもしれません。

それでは、次に幼稚園や小中学校での対応についてですが、そちらはどのようなになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市では、文部科学省や茨城県の方針に基づいて、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、これにより、幼稚園及び小中学校の感染症対策を進めております。

マスクの着用につきましては、これまでも学習内容や天候に応じて、身体への影響を配慮しつつ、柔軟に着脱を行うよう指導をしているところです。

そのような中、5月に国の基本的対処方針が変更され、体育の授業や運動部活動、登下校におきましても、屋内・屋外を問わず、マスクの着用は不要と明示がされました。既に各学校では指導方針を変更して対応しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 皆様もご存知のことかとは思いますが、大阪市内の学校で体育大会中に生徒など30人が病院に運ばれたことについては、学校はマスクを外すよう呼びかけていたようですが、半数以上が着用を続けていたという報道がありました。その報道のあった次の日にも、兵庫県の中学生22人が熱中症の疑いで救急搬送されています。生徒たちは、ほぼ全員がマスクを着用していたとのことでした。熱中症で救急搬送された方も年々増加しているそうですし、これからの体育や部活動、また登下校時における適切な指導を教育委員会のほうでもよろしくお願いいたします。

人前でのマスク着用が当たり前となり、その習慣に慣れていることも大きく影響しているとは思いますが、マスク着用とともに、同調圧力という言葉もよく耳にするようになりました。心理学の研究で、私たちがなぜマスクをつけるのかの本質を浮き彫りにするため、自分や他者への感染防止、相手の意見や態度に賛成し、同じ行動を取ることを意味する同調、そして感染に対する不安緩和などの項目、つまり感染防止、同調、不安緩和の項目の中からマスク着用との結びつきを調べたところ、同調が断トツで強く、その次に不安緩和がランクインするという結果が出たそうです。そこから、人が意識している中で感染防止とマスク着用との間には弱い結びつきしかないことがよく分かります。

国の方針が示されてから半月たった今でも、マスク着用の新しい基準は進んでいないようですけれども、最後に、適切なマスクの着用について市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

コロナ感染も大分落ち着いてきた、そういう状況の中で、マスクの使用についても国のほうからも示された、時期を捉えた議員さんの質問かと思います。

ただいま各部長からも答弁をさせていただいたとおり、基本的な感染対策としてのマスク着用については、まだ必要ということも考えております。

一方で、これからの季節は気温あるいは湿度が高くなり、ただいま議員さんのほうからも事例があったように、熱中症のリスクも高くなってくる、これも事実でございます。今後は、国の方針に沿って場面に応じたマスク着用の緩和が必要になってくる、そのように考えております。

今回の国の方針や県の指針については、既に新聞等で報道されていますので、マスクの必要性を個人が判断した上で、マスクを外す市民の方が増えてくると考えられます。

まずは、市民の皆様がマスクの着用の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。今後、マスクを外された方が不必要にマスク着用を求められることがないようにするためにも、適切なマスクの着用について丁寧なお知らせをしてまいりたい、私自身も見られる立場ですから、適切な着用を模範になるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田陽子議員。

○1番（原田陽子君） 市長のご答弁、ありがとうございます。

本当に皆さん、感染を心配してマスクを外さない方もたくさんいらっしゃると思います。また、その中でも周囲の視線を気にしてマスクを外せない人もそれぞれ不安を抱えていると思います。そのような中で、私個人といたしましては、やはりここは首長のほうからしっかりと適切なマスクについて発信をしていただけたらと思い、今日のご答弁をお願いいたしました次第でございます。

いまだにも、1人で犬の散歩をしている方がまだマスクをしている状況を見たりとか、マスクをして自転車に乗っている方もよく見かけます。それも、また車、1人で乗っているのにマスクしている方もよく見て、本当にマスクがすごく習慣化してしまったなと思っております。それにつきましては、感染予防の観点から、基本的な着用はしっかりしていかないといけないと私も感じている次第でございますけれども、特にお子さんがいるご家庭では、ワクチンの接種に対して子供への判断を悩み、そして、これからは熱中症の心配の中、マスクの着脱も、それが習慣となるまで本当に不安な気持ちを抱えていらっしゃると思います。

とにかく、いずれにしてもコロナ禍が収束するまではマスクの付き合いが続いていくわけですから、市長からもご答弁いただきましたとおり、適切なマスクの着用についての丁寧なお知らせと、または熱中症が警戒される日などは、特に強いメッセージを発信していく必要もあるかもしれないと思っております。本当に高齢者の方、小さなお子さんもそうですけれども、体温調節がなかなかできないということで、私たちの年代であれば、各自が判断して責任を持てる年代ではございますけれども、そのような判断がなかなかできない方のためにも、また、そのような方に対して接している方に対しても、市としてメッセージを発信し、マスク着用についての周知をお願いしたいと思っております。

それでは、ちょっと早くなりましたけれども、私の一般質問はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告6番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 買物弱者への対策。2. 国旗掲揚の推奨について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山 豪議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、買物弱者の方々への対策を伺います。

この問題に対しましては、過去の定例会においても質問させていただきましたが、市民生活に深く関わります重要な問題との思いで再度質問させていただきます。

まず、買物弱者と呼ばれます方々は、どのような方々を指すのかといいますと、経済産業省によれば、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている人々のことを買物弱者と定義しております。また、その数を5年前の推計ではありますが、全国におよそ700万人程度いるとしています。

また、農林水産省においても、買物弱者と同義の食料品アクセス困難人口として、店舗までの直線距離で500メートル以上かつ65歳以上で自動車を利用できない人々と定義しております。こちらにおいても7年前の推計にはなりますが、経済産業省が示します推計よりも厳しい数の824万人以上であるとされております。

原因といたしましては、先ほど申し上げました交通機能や交通網の弱体化、地元既存店の廃業、商店街の衰退、少子高齢化と様々挙げられます。本市においても、当然ながら例外ではないと強く感じております。

また、前回も引用させていただきましたが、平成28年度と昨年の令和3年度に行われました市民アンケートでは、買物などの利便性の問いに、約半数の方々が十分である、どちらかといえば十分であると回答され、似た結果となっておりますが、回答している方々の約半数が菅谷地区の方であり、どちらとも言えないという回答の解釈と捉え方でニュアンスが変わる部分があると思われそうですが、かなりの多数の方々が買物に対して利便性が不足していると感じられているのではないかと思います。

そこで、まずは市内8地区におかれまして65歳以上の高齢化率を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

那珂市の高齢化率ですけれども、令和4年4月1日時点で、総人口5万4,104人に対し、65歳以上の方は1万7,475人であり、高齢化率は32.3%となっております。

地区別に見ますと、神崎地区が34.2%、額田地区が38.1%、菅谷地区が25.2%、五台地区が35.3%、戸多地区が45.6%、芳野地区が35.4%、木崎地区が39.6%、瓜連地区が39.0%となっております。一番高い戸多地区と一番低い菅谷地区では、20.4ポイントの開きがある状況となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 本市においても高齢化が進んでおり、平均値が32.3%であり、菅谷地区だけがその平均値を下回る25.2%であると理解するとともに、ほかの地区は軒並み高い高齢化率であると理解いたします。

そこで、各地区における日常品等を買うことができます商店、スーパー等の小売店の数を重ねて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内の事業者数につきましては、5年に一度実施されます統計調査であります経済センサスによりまして把握しているところでございます。

最新のデータとしましては、令和3年の調査結果が集計中であるとのことから、平成28年のものになってはしまいますが、市内における小売業の事業所数は387事業所となっており、各地区の内訳としましては、神崎地区33事業所、額田地区が23事業所、菅谷地区170事業所、五台地区64事業所、戸多地区5事業所、芳野地区43事業所、木崎地区4事業所、瓜連地区が45事業所となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 現在集計中にあり、5年前のデータであるとのことですが、市内においては387事業所があり、こちらにおいても菅谷地区が170事業所と突出しており、そのほかの地区は、ばらつきが多少ありますが、菅谷地区と同等の利便性があるという印象はとも持てない数となっております。

また、データは5年前の集計値であり、その5年間に於いて、商店の廃業の可能性も挙げられます。なおかつ、ただいま答弁にありました経済センサスがいいます小売業とは大変に幅広く、自動車や電化製品の販売業、ガソリンスタンド等、日用品や生活品と見るにはどうかと思われる部分まで含まれていること、それら全てを考慮いたしますと、実際的な店舗数はもっと低く、地域により大きな格差が出ていると感じるのは私だけではないと思われます。

2つの質問をまとめますと、高齢化率が高い地域ほど商店が少なく、利便性が悪いという現状です。スーパーや商店がバランスよく点在してくれば本当にありがたいのですが、なかなか難しいのが現実であります。

そこで求められますものは、行政による対策です。本市において、現在行っております対策、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市で行っている対策でございますが、移動手段の支援として、デマンド型で運行しているひまわりタクシーがございます。事前に利用登録している市民のご自宅及び市内の大型商業施設28か所などで乗り降りができますので、高齢者を含む交通弱者の買物支援の一助となっているところでございます。

次に、介護保険制度のサービスがございます。要介護1以上の認定を受けている方は、訪問介護において、ホームヘルパーによる買物などの支援を受けられる生活援助がございます。

同様なサービスで、要支援認定を受けている方と身体や家庭の事情などの利用要件に該当する方が利用できる買物等で移動する際の付添支援というものがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 要介護、要支援の方々には、制度にありますサービスできちんと買物ができる支援システムが用意されており、大変によかったと感じております。また、高齢者、交通弱者の方々には、デマンド型のひまわりタクシーで一助ということであります。

皆様方は当然ながらご存知と思いますが、デマンド交通とは、本市のホームページより引用いたしますと、日常生活の移動手段に不便を来している方のために、電話予約により、同じ方向に向かうほかの利用者と乗り合いで自宅や指定の場所から目的地まで送迎を行うサービスとされています。

そこで、本市のデマンド交通、ひまわりタクシーの利用状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

デマンド交通のひまわりタクシーにつきましては、平成25年度の運行開始以来、利用者は年々増加しておりまして、令和元年4月には、運行車両を4台から6台に増車しております。あわせて、1日当たりの便数を増発しまして、土曜運行と水戸市への乗り入れを開始しております。さらに令和3年4月には、ひたちなか市への乗り入れも開始しているところでございます。

利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、令和2年度に一時的に落ち込みましたが、令和3年度は1万9,386人とおおむね従前の水準に回復しております。

なお、令和3年度末の利用者登録数は3,190人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 平成25年から運行が開始され、現在においては、車両数、便数、目的地も大きく増やし、市民サービスの向上に努められていると理解し、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年度は落ち込んだ利用者が現在は回復とのことで、さらに利用者が年々増加傾向にあるとの答弁で、現在のひまわりタクシーの位置づけは、1つ前の答弁にありましたよう、交通弱者の方々を支えます一助であると理解いたします。

そこで、ひまわりタクシーを利用する目的も人それぞれ、様々であると考えますが、買物での利用状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

ひまわりタクシーは、買物に限らず、市民の方が登録していただければ誰でも利用できるものでございます。市内に登録されております乗降場所における利用割合は、おおむね3割が商業施設となっておりますので、広く買物の足として利用されていることと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 利用者のおおむね3割が買物での利用であるとの答弁、正直な感想としては、ちょっと割合的に見て少ないなと感じました。それでも利用者の3割、買物の足に苦労されている方が大勢おられると改めての認識をいたしました。

そこで、先ほども申し上げましたが、このひまわりタクシー、車両数、便数、利用者数を増やし、交通弱者の一助であると理解いたしますとともに、このサービスを使いこなせる方々にとっては、本当に便利なサービスであると思います。

そこで、もう一方、高齢者の方々に限らず、利用者登録であったり、事前予約の手間やコロナ禍での乗り合いを避けて二の足を踏む方々も大勢おられるのではないかと考えてしまいます。

そこで、デマンド交通とは違うもう一方からの対策として、移動販売車の検討を考えてみてはどうでしょうか。既に県内においては、つくば市、日立市、取手市など12市2町で自治体と包括連携協定を結び、関東一円でスーパーマーケットを展開いたします、皆様方もよくご存知のカスミとが連携し、移動スーパーを運行されております。お店が家の近くまで来てくれて、商品を自分の目で確認し、触れて買うことができる、これが移動販売車の最大のメリットであります。昨今のコロナ禍においては、人混みを避けて買物ができるという利点も考えられます。本市においても導入検討をお願いしたいが、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

移動販売車を利用して日用品や食料品などを購入することは、生活必需品の調達という面にとどまらず、生活の張り合い、コミュニティの維持、見守りなど、様々な効果が期待でき、高齢者の生活を支援する有効な方法であると認識しております。

導入するかについてですが、まずは、高齢者に対してニーズ調査を行いたいと考えております。移動販売車を希望しているのか、希望している場合は、何曜日に、どんな時間帯で、どこに来てほしいかなどです。これらを分析した上で、支援が必要な方へ、より適切なサービスが提供されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。前回の質問時よりかなりの前進に心より感謝申し上げます。

それでは、そのニーズ調査についてですが、地域の実情をよく知る自治会等との連携をし、話を伺って行うことが一番だと思いますが、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

この買物弱者の課題については、昨年度、市が設置している那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会でも取り上げられております。この協議会は、高齢者の介護予防に資する地域課題の把握、対策の検討を目的として、社会福祉協議会へ委託して設置しております。構成員は、各地区まちづくり委員会、介護の事業所、宅配事業者、市内の関係各課の代表などから成ります。

協議会では、今年度、移動販売のニーズ調査を行い、市内において、移動販売が必要なサービスなのか確認を行うことを予定しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） ニーズ調査は、本市の社会福祉協議会に委託設置しております介護予防・生活支援サービス推進協議会で行う予定であり、そのメンバー構成には、各地区のまちづくり委員会もしっかり含まれているとの答弁と理解いたします。地域の実情を一番よく知るのは、地域の皆様であります。ぜひともしっかりと耳を傾けていただき、意見の反映されました調査を心よりお願い申し上げます。

この買物弱者と移動販売車に関しましては、市長が掲げます「住みよさプラス活力ある那珂市」の理念に大きく関わるのではないかと感じております。最後に、市長の思い、所見などございましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 買物弱者への対策ということで、質問ありがとうございました。再三にわたる質問ですから、議員さんの熱意も感じさせていただきました。

ただいま議員が述べられたとおり、日用品や食料品等の買物は、日常生活を送る上で欠かせないものと考えております。私が市長就任に際して作成した「那珂ビジョン」においても、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」となるよう、誰もが活力を持って活動できるまちの実現のために、各種施策を実施しているところでございます。

今回、ご提案いただいた移動販売においては、交流が生まれ、集いの場としての機能も有しております。また、見守り・安否確認にもつながる特徴があると考えております。特に高齢者の方々を中心にした買物に対する意欲、これは様々なものがあると思っています。移動の手段がなくて、おいでになったそういう場に集まって楽しく談笑しながら買物をする、そういうケースもあるでしょうし、やはりたくさん品の物を自分の目で見て、手で触れて、その中から選んでみたい、そういう要望もきっとあると思います。

地域の置かれている環境も様々ですね。そういったものも幅広く調査をする、そういっ

た意味で、先ほど担当部長のほうからニーズ調査をしたいということがありました。その点についてはご理解をいただきたいと思います。

それらのことを十分に状況を分析しまして、必要性を判断していきたい、そのように思っています。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございました。

2025年には、およそ800万人の団塊の世代と言われます方々が75歳以上の後期高齢者となります。本市においても例外はなく、超高齢化社会に伴います課題は確実に増えることが誰かが予想できることであります。

また、この問題と併せて考えなくてはならないのが高齢者ドライバーの免許返納の問題です。返納を考えても、生活する上で免許を手放せない生活環境が返納が大きく進まない原因であると考えます。買物弱者、交通弱者の方々にとっては、選択肢が増えることは大変に望ましいことであります。どうぞ前向きな導入検討を心よりお願い申し上げ、この質問を終わります。

続きまして、国旗掲揚の推奨について、短めに質問させていただきます。

前置きますが、国旗や国歌などという質問をすると、戦争をイメージされたり、偏りまして政治思想を思い浮かべたり、思想、良心の自由に反するなど毛嫌いをする方もおられるかもしれませんが、平和の祭典でありますオリンピックでは、一番高い掲揚台に日の丸が上がるのを誰もが望み、代表選手のユニフォームにも日の丸が刺しゅうされたり、プリントされております。そして、本日行う質問は、推奨であり、強制や強要ではございません。その点のほどをご理解よろしくお願いいたします。

この議場にも掲げられております日本国旗は、誰もがご存知の日の丸であります。この日の丸ですが、法律上は日章旗と呼ばれ、諸説ありますが、赤い丸は太陽を象徴すると言われております。また、紅白は伝統色でめでたいものとされ、赤は博愛と活力、白は神聖と純潔を意味すると言われております。私の思いになりますが、青空にたなびく日の丸の姿を見ると、大変すがすがしい気分になります。

そこで、確認の意味合いを込めまして、本市における国旗掲揚の現況、どのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市役所や瓜連分庁舎など市内の公共施設の状況ですが、施設によって、国旗を掲揚するポールが設置してある施設と設置していない施設がございます。掲揚ポールを設置している市役所、瓜連分庁舎、総合センターらぼ一などにおいては、休館日や雨天の日を除き、おおむね掲揚している状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 施設が掲揚可能であれば、雨天、休館を除き掲揚されているとの答弁、自然な流れでできていると理解し、大変によかったと感じております。

それと、もう一つ、市が所管する部分には学校がございます。学校における国旗掲揚の現状はどのようなになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校では、毎朝、児童生徒が国旗の掲揚を行っております。雨天時や学校休業日である土日祝日につきましては、掲揚はしていません。

また、ご承知のように、入学式や卒業式などの儀式、運動会、体育祭といった学校行事の際には、会場に国旗を掲揚しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 現在、本市内の学校での掲揚においては、児童生徒が自分たちの手で直接行っているとのこと、部長の答弁を信じていないわけじゃないですが、私もたまたま別用で瓜連中学校に行った際に、その旨のお話を伺いました。私の子供の時分もそうであったことを思い出しますと、伝統ではございませんが、現在にしっかりと受け継がれていますことは、大変によかったと感じております。

そこで、もう一方、子供たちがしっかりと国旗に対して理解ができているのかが気になるところでありますが、現在、学校では、国旗に関して理解を深めるための教育は行っておられるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

国旗につきましては、国が定める小中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領の中に、指導項目として明示がされております。

例えば小学校の学習指導要領では、このような内容になっております。我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養うことを目標とし、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮することと指導の際にはそのような配慮が促されております。これらの教育要領に基づき、各学校では、学齢に応じて国旗について学んでおります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 国が定めます学習指導要領、幼稚園教育要領の中で明示されており、しっかりと目標を立て、学齢に応じて学んでいるとの答弁であると理解いたします。

今回、せっかくの機会でありますので、具体的にどのような教育が行われているのか、重

ねて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

国旗に関する教育の場面としましては、教科による授業と特別活動になります。

まず、授業では、社会科が中心となります。例を挙げますと、小学校では、5年生の「世界の中の国土」という単元の中で、世界の国々と日本の国旗について調べながら、国旗の意味や由来について学ぶことで、国旗を大切にすることを身につけるよう指導をしております。

また、中学校では、公民の分野の「国際社会の仕組み」の単元におきまして、主権国家には象徴として国旗があること、国旗は、その国の歴史や文化が反映されていること、そして、国同士が尊重し合うために、それぞれに国旗を大切にしなければいけないことを学びます。

特別活動としましては、冒頭に答弁しましたように入学式や卒業式、運動会などの体育活動になります。これらの学校行事の際に、国旗の掲揚を通して、国旗を尊重する態度を養うものです。

幼稚園におきましても、行事の際の国旗掲揚を通して、国旗に親しむ教育を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

様々な場面、角度から、学齢に応じた教育が行われていると理解いたします。今後も、教育の中で子供たちが正しくしっかりと国旗に対する理解が深まりますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

それと、もう一方、市民の皆様、いわゆる一般家庭の現状はどうか。現在でも、国民の祝日には、門や玄関に国旗を掲げます家を数件ではありますが、見かけることがあります。昔はもっとたくさんのご家庭で掲げていたと思いますが、年々減少していることに少し寂しさを感じております。

そこで、市民の皆様に改めて国民の祝日の意味を考え、理解を深めてもらうためにも、広報紙等で国旗掲揚の推奨をお願いすることもいいのではないかと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

日本は、憲法で思想の自由が保障されておりますので、国旗掲揚を市民に義務づけたり、強要したりすることはできません。これは、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律の制定当時の内閣総理大臣の談話においても、「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様が新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が、「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくこと

を願っております」と、このように述べられております。

市としましては、市民に理解を深めていただくきっかけとなるよう、広報紙やホームページなどで周知をしていくことは可能であると考えております。現在も市のホームページの市政情報の項目の下に、「国旗・国歌・国民の祝日について」のページを掲載しており、これからも継続して周知を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 周知していくことは可能であるとの答弁、まずもちまして、ありがたく思います。

また、当然ながら義務づけや強要は、決してあってはならないと強く理解しております。私が子供の頃、おぼろげな記憶になりますが、まちの広報紙に、「祝日には国旗を掲揚し、祝日を祝いましょう」という文面を目にした覚えがあります。それがいつしか知らない間に消えていった、そんな気がしております。

先ほどの答弁にもございましたが、受け取り手の市民の皆様が義務づけや強要に感じない配慮あります周知をよろしく願いしますとともに、引き続きホームページにより周知をよろしくお願いいたします。

ここで少し国旗掲揚の推奨という質問からは外れてしまいますが、関連がございますので、この機会に質問させていただきます。

本市の市役所本庁舎や瓜連支所においては、国旗等を掲揚されます掲揚ポールが3本ずつ設置されております。通常は国旗であります日の丸と市の旗であります市旗が掲揚され、2本のポールが使用されているところですが、せっかく設置されております残りの1本を、例えばであります、ロシアから侵攻を受けておりますウクライナの日でも早い平和の訪れを願い、ウクライナ国旗を掲揚することで、市民の皆様に国際平和の尊さを考えていただく啓発にもつながると考えております。

また、乳がん予防月間であれば、象徴はピンクリボンであります、ピンクフラッグを掲揚したり、また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間であれば、ブルーフラッグを掲揚することで市民の皆様の関心を高め、意識啓発に活用してみてもはと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

公共施設で掲揚ポールがある施設は、全て本数は3本となっております。この3本目の掲揚ポールの活用につきましては、これまでも姉妹都市交流事業において、オークリッジから中学生がホームステイする期間にアメリカの国旗である星条旗を掲揚し、歓迎の意思を表示するなどの活用をしております。今後も、こういった機会を捉えて活用について考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） 姉妹都市交流事業で既に活用し、今後も機会を捉えて活用していくとの答弁であります。ないものを新たに設置してくださいとのお願いではなく、既にあるものを有効活用していただきたいとのお願いですので、ぜひとも市民の皆様の意識啓発に活用していただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、ご自宅の掲揚ポールで祝日にはしっかりと国旗を掲揚されております先崎市長に国旗掲揚への思い、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今、おっしゃっていただいたように、私は、祝日、なるべく忘れないときには、国旗掲揚をさせていただいております。私自身も日の丸を見ると、青空にはためく日の丸、すがすがしいなという思いで掲揚させていただいております。子供の頃には、今、議員さん、本当にたくさんのお宅でというお話がありましたが、合併前の瓜連の時代にも、コミュニティ施設を造ったときに、そのお祝いに何を住民にひくかという、ある地区では、二百数十戸ある全世帯に日の丸をひいた地区もありました。いや、素晴らしいことだなと私も感激をしたんですけれども、残念ながら、時代の流れとともに国旗の掲揚をされるお宅が少なくなってきたという感じは私も思っております。

国民の祝日に関する法律では、「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」とされております。企画部長の答弁にもありましたように、祝日の国旗掲揚を市民に義務づけたり、あるいは強要するようなことはできませんけれども、私は、やはり日本国民として、国威の象徴あるいは愛国心という言葉、これも捉え方によっては、違う捉え方をする方もいらっしゃる場合もあるんですけれども、やっぱり愛国心あるいは郷土愛、家族愛にまでつながるようなものが私はその行動の中に感じることができると思うんです。

そういったことを考えれば、これからもその在り方をきちんと説明をして、市民の皆様にお知らせをしていきたい、そのように考えております。今後とも、国旗の掲揚が進んでいけばいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山 豪議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

市長の答弁にございましたよう、市民の皆様の祝日を含めました国旗への理解が深まり、それぞれの考えや思いで国旗掲揚がさらに進んでいきますことを切に願いたいと思います。

先ほど市長が紹介していただいた、多分、私の住む瓜連には、素鷲神社に面します天王という地区があります。そこには数件ではありますが、現在でも祝日には国旗が掲揚されております。そこには、昔懐かしい、よき日本の風景を感じます。そんな風景があらこちらで見られる、そんなまちがあってもいいのではとの思いも今回の質問へとつながっております。

また、祝日には毎回国旗を掲揚される近所の方に、国旗を掲揚するとどんな気持ちになら

れるのかを尋ねたところ、その方は、日本人であることを改めて意識するとともに、心が凜としてとてもすがすがしい気分になるとおっしゃっておられました。まさにこの言葉に尽きるのではないかなと感じております。

私も、先日、ホームセンターにて国旗を購入させていただきました。できましたらお願いになりますが、この議場におられます皆様が率先して祝日には国旗を掲揚していただき、市民の皆様のさらなる意識啓発につながるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 池 正 夫 君

○副議長（大和田和男君） 通告8番、小池正夫議員。

質問事項 1. 子ども家庭総合支援拠点について。2. 那珂市の農業の担い手確保について。3. 障がい者の地域移行の推進について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池正夫議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、子ども家庭総合支援拠点についてです。

平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に事情の把握、子供等に関する相談全般からの通所、在宅支援を中心としたことにより、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行う機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと改正されました。

また、児童虐待防止法対策体制総合強化プラン、平成30年12月18日、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定で、2019年度から2022年度までの4年間で全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することが決められました。

私は、令和3年第4回定例会では児童虐待について、令和4年第1回定例会ではデートDV等の質問をしていますが、家庭児童相談室の相談件数は、令和元年度では、全体で472件、虐待に関する相談は187件、令和2年度は、全体で689件、虐待相談件数は246件と年々増えているとの答弁をいただいております。

また、家庭の介護や世話をしている子供たち、いわゆるヤングケアラーについて、相談、支援体制の強化が言われております。全国的な児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要だと思います。

そこで、増加する相談業務や虐待件数に対応、支援やヤングケアラーの相談業務を担う子ども家庭総合支援拠点の整備は急務だと思いますが、子ども家庭総合支援拠点の設置状況をお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、今年度、家庭児童相談室内に子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。設置に至るまでの経緯並びに法整備については、ただいま議員がご説明いただいたとおりでございます。

市の拠点につきましては、これまで兼務だった室長職に専任の職員を配置し、人員を増やした5名体制で業務の対応強化を図っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 家庭児童相談室内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、体制強化を図ったということですが、子ども家庭総合支援拠点の機能と家庭児童相談室と子ども家庭総合支援拠点の位置づけについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市では、子ども家庭総合支援拠点の機能を既存の組織に加える形で設置しており、家庭児童相談室の名称を引き続き使用しております。

子ども家庭総合支援拠点の主な役割については、次のようなものになります。

家庭や児童の実情の把握、相談等の対応、要支援児童及び要保護児童等への調査や支援計画の作成、関係機関との連絡調整などがあります。これらについては、これまでも家庭児童相談室の業務として実施してきたものとなります。

子ども家庭総合支援拠点では、特に、保護者の養育を支援することが特に必要と認められ

る要支援児童や保護者に監護させることが不適当と認められる要保護児童については、より手厚い、切れ目ない支援を担うよう明記されております。

要保護児童対策地域協議会の活用や児童相談所との連携、協働等の関係機関との連絡調整業務をこれまで以上に主に、主体的に担うことが求められております。事案に応じて、関係機関で構成する個別ケース会議などを開催し、支援の方針や計画を作成し、支援を行います。また、緊急的な対応が必要となる児童または母子については、児童相談所・警察等と連携し、措置の必要があると判断されるときは、施設の入所や一時保護などを行います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今般の子育て支援については、児童虐待の相談対応件数の増加と子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図るなど、国も強化を図っていると認識しております。低所得者への子育て給付金や子ども家庭総合支援拠点についても、それらの一環だと私は思っております。今後も子育て支援の強化は継続しつつ、児童福祉法等の改正等により、新たな強化策、支援策も出てくると思いますが、子ども家庭総合支援拠点の今後の動向、展望はあるのか伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

子育て支援については、令和5年度に創設が決まっているこども家庭庁や児童福祉法の改正などにより、今後、さらに強化されていくものと認識しております。

既に令和6年度には、「こども家庭センター」を市町村に設置する方針が打ち出されております。市町村が設置してきた子ども家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターの機能を統合した組織で、全ての妊産婦、子育て世帯等の身近な相談機関として設置するとしております。市としましても、これら国の動向を注視して対応してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） ありがとうございます。

私も、この施策に大変期待をしております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

この項の質問を終わりにいたします。

続いての質問は、那珂市の農業の担い手確保についての質問でございます。

日本の農業は、高齢化と後継者不足という問題に長らく直面しております。国による対策も進められていますが、地域側からの協力もなければ根本的な対策は実現しないでしょう。農業の担い手問題については、現在の日本の現状やその背景にある原因と、そして現場原因を踏まえて、求められる根本的な対策の在り方について考えていかななくてはならないと思います。

農業の担い手をめぐる問題として挙げられる点は、現在の担い手が高齢化をしているということと、次世代の担い手としての後継者が減少しているということです。平成28年には、農業就業人口が192万人、うち65歳以上が65%となっていました。現在の農業就業人口の70%が65歳以上と高齢化していることや、新規就農者減少傾向によることが大きな原因です。

総務省が行った利用率の調査によると、経営開始直後の新規就農者を助成する農業次世代人材投資事業（経営開始型を利用したものの利用率は2.5%と低いものの、新規雇用就農者向けである雇用就農者育成タイプ）の助成金を利用したものでは、3年目までに39.5%が離農してしまうという現状があります。このように農業就業人口が大幅な減少を見せているだけではなく、担い手の高齢化が進行している等の諸問題等があります。

あとの問題というのは、荒廃農地の増加です。荒廃農地とは、調査員が客観的に見て作物の栽培が不可能であると判断された農地のことで、特に中間山間地での割合が多く、高齢者や労働力不足が発生原因と考えられております。

農水省が行った調査によると、ピーク時は609万ヘクタールあった国の耕地面積が現在では437万2,000ヘクタールまで減少しているようです。これは荒廃農地、耕作放棄地、休耕地などの増加や、宅地や非農業用途への転用や自然災害が主な理由で、今後、しばらくは減少が続くと見込まれております。現在、荒廃農地は、全国でおよそ28万ヘクタールありますが、そのうち9万ヘクタールは、整地などを行うことにより耕作可能な土地に再生できるとも言われております。

余計拍車をかけるのが、少子高齢化が世界一進んでいると言われる日本で、あらゆる業界での人手不足が叫ばれております。最近では、新型コロナウイルスの影響による飲食店などでのまとまった需要の減少やそれに伴う価格の下落により、売上げが減少した生産者が多くおりました。また、日本の食料自給率、1965年をピークに低下傾向が続いており、2020年度は、カロリーベースで37%と諸外国に比較するとかなり低い水準となっております。これは何とか国策を講じて、何とかしないとならない問題だと思っております。

世界情勢が不安定な中、ロシアがウクライナに侵攻して、世界の穀物庫と言われる場所で輸出もできない大変なことになっていて、全ての食品が値上げになる始末です。我々も、国民としていろいろと考えなくてはならないことがたくさんあると思います。私も米農家として、地元、那珂市の農業の発展を切に期待する1人です。

では、質問に移ります。

本市の現状と課題は、どのようなことが挙げられますか。お聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、本市の農地の現状についてですが、令和3年4月1日現在の時点では、耕地面積が4,140ヘクタール、家族経営及び組織経営を合わせました農業経営体による経営耕地面積が

1,985ヘクタール、遊休農地が140ヘクタール、その他、約2,000ヘクタールは、自給的農家や非農家など土地持ちの農家の農地となっております。

この市内に点在する遊休農地は、病害虫の発生源となったり、農地の集積に支障を及ぼすなど、地域における課題となってきました。

次に、農業者については、その数の減少傾向が続いているほか、年齢構成では、75歳以上の比率が高くなっており、今後、さらなる高齢化の進展とそれに伴う農業者数の減少、遊休農地の増加が危惧されております。

本市の農業の中核を担う、いわゆる担い手においても同様に、高齢化、後継者不足等の課題が発生しております。有効な対策が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） では、担い手の高齢化や後継者不足等の問題は、今後の本市の農業にどのような影響を与えとお思いでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の耕地面積に対しまして、担い手の数がそもそも少ないとの声もある中、今後、高齢化等で離農する方の農地を、現在、担い手でカバーするのは難しい状況となっております。今後、さらに担い手が不足していくということになりますと、耕地面積の減少や遊休農地の増加に加え、経営規模拡大を目指す経営体の減少にもつながり、ひいては地域の農業が衰退するなどの影響を及ぼすこととなりますので、少しでも担い手を増やしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） では、近年の本市の担い手数の推移はどのような状況になっておるのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

地域における農業の担い手である認定農業者や経営規模拡大農業者などの中心経営体数でございますが、概算の延べ数の人数としまして、平成30年度末では182経営体、同様に令和元年度については189経営体、令和2年度は194経営体、令和3年度には194経営体とほぼ横ばいで推移しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 本市の農業を衰退させないためにも、担い手の確保が不可欠だと考えられますが、市としてはどのようなことを考えておるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の地方創生の指針としております「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たりまして、意欲的な農家の皆様とワークショップを重ね、市の現状を把握しながら意見を取りまとめ、「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト」を掲げております。

このプロジェクトを具現化するため、さらにワークショップを重ねまして、令和2年度末に「那珂市アグリビジネス戦略」を策定し、その中で、農業後継者・新規就農者の支援を基本目標に掲げまして、担い手確保の施策を体系化し、担い手と一体となった取組を始めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） アグリビジネス戦略で掲げた新しい手法確保の施策について、これまでどのような取組を行ったのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和3年6月に意欲のある農家を中心となりまして、那珂市の将来を担う若い人材の確保及び育成を目的として、農家と行政が一体となって新規就農相談体制の強化や就農後の定着・促進に係る取組を進めるため、「那珂市農業担い手確保・育成協議会」を設立いたしました。

会の設立後、同年度の7月には農林振興公社や県農業法人協会などが主催しました「新農業人フェア」に参加し、本市の就農支援体制のPRを行うとともに、本市の就農に興味があり、ブースに来られた方、5名の方に対しまして、協議会のメンバーとともに実践的な相談を行うことができました。

さらに、11月には新規就農者や就農を希望する11名と協議会のメンバーであります農家9名によるワークショップとしまして、意見交換会、また農業機械のメンテナンス講習会を開催して交流を図り、相互の関係強化による支援体制づくりが進みました。

この協議会が設立されたことにより、新規就農者や就農を希望する方に対し、農業や経営技術の習得支援及び研修の受入れ態勢などが整い、農家による実践的な支援が組織的に行えるようになりました。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、いろいろやった中で、実施した成果についてはどのようなものがあるのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

このような取組を通しまして、県や農林振興公社など関係機関及び農家との連携がより強化されたことから、新規就農の相談に関する情報提供が増えまして、令和3年度の相談件数につきましては、例年の相談件数の平均に比べ、約6倍の38件に上りました。

さらに、希望者に対しまして農家への現地見学会を行い、現在、5名の方が園芸農家や干し芋農家へ就農の研修に入っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） このままどんどん増えていただけるとよろしいですね。

それでは、今後の取組として、どのようなことを予定しているのでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

今年度は、協議会における支援体制をさらに強化するため、意欲のある農家を中心に、新規就農者へ実践に基づいた指導や助言を行う就農支援アドバイザーを設けます。

このアドバイザーには、水稻や園芸農業、果樹など様々な新規就農者ニーズに対応できるよう、幅広い営農類型の農家に参加していただきまして、安心して経験を積み、そして定着できるよう、新規就農者に寄り添った支援を行ってまいります。

今後も引き続き、農業者と一体となりました就農支援の取組を進めるとともに、就農型地域おこし協力隊と連携を図りながら、その成果を広くPRしまして、市内や近隣市町村はもとより、さらには県外からも新規の就農希望者を呼び込むことで、将来の担い手の増加につながるよう事業を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 私もこの質問の項では、こういう質問を度々質問ではさせていただいておりますが、新規就農者が増えたり、休耕耕地がなくなるように、微力ながら努力をしていきたいと思っております。これでこの項の質問を終わりにさせていただきます。

続いては、障がい者の地域移行への推進についての質問をさせていただきます。

障害者基本法が改正されたことから、障がいの種別によって縦割りにされておりました障害者福祉制度について、全面的な見直しを行うことで、障がいがある方の地域生活や就労支援などについても積極的に推進をしていくところです。また、障がい者の自立を支援する観点からも、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい者種別の下に異なる法律により提供されてきました福祉サービス、公費負担の医療などについても、共通の制度の下において一元的に提供する仕組みとして、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されております。

昨今、障がいがある方の自立を進める中では、地域生活を支えるためのサービスはもちろ

ん、ニーズに応じた多様な住まいの場として、障がい者が自立して生活することができるグループホームの整備についても推進を図っていく必要があると私は考えております。

また、強度の行動障がいがある方や医療的なケアが必要な方など障がいの程度が重い方についても、地域で生活できる支援策のほかに、地域での支援は困難な障がいのある方に対しては、入所施設の果たす役割が大変重要であると認識しております。

そこで、障がいのある方が入所できる施設はどういったものがあるのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

障がいを持つ方が入所できる施設については、自宅の生活が難しく、入浴、排せつ、食事などの支援を受けることができる「障がい者支援施設」や、日常生活の支援を受けながら共同生活を送るグループホームなどの施設がございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） グループホームの事業数及び利用者数などについてお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、障がい者のグループホームの利用については、障がいの特性に合った事業所を設置場所が市内、市外を問わず、利用ができます。

令和4年度、現時点の那珂市民の利用者数でございますが、98人となっております。グループホームの事業所数は、県内で296事業所ございまして、那珂市内に設置されているのは11事業所となります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 障がいのある方が地域社会の中で人々と共生しながら、障がいの程度や種類によって左右をされない、その人らしく暮らすことが可能である環境整備をさらに進めるためにも、グループホームなどのサテライト型住居の設置と活用などの支援だけでなく、地域で生活することが困難な方の施設入所についても併せて進めることが大変重要なことだと考えております。

ただ、障がい者用グループホームの設置につきましては、依然として地域住民の反対に遭うケースがあり、こういった差別を解消するためには、地域住民の方々が障がい者に対しての理解をさらに深めるための啓発活動なども併せて必要だと考えております。

那珂市においても、現行の制度に基づいた様々な取組について実施はしているとは思いますが、私からの要望としては、障がい者による差別の解消はもちろんであります。障がいのある方がより充実した生活が送れるような環境の実現に向け、さらなる積極的な取組を実施していただければ、強く要望いたしまして、施設入所については終わりにいたします。

続きまして、障がいのある方が地域で生活するための施策などについてお伺いいたします。

障がいのある方の中には、単身での生活をしたいという一定のニーズがあると伺っております。しかしながら、障がいのある方が地域において生活をしていくには、先ほども申し上げましたが、障がいのある方や障がいそのものに対する差別の解消や経済的な問題、移動手段の確保、日中活動する場の必要性など、心身の状況などにも対応した様々な支援策が必要になってくると思います。

初めに、地域生活支援事業のサービスの一つであります移動支援についてお伺いいたします。

障がいのある方でも1人での移動が可能な移動手段としまして、タクシーなどの公共交通機関がありますが、1人だけでは移動などができない方へのサービス、外出支援の一つとしてあるのが移動支援事業となります。移動支援事業につきましては、日常生活を送る上で欠かすことのできない生活必需品の買い出し、イベントへの参加や観劇などの文化的活動にも幅も広く、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるようにするための重要な支援を行っています。

さらなる支援として、タクシーなどの公共交通機関では、要介護者、障がい者に対しての十分な輸送サービスができないと認められる場合などにおいては、福祉有償運送を利用することや、回数制限はありますが、タクシー券の配布など、経済的な面での支援も支えております。さらには、デマンドタクシーが割引料金で利用できるなど、公的な支援として幅広く実施をされているところです。

そこで、お伺いいたします。デマンドタクシーにおいて、障がいのある方の利用料、またどういった方が対象となっているのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） お昼になりましたが、このまま続けてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○副議長（大和田和男君） それでは、保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

まず、デマンドタクシーの利用料金ですが、通常料金、大人の方が市内で利用する場合は、1回につき300円です。これを障がいを持つ方及びその介護者、要介護度を持つ方、指定難病者の方が利用する場合は100円となります。

障がいのある方に対する割引については、次の手帳を所持している方が対象となります。身体障害者手帳の場合には1級から5級、療育手帳の場合には、マルA、A、B、精神障害者保健福祉手帳の場合には1級及び2級となります。それ以外の方でも、要介護度を取得している方、指定難病特定医療費受給者証の所持者は、割引の対象となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、障がいのある方の登録数、どのぐらい利用しているのかお聞き

いたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

障害者手帳保持者の方で利用登録をされている数ですが、令和4年4月末現在で、身体障がい195名、知的障がい14名、精神障がい61名の方となります。こちらに要介護度認定を受けた方や難病をお持ちの方で利用登録されている方を加えますと、合計500名となります。

デマンドタクシーを利用した件数ですが、令和3年度については、延べ件数で6,288件となり、これは利用件数全体の約3割に当たるものとなります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 障がいのある方のデマンドタクシー利用については、一般の方が300円のところ100円での利用が可能であり、利用しやすい料金設定となっているのは分かります。障がいのある方が移動の困難さゆえに外出を控えることになりがちですが、少しでも活動機会を増やすためにも寄与していると思います。ぜひ今後とも継続していただければと思います。

次に、障がいがある方が地域で生活をする中において、社会参加を推進するための施策についてお聞きいたします。

社会参加を推進するための施策の一つとして、就労移行支援事業があります。事業内容としては、障がいのある方への社会参加をするサポートをするために制定された障害者総合支援法に基づいて運営されている通所型の福祉サービスになります。一般企業への就職を目指す障がいのある方に主に職業訓練の提供と就職活動の支援によって就職をサポートしており、事業所によっては、就職後3年6か月までの就労定着支援をサポートしているところもあります。

そのほかにも地域活動支援センターが設置されており、また地域活動支援センターは、障がいのある方が通い、創作的な活動または生産活動の提供、社会と交流の推進等を図る事業になっておりまして、仲間づくりや地域住民との交流の場として重要な役割を担っており、本市においては社会福祉協議会が運営を行っております。しかし、地域によっては、視覚障がいや聴覚障がいのある方など、障がいの特性に応じたサービス提供が十分でない等の問題も聞いております。

そこで、那珂市の障がいのある方が通所している就労支援事業所の数についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

就労支援施設については、サービスの目的や種類により主に2つに区別されております。

利用者と事業所が雇用契約を結んだ上で通所する「就労継続支援A型」、就労を希望する方が知識や能力の向上のために通所する「就労移行支援」また「就労継続支援B型」などがございます。

市内での事業所数でございますが、就労継続支援A型については1事業所、就労移行支援及び就労継続支援B型が併設されている事業所については11事業所、就労継続支援B型、単独のみの事業所については3事業所となります。

また、就労支援施設とは異なりますが、本市においては、「地域活動支援センター」を運営しています。障がい者の社会参加、地域の中で気軽に集える場の提供を目的としたもので、那珂市が単独で運営されているものが1か所、ひたちなか市、東海村、大洗町の広域で運営されているものが2か所となります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） この就労支援事業所は、重度障がいのある方についても利用できるのでしょうか。市内には、そのような施設が併せてあるのかお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

就労支援施設や地域活動支援センターにつきましては、自立した社会生活ができるよう支援するサービスであることから、医療的ケアや常に介護が必要である重度障がいの方などを想定してございません。重度障がいを持つ方が通所するためには、医療や介護などの専門的知識を持つ人員や専用の施設などが必要となることから、現状で利用することは難しいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 重度障がいのある方の中には、医療的なケアが必要な方や強度行動障がいがある方もおりますので、対応についても多様性が求められると思います。日中に通える場があるということは、家庭の介護負担軽減のためにも、支援としても大変重要だと考えております。また、短期入所などの支援措置についても、介護者の急な入院、災害等や冠婚葬祭など、どうしても家庭の支援が得られない状況などのときに、緊急的に利用できることは大変重要であると考えます。重度障がいのある方でも社会参加ができる場の提供は必要であると思います。就労支援施設ではなく、地域活動支援センター内の活動や交流についても幅広く再検討していただけると幸いに存じます。

最後になりますが、障がいのある方などの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するためには、地域の方が積極的に障がい者支援に関わることができる環境の整備が必要であると考えます。令和3年度から那珂市でも設置されました地域生活支援拠点等のさらなる拡充を図るなど、今後の障がいのある方が

施設や病院から地域生活へ移行する際の継続的な支援はもとより、障がいのある方でもさらに生活しやすい環境を那珂市においても確立ができるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 以上で通告8番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 石 川 義 光 君

○議長（萩谷俊行君） 通告9番、石川義光議員。

質問事項 1. 老障介護について。

石川義光議員、登壇願います。

石川義光議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

2か月前の4月に、市内で悲惨な事件が発生してしまいました。障がいを持っておられる40代の娘さんに60代の母親が手をかけてしまいました。そして、介護に疲れたと自首をしました。この家族は、2人暮らしでした。また、周囲との交流は少なかったとのこと。隣家の方は、「何か手助けができなかったのかと思うと残念です。交流が少なく、異変に気づいてあげられなかった。追い詰められてしまったのかもしれない」と話されていたとのこと。

この事件は、まさに老障介護問題が引き起こしてしまった事件ではないでしょうか。老障介護とは、高齢の親が障がいのある子供の介護をし続けることです。高齢の親と障がいのある子供の家族、老障介護あるいは8050問題とも言われるこのテーマは、まさに親亡き後の課題です。

そして、今、日本には、こうすれば親亡き後問題の心配はなくなりますといった理想的な社会資源は残念ながらございません。親亡き後の準備について、最終的な結論は、この社会との接点をたくさんつくりましょうということだと思います。その接点さえあれば、この親

子にも何らかの支援が差し伸べられたはずなのです。とはいえ、あまり厳しい状況になってしまってからでは、支援の選択肢は非常に限られます。親ある間の準備をしっかりとしておく必要があると思います。

昨年の令和3年第1回定例会一般質問で、老障介護について質問いたしました。そして、老障介護問題解決に向けて、次のような答弁がありました。

3項目にまとめてみました。今後の施策として、1つ、那珂市地域生活支援拠点事業を実施する。1つ、重層的支援体制の整備の協議を開始する。1つ、ふくし相談センターの機能充実を図る。以上のような取組をしていくとの答弁をいただきました。

答弁をいただいて1年以上が経過しました。各取組の現状を項目別に教えてください。

まず、1つ目の障がい者の地域生活の支援を図るため、那珂市においては、地域生活支援事業拠点を令和3年度から開始するということでしたが、現在、どのようなことを行っているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

地域生活支援拠点事業は、障害者自立支援法に基づく事業で、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えて、障がい者の地域における生活を支援するために、次の機能を構築しようとするものです。

相談、緊急時の受入れ、サービスの利用体験機会や場の提供、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくりといった機能です。

本市におきましては、市の社会福祉協議会へ委託し、令和3年度から事業を始め、障がいサービスにつながっていない障がい者へ事業の案内を行うとともに、サービス提供施設へ事業への参加を募ってまいりました。現在のところ、7つの事業所が参加登録しており、この機能別に内訳を申しますと、相談が6か所、緊急の受入れが4か所、体験の機会の提供が7か所、専門的人材の確保・要請が1か所、地域の体制づくりが1か所となります。

今後、医療機関などへもこの事業をお伝えし、協力を求めてまいります。また、障がい者の方が広く支援につながるよう、訪問による案内なども行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 次に、重層的支援体制構築のための協議を開始するとのことでしたが、現在、どのようなになっていますか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

この重層的支援体制は、令和3年、改正社会福祉法で規定されました。市の各機関や地域の関係者が連携して支援体制を構築するもので、主な目的として次のようなものがござい

相談者の属性や世代を問わない包括的な相談支援、社会とのつながりをつくる参加支援、世帯や属性にかかわらず交流できる地域づくりの支援、これらを一体的に実施し、従来からの包括的支援体制の整備の一層の進化と推進を強く求めるものです。

このうち包括的支援体制の整備については、本市では、平成31年度から取り組んでまいりました。保健福祉センターひだまり内に「ふくし相談センター」を設置し、子供・障がい・高齢・生活困窮といった様々な分野の相談を一括して受け止め、相談内容と関係する機関と協働して支援を行っております。

重層的支援体制については、令和3年度に検討委員会を庁内に設置しております。会の構成でございますが、社会福祉課を中心に、高齢、子供、健康、DVの担当部署や社会福祉協議会の職員から成り、令和5年度の事業開始に向け、体制の構築について協議を重ねております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） そして、ふくし相談センターの充実を図るというお話でしたが、現在、どのようになっておるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

先ほどと説明が重なりますが、本市は、平成31年4月、「ふくし相談センター」を設置いたしました。福祉における相談を全て受け止め、内容が関係する複数の機関と連絡調整し、支援をしていく重要な機関となります。総合的な相談のほか、例えば一つの世帯の中で複数の問題を抱え、個別の法律では支援の対象とならない方への支援などもここが行っております。

先ほどの重層的支援体制では、さらにひきこもりなどの就労困難者への支援や、問題を抱えた人の地域における居場所づくりなど、近年顕在化している課題への取組も項目として示されております。

ふくし相談センターは、これまでの問題解決に加え、新たな取組についても中心となって役割を担う機関となります。結果として、重層的支援体制の構築へ取り組むことがふくし相談センターの機能の拡充となり、充実につながるものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 重層的支援体制の事業開始に向けて検討委員会を設置し、協議を開始するとのこと。また、事業開始以降も福祉の向上を目指し、可能な限り協議の継続をしていく予定とのこと、よろしくお願いをいたします。

次に、障がい者、また障がい児の増減でございますが、国内における障がい者児の人口は増加しております。それが一時的なものではなく、年々増加傾向にあります。内閣府の調査

では、国民の約８％が障がいを抱えている現状です。増加している理由は多々あると思います。例えば高齢者人口が増加しております。高齢者の場合、身体機能の低下により、それによって身体の不自由を訴える方も多くなります。また、発達障がいの方も増えています。発達障がいに関しましては、現代社会特有の環境が影響していると考えられます。

ここ数年の障がい児の増加傾向を考えてみたいと思います。市立小学校、中学校における特別支援学級及び通級教室の児童数、生徒数を確認したいと思います。

まず、平成25年度、平成30年度、令和４年度における小中学校の特別支援学級の児童数、生徒数をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

特別支援学級は、障がいに応じて、少人数の中で学習や生活面の支援・指導を行う学級になります。本市では、「知的障がい」と「自閉症・情緒障がい」の学級を木崎小学校以外の小中学校に設置しているほか、「言語障がい」の学級を菅谷東小学校に設置しております。

在籍する児童生徒数ですが、小学校は、平成25年度が62人、平成30年度が123人、令和４年度が168人でございます。中学校につきましては、平成25年度が38人、平成30年度が64人、令和４年度が90人でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○５番（石川義光君） 続きまして、通級指導教室に通級する小学生について、平成30年度、令和４年度の児童数をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通級指導教室は、通常は普通学級に在籍している子供に対して、個別の指導を行う場となっております。本市では、菅谷東小学校に「自閉症・情緒障がい」と「言語障がい」の教室を、芳野小学校に「自閉症・情緒障がい」の教室を設置しておりまして、通級する児童数は、平成30年度が55人、令和４年度が58人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○５番（石川義光君） 分かりました。

ちなみに、市内の児童生徒が通う県立常陸太田特別支援学校の小学部、児童数を見てみますと、開校時の平成24年４月、48名、そして８年後の今年４月、84名、８年間で児童数が48名に対して84名、36名の増加でございます。

市内小中学校の特別支援学級に入級する人数が増加傾向にあるようですが、どのような理由が考えられますか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

特別支援学級の在籍者数が増加している理由として、特別な支援や教育を必要とする子供の数が増えていること、保護者の理解が進んだことが考えられます。その背景として、3つ挙げられます。

1つは、障がい、中でも発達障がいに対する社会的な理解が進んだことです。これにより、これまで例えば元気がよ過ぎる、落ち着きがないといった個性や性格として捉えられてきたことが障がいとして診断・認定されるケースが増えてきております。

2つ目は、幼稚園や保育所といった小学校の就学前の段階から、教育相談等を通して保護者に対する情報提供や理解の促進が図られていることです。

3つ目として、保護者の理解が進んだことで、少人数の中で障がいに応じた適切な教育を受けさせたいというニーズが大きくなっていることです。

以上が在籍者が増えている要因であると捉えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 発達障がいの方が増加している問題に対しては、社会的な理解が進んだこと、また、小学校就学前から保護者に対し、情報提供や理解の促進が図られているとのこと。理解が進み、差別がなくなることは、本当に素晴らしいことです。これからも教育部門と福祉部門が連携をし、継続的に取り組んでいただきたいと思います。

以上のように、障がい児が増加しています。そして、障がい児の増加は、近い将来、老障介護の増加につながってしまうかもしれません。今、私たちに障がい者の増加を止めることはできません。しかし、私たちにもできることがあります。介護をしている母親たちを救うにはどうすればいいのか。今回の事件は、障がい者を介護する親が加害者となり、子である障がい者が被害者となった介護困難が最も悲惨な形で現れた事象と捉えることができると思います。

障がい者を抱える親たちが介護困難に陥る主な要因について質問いたします。

学校教育が終了した場合や親が障がい者を1人で介護している場合において、障がい者本人のみならず、その家族においても社会から孤立するような場合などがあります。そこで、このような方に対して、現在、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

障がい者本人やその家族の孤立を防ぐためには、その障がいを持つご本人やその家族はもとより、地域の方々などに広く支援の制度やサービス内容、支援団体の存在などの知識を持ってもらうことが、困っている方への気づきや手を差し伸べることにつながるものと考えております。

当事者や関係される方々に対しては、本市では、新たに障害者手帳を交付する際や特別支

援学校の卒業時などに、「障がい者福祉のしおり」を活用し、各種障がいサービスや給付制度の案内を実施しているほか、身体障害者の会・障がい者親の会などの各種団体や相談場所などを案内してございます。

一般の方に対してですが、この2年間は残念ながら中止とせざるを得ませんでしたけれども、イベントなどを通じて、知識を得られる機会を設けております。

これらを通じ、障がい者本人や家族の不安解消を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 次に、障がい者家族が孤立せず、介護困難とならないためには、市役所などへ相談のできることが大切だと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

障がい者の家族が孤立せず、介護困難となることを防ぐためには、先ほど申し上げましたが、障がい者本人やその支援者、周囲の方の「気づき」による相談がとても重要であると考えております。

先ほどと重なりますが、相談しやすい環境構築のため、障がい者やその家族はもとより、一般の方にも制度や行政などの相談先を広く伝えるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 相談機関に相談できず、障がい者やその家族が孤立しないための今後の取組をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 先ほどの答弁と重なりますけれども、本市では、地域生活支援拠点事業を令和3年度から始めております。サービスを利用しやすい環境の整備や障がいを持つ当事者が相談しやすい環境を構築し、これまで制度につながっていなかった方への案内を始めているところです。

今後も引き続き、現在本市が行っている障がいに関する事業や相談機関を周知するとともに、市内の事業所相互の連携強化に取り組んでまいります。また、重層的支援体制の整備により、障がい者やその家族を地域全体で支えていくという「地域づくり」、こちらを推進することで、孤立が起きないように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 相談しやすい体制を確立するために、縦割り行政を払拭するような関係機関との連携という発言がありましたが、そのとおりだと思います。連携を深めていただき、障がい者やその家族が孤立しないような支援体制を確立していただきたいと思います。

期待をしております。

現在のように、老いても老いていないふり、病んでも病んでいないふりで頑張り続けるのではなく、当たり前のように、病み、衰えることができるための環境づくり、そして支援が不可欠ではないでしょうか。障がい者が豊かな生活を送れるのと同じくらい、障がい者の親が自分の人生を生きることができれば、自分軸を取り戻し、周りに振り回されることもなく、毎日を生き生きと過ごすことができると思います。障がい者福祉は、まだ十分ではないと思いますが、それを言い換えれば、障がい者の親の支援も不十分であるということになります。

2000年4月にスタートした介護保険制度によって、介護状況は大きく改善されました。でも、まだまだ介護者に対するサポートが不足しているからこそ、今回のような事件が絶えないのではないのでしょうか。介護に追い詰められて行き場を失う人がいるという現実があまり知られていないのではないのでしょうか。介護者に対するケアの必要性の認知とその政策の実務が急務であります。

ケアラー支援が茨城県条例で制定されました。ケアラー支援とは、ケアラーの人生を支援すること、つまりケアラー支援条例は、高齢者や障がい者、また障がい児の介護や世話を続ける人の社会的な孤立を防ぎ、仕事が続けられるようにサポートすることが目的であります。本市においても、ケアラー支援条例を制定する必要があると思います。ケアラー条例を那珂市として制定することも問題解決に向けた取組の一つと考えます。那珂市においては、この条例制定についてどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

ケアラー条例については、茨城県を含め3道県、市町村においては、岡山県の備前市、栃木県那須町など6市町が制定しております。

茨城県は、昨年、ケアラー条例を制定し、支援の基本理念や責務などを公表いたしました。今年度に入りましてからは、ヤングケアラーの実態調査を実施しております。この調査は、県内の小中高校生に対して、自身の具体的な状況や意識に関してを学校や地域包括支援センター、各障がい者相談支援事業者、民生委員協議会などに相談件数や把握の状況などを調査をかけております。まとめ次第、結果を公表するとしております。

本市では、現在のところ、ケアラー条例を制定する予定はございませんが、この県の実態調査の結果についてを注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川義光議員。

○5番（石川義光君） 県が実施する実態調査等の結果を注視することも必要でしょう。しかし、我が那珂市は、福祉のまち宣言をしており、福祉行政に重点を置いております。今回、新たな5か年計画である第4次那珂市地域福祉活動計画が策定されました。策定に当たっては、「お互いを認め合える私たちらしい地域をつくっていく」、そして、「誰一人取り残さ

ない社会の実現を目指す地域づくりを進める」と明記をされております。どのようにしたら障がい者やその家族にとって安心した暮らしが確保できるのか、複眼的な検討をする必要性があると思います。那珂市独自の条例制定が必要です。

今回、有志議員で勉強会を立ち上げました。ぜひ関係部署も参加をしていただき、議論を深め、県内他市町村横並びではなく、那珂市は一步前を進んでいきましょう。再考をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告 9 番、石川義光議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第 2、議案等の質疑を行います。

報告第 2 号から第 6 号まで、議案第 28 号から第 33 号まで及び議案第 35 号から第 39 号まで、以上 16 件を一括議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第 3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第 2 号から第 6 号までの以上 5 件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第 28 号から第 33 号まで及び議案第 35 号から第 39 号までの以上 11 件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会中に報告をされますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の L I N E W O R K S 掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1 時 3 2 分

令和4年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月21日）

令和4年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和4年6月21日（火曜日）

- 日程第 1 議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）
議案第29号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）
議案第36号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）
議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）
議案第39号 市道路線の変更について
- 日程第 2 発議第 4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 発議第 5号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 議案第41号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君

13番 勝村晃夫君

15番 笹島猛君

17番 福田耕四郎君

14番 武藤博光君

16番 君嶋寿男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	飛田良則君	市民生活部長	玉川一雄君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐	三田寺裕臣君
書記	田村栄里君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。
また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますと
ともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいた
します。

以上、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

◎議案第28号～議案第33号及び議案第35号～議案第39号の各委
員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第28号から第33号まで及び議案第35号から第39号ま
での以上11件を一括して議題とします。

各常任委員会の審査経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小泉周司委員長、登壇願います。

小泉委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小泉周司君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小泉周司君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外7件です。

次に、結果でございます。

議案第28号及び第29号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第31号から第33号及び議案第35号並びに議案第37号から第38号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

次に、理由でございます。

議案第28号及び第29号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

議案第31号は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、国家公務員においては、人事院規則の改正により当該措置のうち非常勤職員に対する育児休業制度が見直されたことから、地方公務員法の趣旨に沿い本条例の一部を改正するものです。

議案第32号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本条例等の一部を改正するものです。

議案第33号は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間を、令和4年3月31日から令和6年3月31日に2年間延長するとともに、特定業務施設の新増設の適用期限を、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までから、認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までに1年間延長するものです。

議案第35号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第37号は、東消防署配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第38号は、消防団第2分団第2部及び第3分団第3部配備の小型動力ポンプ付積載車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）外1件でございます。

次に、結果でございます。

議案第35号及び第39号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第35号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第39号は、県道額田南郷田彦線のバイパス整備事業に伴う付け替えにより、市道1路線を1件変更するものです。

以上、報告申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第30号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第35号及び第36号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第30号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ等を行うものであります。

議案第35号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものであります。

議案第36号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 12 分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は 1 人 3 回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告はありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第29号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第30号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長の報告どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から第30号までの以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第36号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第37号 物品売買契約の締結について（常備消防車両購入）、議案第38号 物品売買契約の締結について（消防団車両購入）、議案第39号 市道路線の変更について、以上8件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から第33号まで及び議案第35号から第39号までの以上8件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、発議第4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（古川洋一君） 発議第4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。
令和4年6月21日。

那珂市議会議会運営委員会委員長 古川洋一。

提案理由でございますが、総務省がオンラインの方法による委員会の開催が可能という見解を示し、本市議会においてもオンラインで委員会が開催できるよう、3月の定例会において委員会条例の一部改正を行いました。全国市議会議長会よりオンラインの方法による委員会条例等の参考条例が示され、公述人や参考人などもオンラインで会議に参加できることなど、前回の改正に追加するため委員会条例の一部を改正するものでございます。

なお、改正条例につきましては別紙のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、発議第5号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（古川洋一君） 発議第5号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年6月21日。

那珂市議会議会運営委員会委員長 古川洋一。

提案理由につきましては、先ほどの発議第4号と同じ理由により会議規則の一部を改正するものでございます。あわせて、会議規則第105条第2項中にある地方自治法の条項が、平成24年に改正されていたことが判明したため、正しい条項に修正するものであります。

なお、改正条文につきましては別紙のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第40号をご覧願います。

議案第40号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年4月28日、菅谷地内交差点において発生した市職員が運転する公用車による接触事故及び令和4年5月10日に小学校敷地内において発生した駐車場に停車していた車を損傷した事故について、それぞれ和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第5、議案第41号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第41号をご覧願います。

議案第41号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名、平山正勝。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市固定資産評価審査委員会の平山正勝委員が、令和4年6月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和4年第2回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする19件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和4年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案等につきましてご審議いただき、貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的・効率的な市政運営を図ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数が一定の落ち着きを見せてきたところではありますが、そして、これまで縮小・中止されてきた各種イベントが再開するなど、少しずつではありますが、明るい話題も増えてまいりました。当市においても、今年の8月には、3年ぶりとなる、なかひまわりフェスティバルの開催を予定をいたしております。基本的な感染症対策をしっかりと行いながら、経済活動との両立を進めてまいりたいと考えております。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。また、熱心に取り組まれている議会改革ランキングも全国566位から314位に、そして県内では11位から6位とそのランキングが上がってございます。引き続き市民に開かれた議会への取組をご期待申し上げますとともに、益々のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） これにて令和4年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大 和 田 和 男

那珂市議会議員 木 野 広 宣

那珂市議会議員 古 川 洋 一